

平成26年9月

指宿市議会会議録

第3回定例会

指宿市議会会議録目次

平成26年第3回市議会定例会

会期日程	1
9月2日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定による出席者	4
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第55号～議案第73号一括上程	6
提案理由説明	6
議案第55号及び議案第56号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	21
議案第57号（質疑，委員会付託省略，表決）	22
議案第58号～議案第65号（質疑，決算特別委員会付託）	23
議案第66号～議案第73号（質疑，委員会付託）	23
新たに受理した請願1件及び陳情1件一括上程（委員会付託）	24
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	24
散会	26
9月17日	
議事日程	27
本日の会議に付した事件	27
出席議員	27
欠席議員	27
地方自治法第121条の規定による出席者	27
職務のため出席した事務局職員	28
開議	29
会議録署名議員の指名	29
一般質問	29
井元伸明議員	29
1. 知林ヶ島の利活用策について	
2. 市営住宅の駐車場について	
3. 人口減少時代のまちづくりについて	

4. 農業振興策について	
前之園 正 和 議員	41
1. 学校給食事業について	
2. 産廃処理から発生する環境への影響について	
3. 敬老祝金について	
4. 川内原発の再稼働問題などについて	
5. なのはな館問題について	
浜 田 藤 幸 議員	56
1. 健康増進について	
2. 地域活性化について	
3. 指宿港海岸整備事業について	
4. 環境保全について	
吉 村 重 則 議員	70
1. 防衛庁への個人情報提供について	
2. 農政問題について	
3. 水道事業について	
外 菌 幸 吉 議員	82
1. 空き家対策について	
延 会	89

9月18日

議事日程	90
本日の会議に付した事件	90
出席議員	90
欠席議員	90
地方自治法第121条の規定による出席者	90
職務のため出席した事務局職員	91
開 議	92
会議録署名議員の指名	92
一般質問	92
白 山 正 志 議員	92
1. 財政健全化について	
2. 人口減少・少子高齢化について	
3. 「まちづくり」について	
4. スポーツ振興について	
前 原 六 則 議員	105
1. スポーツ振興対策について	
2. 地域コミュニティ事業推進について	
3. 篤姫の観光資源について	

4. 青パトの貸し出しについて	
恒吉太吾議員	117
1. 市が管理する施設のトイレ整備について	
高田チヨ子議員	129
1. 安心・安全な生活を守るために	
2. 観光都市指宿を活性化するために	
3. 子ども子育て新制度について	
散会	140

9月25日

議事日程	141
本日の会議に付した事件	141
出席議員	142
欠席議員	142
地方自治法第121条の規定による出席者	142
職務のため出席した事務局職員	142
開議	143
会議録署名議員の指名	143
議案第66号(委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	143
議案第67号(委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	144
議案第73号(委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	153
議案第68号及び議案第69号(委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	154
議案第70号～議案第72号(委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	155
審査を終了した請願1件及び陳情1件(委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	156
閉会中の継続審査について	159
報告第3号及び報告第4号一括上程	159
提案理由説明	160
報告第3号及び報告第4号(質疑)	161
議案第74号(説明・質疑・委員会付託等省略, 表決)	162
議案第75号上程	162
提案理由説明	163
議案第75号(質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)	163
意見書案第4号(説明・質疑・委員会付託等省略, 表決)	164
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果報告	164
閉議及び閉会	165

平成26年第3回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 24日間（9月2日～9月25日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
9月2日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・議案第55号～議案第73号一括上程（議案説明） ・議案第55号及び議案第56号 （質疑、委員会付託省略、討論、表決） ・議案第57号（質疑、委員会付託省略、表決） ・議案第58号～議案第65号（質疑、決算特別委員会付託） ・議案第66号～議案第73号（質疑、委員会付託） ・新たに受理した請願及び陳情上程（委員会付託） ・鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
3日	水	休 会	一般質問の通告限（12時）
4日	木	〃	
5日	金	〃	総務水道委員会（10時開会）
6日	土	〃	
7日	日	〃	
8日	月	〃	文教厚生委員会（10時開会）
9日	火	〃	産業建設委員会（10時開会）
10日	水	〃	
11日	木	〃	
12日	金	〃	
13日	土	〃	
14日	日	〃	
15日	月	〃	
16日	火	〃	
17日	水	本会議	・一般質問
18日	木	〃	・一般質問
19日	金	休 会	
20日	土	〃	
21日	日	〃	
22日	月	〃	委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）
23日	火	〃	
24日	水	〃	

25日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第66号～議案第73号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決) ・ 審査を終了した請願及び陳情 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決) ・ 閉会中の継続審査について ・ 報告第3号及び報告第4号一括上程 (説明) ・ 報告第3号及び報告第4号 (質疑) ・ 議案第74号 (説明・質疑・委員会付託等省略, 表決) ・ 議案第75号 (説明, 質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決) ・ 意見書案第4号 (説明・質疑・委員会付託等省略, 表決) ・ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果
-----	---	-----	--

第3回指宿市議会定例会会議録

平成26年9月2日 午前10時 開議



1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第55号 平成26年度指宿市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第56号 平成26年度指宿市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第57号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 議案第58号 平成25年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第59号 平成25年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第60号 平成25年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第61号 平成25年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第62号 平成25年度指宿市温泉配給事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第63号 平成25年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第64号 平成25年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第65号 平成25年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第14 議案第66号 指宿市奨学資金条例及び指宿市大重・岩崎奨学資金条例の一部改正について
- 日程第15 議案第67号 平成26年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第16 議案第68号 平成26年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第69号 平成26年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

- 日程第18 議案第70号 平成26年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第71号 平成26年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第72号 平成26年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第73号 平成26年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 新たに受理した請願及び陳情上程（請願第2号，陳情第2号）
- 日程第23 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

1 番議員	外 菌 幸 吉	2 番議員	白 山 正 志
3 番議員	恒 吉 太 吾	4 番議員	井 元 伸 明
5 番議員	吉 村 重 則	6 番議員	西 森 三 義
7 番議員	浜 田 藤 幸	8 番議員	東 伸 行
9 番議員	高 田 ちよ子	10 番議員	森 時 徳
11 番議員	高 橋 三 樹	12 番議員	福 永 徳 郎
13 番議員	前 原 六 則	14 番議員	松 下 喜久雄
15 番議員	前之園 正 和	16 番議員	木 原 繁 昭
17 番議員	中 村 洋 幸	18 番議員	新川床 金 春
19 番議員	下川床 泉	21 番議員	新宮領 進

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	渡 瀬 貴 久
副 市 長	佐 藤 寛	教 育 長	池 田 昭 夫

総務部長	高野重夫	市民生活部長	大久保正一
健康福祉部長	下敷領正	産業振興部長	廣森敏幸
農政部長	新留幸一	建設部長	三窪義孝
教育部長	浜島勝義	山川支所長	馬場久生
開聞支所長	下吉耕一	農政部参与	池増広行
建設部参与	光行忠司	総務課長	岩下勝美
財政課長	上田薫	長寿介護課長	大久保成人
水道課長	川口光志		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	福山一幸	次長兼調査管理係長	石坂和昭
主幹兼議事係長	鮎川富男	議事係主査	濱上和也

△ 開会及び開議

午前10時40分

○議長（新宮領進） おはようございます。ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、平成26年第3回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、松下喜久雄議員及び前之園正和議員を指名いたします。

△ 会期の決定

○議長（新宮領進） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より9月25日までの24日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より9月25日までの24日間と決定いたしました。

△ 議案第55号～議案第73号一括上程

○議長（新宮領進） 次は、日程第3、議案第55号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて、から、日程第21、議案第73号、平成26年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、までの19議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今次、第3回指宿市議会定例会に提案いたしました案件は、補正予算の専決処分の承認を求める案件2件、人事に関する案件1件、決算に関する案件8件、条例に関する案件1件、補正予算に関する案件7件の計19件であります。

まず、議案第55号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて、及び議案第56号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、の2議案であります。

議案第55号は平成26年6月30日をもって、また、議案第56号は平成26年7月11日をもって

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第57号、人権擁護委員候補者の推薦について、であります。

本案は、指宿地域の現委員であります福崎恭子氏が本年12月31日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

同氏の住所、生年月日はお示しのとおりでございます。同氏には、平成21年1月から指宿地域の人権擁護委員として多大なご尽力をいただいているところであり、当該委員として適任者であると思っております。

何とぞご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次は、議案第58号、平成25年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、議案第64号、平成25年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出の認定について、までの7議案であります。

この7議案は、一般会計ほか、各特別会計の歳入・歳出決算について地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

なお、決算付属書類をお示ししてありますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次は、議案第65号、平成25年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、であります。

本案は、指宿市水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

また、剰余金処分につきましては、平成25年度未処分利益剰余金7,875万2,667円のうち3,900万円を減債積立金へ、また、3,900万円を建設改良積立金へ積み立てるため、公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第66号、指宿市奨学資金条例及び指宿市大重・岩崎奨学資金条例の一部を改正する条例について、であります。

本案は、奨学資金の利用の促進を図るため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第67号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、であります。

本案は、歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ4億2,878万7千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を217億8,075万円にしようとするものであります。

次は、議案第68号、平成26年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ3,650万8千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を76億5,702万円にしようとするものであります。

次は、議案第69号、平成26年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ6,948万2千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を46億9,172万6千円にしようとするものであります。

次は、議案第70号、平成26年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入・歳出の総額から歳入・歳出それぞれ132万5千円を減額し、歳入・歳出予算の総額を4,870万8千円にしようとするものであります。

次は、議案第71号、平成26年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入・歳出予算の総額から歳入・歳出それぞれ9万3千円を減額し、歳入・歳出予算の総額を2億3,386万2千円にしようとするものであります。

次は、議案第72号、平成26年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ741万9千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を17億8,423万3千円にしようとするものであります。

次は、議案第73号、平成26年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、収益的支出に724万4千円を追加し、収益的支出額を6億9,613万1千円に、資本的支出に2,268万円を追加し、資本的支出額を3億7,351万5千円に、職員給与費に669万5千円を追加し、職員給与費額を1億3,631万6千円にしようとするものであります。

なお、議案第55号、議案第56号及び議案第65号から議案第73号までの11議案の詳細につきましては関係部課長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（高野重夫） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

まず、議案第55号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の平成26年度指宿市一般会計補正予算（第3号）の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ5,503万7千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を213億1,985万8千円にしたものであります。

第2条で、地方債の補正をしたものであります。

内容につきましては、5ページの第2表、地方債補正でお示しておりますが、農道1か所の農林水産施設現年補助災害復旧事業及び市道1か所の土木施設現年補助災害復旧事業に係る地方債を追加したものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、12ページをお開きください。

款10災害復旧費，項1農林水産施設災害復旧費，目1現年単独災害復旧費1,755万8千円の補正につきましては、農道25か所、水路7か所、林道11か所、法面崩壊や水路閉塞等の災害が発生し、土砂除去や水路かさ上げ等の速やかな災害復旧が必要となり、現計予算で不足したことから災害復旧費を増額したものであります。

目2現年補助災害復旧費1,577万9千円の補正につきましては、農道2か所の法面崩壊の災害が発生し、速やかな災害復旧が必要となったことから、その復旧費を計上したものであります。

項2土木施設災害復旧費，目1現年単独災害復旧費1,262万2千円の補正につきましては、市道25か所、里道5か所、河川4か所で路肩決壊等の災害発生し、土砂除去や原形復旧等の速やかな災害復旧が必要となり、現計予算で不足することから災害復旧費を増額したものであります。

目2現年補助災害復旧費907万8千円の補正につきましては、市道1か所の法面崩壊の災害が発生し、速やかな災害復旧が必要となったことから、その復旧費を計上したものであります。

なお、今回の災害箇所及びその状況については、大雨被害、6月21日から27日に対する災害復旧費に関する参考資料を配布させていただいておりますので、詳しい説明については割愛させていただきます。

次は、歳入についてご説明いたしますので、11ページをお開きください。

款14国庫支出金1,436万9千円の補正につきましては、農林水産施設及び土木施設の現年補助災害復旧費に係る国庫負担金であります。

款18繰入金3,156万8千円の補正につきましては、今回、補正の財源調整として財政調整基金からの繰入金であります。

款21市債910万円の補正につきましては、農林水産施設及び土木施設の現年補助災害復旧費に係る災害復旧債であります。

次は、提出議案の3ページをお開きください。

議案第56号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の平成26年度指宿市一般会計補正予算（第4号）の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ3,210万5千円を追加し、歳入・歳出の総額を213億5,196万3千円にしたものであります。

第2条で地方債の補正をしたものであります。

内容につきましては、5ページの第2表、地方債補正でお示ししておりますが、陸上競技場の雨水等排水施設の暗渠新設工事に係る合併特例債の追加と、市道1か所の土木施設現年補助災害復旧事業に係る地方債の額を変更したものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、12ページをお開きください。

款8消防費、項1消防費、目5災害対策費119万3千円の補正につきましては、台風8号の接近により住民の自主避難施設として一次避難施設28か所を開設し、職員を配置したことに伴い、時間外勤務手当が69万3千円不足したことから、今後の災害対策に係る時間外勤務手当50万円を合わせた119万3千円を増額したものであります。

款9教育費、項7保健体育費、目2社会体育施設費680万円の補正につきましては、市営陸上競技場雨水等排水施設の暗渠の老朽化により、駐車場路面から雨水が噴出し路面に陥没が生じ、陥没が拡大する恐れがあったことから排水路新設等に伴う工事請負費を増額したものであります。

なお、市営陸上競技場では、10月に市民体育祭、県高等学校駅伝大会等が控えており、工期が1か月以上要することから、災害復旧費と併せて専決補正したものであります。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費375万7千円の補正につきましては、農道10か所、水路1か所、林道7か所の倒木や水路閉塞等の災害が発生し、土砂除去や撤去等の速やかな災害復旧が必要となり、現計予算で不足することから、災害復旧費を増額したものであります。

項2土木施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費、310万円の補正につきましては、市道14か所、里道1か所、河川4か所で路肩決壊等の災害が発生し、土砂除去や倒木撤去等の速やかな災害復旧が必要となり、現計予算で不足することから災害復旧費を増額したものであります。

目2現年補助災害復旧費1,725万5千円の補正につきましては、市道2か所で路肩決壊の災害が発生し、速やかな災害復旧が必要となり、現計予算で不足することから、災害復旧費を増額したものであります。

なお、今回の災害箇所及びその状況については、台風8号、7月9日から10日に対する災害復旧費に関する参考資料を配布させていただいておりますので、詳しい説明については割愛させていただきます。

次は、歳入についてご説明いたしますので、11ページをお開きください。

款14国庫支出金993万8千円の補正につきましては、土木施設の現年補助災害復旧費に係

る国庫負担金であります。

款18繰入金846万7千円の補正につきましては、今回、補正の財源調整として財政調整基金からの繰入金であります。

款21市債1,370万円の補正につきましては、市営陸上競技場排水路新設工事費に係る合併特例債及び土木施設の現年補助災害復旧費に係る災害復旧債であります。

次は、提出議案の18ページをお開きください。

議案第67号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、であります。

別冊の平成26年度指宿市各会計補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ4億2,878万7千円を追加して、歳入・歳出予算の総額を217億8,075万円にしようとするものであります。

第2条で、債務負担行為の補正をしようとするものであります。

内容につきましては、5ページの第2表、債務負担行為補正でお示しの事業について、債務負担行為の限度額を設定するものであります。

第3条で、地方債の補正を計上しておりますが、これは5ページの第3表地方債補正でお示しのとおり、起債対象事業及び起債額の変更を計上するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについて、ご説明をさせていただきますが、今回の補正予算の各目に人件費を計上しております。これにつきましては、特別職の給料減額、職員の育児休業や4月1日に行いました人事異動による予算の整理及び共済費改定に伴う人件費の増減であります。

なお、各目の人件費につきましては、27ページから給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

なお、今回の補正予算の概要につきましては、参考資料として配布してあります提出議案の概要9ページから12ページにも記載してありますので、併せてご覧ください。

それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについてご説明をさせていただきますので、13ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目6財産管理費、節25積立金3億1,973万8千円の補正につきましては、平成25年度一般会計決算剰余金の一部を基金に積み立てるもので、今後の公債費償還の財源として減債基金に1億1,973万8千円を、公共施設の老朽化等に伴う今後の施設整備の財源として公共施設整備基金に2億円を積立金として増額するものであります。

目8交通安全対策費、次のページを開けていただき、節15工事請負費500万円の補正につきましては、市道の区画線塗替等に係る工事請負を増額するものであります。

目10電算管理費、節11需用費50万円の補正につきましては、平成27年度中の新電算システム稼働に併せて、市税等をコンビニエンスストアで納入可能なシステム導入を予定しており、各コンビニエンスストアへ発行予定の各納付書を事前に送付し、テストをする必要

があることから印刷製本費を増額するものであります。

同じく節13委託料426万7千円の補正につきましては、新電算システム導入に併せて社会保障・税番号制度に対応可能なシステム改修に係る委託料を増額、また、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の内示があったことから、財源を組み替えるものであります。

同じく節14使用料及び賃借料446万4千円の補正につきましては、新電算システム導入に併せて、各課で使用しているコピー機及びプリンタからの複合機に、プリンタから複合機に変更するため、賃借料を増額するものであります。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節2共済費の説明欄にある社会保険料199万7千円及び節7賃金421万円の減額補正につきましては、月額臨時職員の配置替えに伴い減額するものであります。

15ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、次のページを開けていただき、節13委託料119万9千円の補正につきましては、高額療養費の制度改正に伴い自己負担限度額の所得要件が変更となり、医療費助成金申請システムの改修が必要となったことから、委託料を増額するものであります。

目3老人福祉費、節19負担金補助及び交付金の52万2千円の補正につきましては、小規模特別養護老人ホーム開設準備経費補助金の交付単価改正に伴い補助金を増額するものであります。

目4社会福祉費、節15工事請負費60万円の補正につきましては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の内示があったことから、山川老人福祉センターの施設整備に係る工事請負費を計上するものであります。

同じく節18備品購入費200万円の補正につきましては、地域介護・福祉空間整備交付金の内示があったことから、山川老人福祉センターの健康器具等に係る備品購入費を増額するものであります。

目6国民健康保険総務費、節4共済費の説明欄にある社会保険料91万1千円及び節7賃金216万4千円の補正につきましては、月額臨時職員の配置替えに伴い、計上するものであります。

18ページをお開きください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節13委託料518万4千円の補正につきましては、平成27年8月に予定している健康管理システムの更新に併せて、社会保障・税番号制度に対応可能なシステムに改修することから委託料を増額するものであります。

同じく節14使用料及び賃借料123万7千円の補正につきましては、平成27年度に予定している健康管理システム更新のため、機器一式を事前に導入することから、賃借料を増額するものであります。

目2予防費，節11需用費から節13委託料までの合計2,204万円の補正につきましては，平成26年10月1日から定期予防接種に水痘ワクチン及び成人用肺炎球菌ワクチンが追加されることから，ワクチン接種に係る委託料等を増額するものであります。

目6環境衛生費，節11需用費1,338万5千円の補正につきましては，指定ごみ袋の原材料の高騰により1枚当たりの製造単価が上がり，来年7月分までの在庫が不足する見込であることから，燃えるごみ袋製造に係る消耗品費等を増額するものであります。

項2清掃費，次のページの目2塵芥処理費，節11需用費1,761万3千円の補正につきましては，清掃センターごみ焼却施設の修繕に係る施設維持費を増額するものであります。

款5農林水産業費，項1農業費，目1農業委員会費，節3職員手当等の説明欄の時間外手当及び節4共済費の説明欄の賃金に係る社会保険料から，節14使用料及び賃借料までの合計428万4千円につきましては，農業経営基盤強化促進法の一部改正及び農地法の一部改正等に伴う事業費の増額及び農地中間管理事業に係る事業費を計上するものであります。

20ページをお開きください。

目3農業振興費，節19負担金補助及び交付金2,183万7千円の補正につきましては，活動火山周辺地域防災営農対策事業として3事業者に対する県の内示があったことから補助金を増額するものであります。

目6農地費，節15工事請負費の説明欄の単独事業120万円の補正につきましては，大山農村公園の水道増圧ポンプを更新するため工事請負費を増額するものであります。

同じく節19負担金補助及び交付金107万2千円の補正につきましては，農地・水・保全管理支払交付金制度改正に伴い，交付金の管理面積当たりの単価改正があったことから負担金を増額するものであります。

項2林業費，次のページの目2林業振興費，節19負担金補助及び交付金110万円の補正につきましては，6月の集中豪雨に伴う山腹崩壊の復旧について，県営県単治山事業として採択されたことから，市負担金を増額するものであります。

款6商工費，項1商工費，目2商工業振興費，節13委託料426万7千円の補正につきましては，緊急雇用創出事業臨時特例基金事業として，指宿特産品コンシェルジュ育成事業の採択内示があったことから，委託料を増額するものであります。

22ページをお開きください。

目4温泉施設費，節11需用費650万8千円の補正につきましては，砂楽の温泉浴槽ろ過器内のろ過剤購入に係る消耗品費及び脱衣場から海岸への昇降用階段等の修繕料並びに男性用風呂ろ過器補修等に係る施設維持費増額するものであります。

同じく節18備品購入費101万6千円の補正につきましては，ヘルシーランドレストランの備品が故障し，新規に購入するため備品購入費を増額するものであります。

目5公園管理費，節15工事請負費453万6千円の補正につきましては，かいもん山麓ふれあ

い公園のログハウス3棟の屋根補修に係る工事請負費を計上するものであります。

款7土木費，項2道路橋りょう費，目2道路維持費，節19負担金補助及び交付金240万円の補正につきましては，2地区から申請のあった認定外道路整備事業に係る市補助金を計上するものであります。

目3道路新設改良費，次のページの節13委託料1,320万円の補正につきましては，迫片野田線J R踏切工事委託料が詳細設計により増額となったことから，節15工事請負費を同額減額し，予算を組み替えるものであります。

項5都市計画費，目1都市計画総務費，節28繰出金481万3千円の減額補正につきましては，公共下水道事業特別会計における事業費等の増額及び平成25年度決算による繰越金の確定に伴い，一般会計からの繰出金を減額するものであります。

24ページをお開きください。

款9教育費，項2小学校費，目1学校管理費，節11需用費136万円の補正につきましては，各小学校の施設維持補修の予算が不足する見込であることから，施設維持費を増額するものであります。

同じく節13 委託料300万円の補正につきましては，柳田小学校1号棟の耐震補強実施設計等を行ったところ，外壁や電気設備等の非構造部材の耐震化も必要と判明したことから，非構造部材を含めた大規模改造工事設計に係る委託料を増額するものであります。

次のページの目2教育振興費，節18備品購入費78万8千円の補正につきましては，理科教育設備整備費等補助金の交付内示があったことから，備品購入費を増額するものであります。

項3中学校費，目2教育振興費，節18備品購入費77万9千円の補正につきましては，同じく理科教育設備整備費等補助金の交付内示があったことから，備品購入費を増額するものであります。

項6社会教育費，次のページの目3図書館費，節11需用費61万5千円の補正につきましては，指宿図書館空調機の補修に伴う施設維持費を増額するものであります。

次は，歳入についてご説明いたしますので，11ページをお開きください。

款14国庫支出金2,500万3千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの事業に係る補助金及び委託金であります。

款15県支出金3,102万1千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの事業に対する補助金及び委託金であります。

款18繰入金2,495万1千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しのとおり介護保険特別会計及び中山間ふるさと水と土保全基金からの繰入金であります。

12ページをお開きください。

款19繰越金3億4,289万8千円の補正につきましては，平成25年度一般会計の歳入歳出決算

の確定に伴う純繰越金であります。

款20諸収入21万4千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの販売等収入及びその他雑入であります。

款21市債470万円の補正につきましては、節区分及び説明欄にお示しの市債について、借入額を変更するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○健康福祉部長（下敷領正） それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の19ページをお開きください。

まず、議案第68号、平成26年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の平成26年度指宿市各会計補正予算書の31ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ3,650万8千円を追加し、予算の総額を76億5,702万円にするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、40ページをお開きください。

款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目4退職被保険者等償還金、節23償還金利子及び割引料3,650万8千円の補正につきましては、平成25年度退職者医療療養給付費等交付金の確定に伴う償還金を増額するものであります。

次は、歳入についてご説明いたしますので、39ページをお開きください。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1財政調整交付金、節1普通調整交付金3,650万8千円の補正につきましては、消費税率の引上げ等に係る普通調整交付金の追加見込額を増額するものであります。

次は、提出議案の20ページをお開きください。

議案第69号、平成26年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の平成26年度指宿市各会計補正予算書の41ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ6,948万2千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を46億9,172万6千円にするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、50ページをお開きください。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金及び還付加算金4,560万3千円の補正につきましては、平成25年度介護給付費等の確定に伴う国、県、社会保険診療報酬支払基

金への返納金として償還金・利子及び割引料を増額するものであります。

款7繰出金，項1一般会計繰出金，目1一般会計繰出金2,387万9千円の補正につきましては，平成25年度介護給付費等の確定に伴う一般会計への返納金として繰出金を増額するものであります。

次は，歳入についてご説明いたしますので，49ページをお開きください。

款7繰入金138万6千円の補正につきましては，今回の補正予算の財源調整のため，基金から繰り入れるものであります。

款8繰越金6,809万6千円の補正につきましては，平成25年度の介護保険特別会計決算に伴う繰越金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○産業振興部長（廣森敏幸） それでは，命によりまして，産業振興部所管の議案について，追加してご説明申し上げます。

提出議案の21ページをお開きください。

まず，議案第70号，平成26年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について，であります。

別冊の平成26年度指宿市各会計補正予算書の51ページをお開きください。

補正の内容は，第1条で歳入・歳出予算の総額から132万5千円を減額し，歳入・歳出予算の総額を4,870万8千円にしようとするものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方から説明させていただきますので，60ページをお開きください。

給料等の人件費の減額補正につきましては，4月1日の人事異動に伴う減が132万5千円あります。整理後の人件費につきましては61ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。

次は，歳入についてご説明いたしますので，59ページをお開きください。

款3繰入金，項1基金繰入金，目1基金繰入金132万5千円の減額補正につきましては，人件費の減に伴い，財政調整としまして財政調整基金からの繰入額を減額するものでございます。

次は，提出議案の22ページをお開きください。

議案第71号，平成26年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について，であります。

別冊の26年度指宿市各会計補正予算書の65ページをお開きください。

補正の内容は，第1条で歳入・歳出予算の総額から9万3千円を減額し，歳入・歳出予算の総額を2億3,386万2千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から説明させていただきますので、74ページをお開きください。

給料等の人件費の減額補正につきましては、4月1日の人事異動に伴う減が9万3千円であります。

整理後の人件費につきましては、75ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。

次は、歳入についてご説明いたしますので、73ページをお開きください。

款4繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金9万3千円の減額補正につきましては、人件費の減に伴い、財政調整としまして唐船峡そうめん流し整備等基金からの繰入れを減額するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○建設部長（三窪義幸） それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の23ページをお開きください。

議案第72号、平成26年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の平成26年度指宿市各会計補正予算書の79ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で、歳入・歳出予算の総額にそれぞれ741万9千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を17億8,423万3千円にするものであります。

第2条で、債務負担行為を設定するものであります。

内容につきましては、83ページの第2表、債務負担行為でお示しのとおり、指宿市浄水苑及び潟山汚水中継ポンプ場等維持管理業務委託包括的民間委託及び指宿市公共下水道指宿市浄水苑再構築長寿命化工事委託について、債務負担行為を設定するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので90ページをお開きください。

今回の補正予算の各目に人件費を計上いたしております。これにつきましては、4月1日に行われました人事異動に伴う減が12万3千円であります。

なお、各目の人件費につきましては、92ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛をさせていただきます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料200万円の補正につきましては、下水道情報管理システムへのデータ追加に係る経費を増額するものであります。

款2事業費、項1事業費、目1下水道整備補助事業費、節23償還金利子及び割引料5万4千円の補正につきましては、長寿命化工事に伴い発生した鉄くず等の売却益に係る国への返納

金を増額するものであります。

同じく目2下水道整備単独事業費，節13委託料300万円の補正につきましては，マンホール蓋取替え及び取付管設置に係る経費を増額するものであります。

同じく項2維持管理費，目1汚水処理費，節11需用費248万8千円の補正につきましては，浄水苑の汚泥脱水機の修理に係る経費を増額するものであります。

次は，歳入についてご説明いたしますので，89ページをお開きください。

款4繰入金481万3千円の減額補正は，今回の補正予算の財源であります一般会計からの繰入金を減額するものであります。

款5繰越金1,223万2千円の補正は，前年度繰越金が確定しておりますので，今回の補正予算の財源に充当するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育部長（浜島勝義） それでは，命によりまして，教育委員会所管の議案について，追加してご説明申し上げます。

提出議案の14ページをお開きください。

議案第66号，指宿市奨学資金条例及び指宿市大重・岩崎奨学資金条例の一部改正について，であります。

本案は，奨学資金の利用促進を図るため，これら条例の所要の改正をしようとするものであります。

15ページをお開きください。

改正の主な内容ですが，第1条の指宿市奨学資金条例では，条例第4条の改正で奨学生の資格を市に3年以上在住する者の子弟から，保護者が市に住所を有するに要件を緩和し，同条第1号の改正で学校種を高等学校，専修学校，短期大学，大学又は高等専門学校，その他，市長が特に認める学校としております。

第5条第1号の改正では，奨学資金の貸与額を高等学校その他これに準ずる学校に在学する者は月額2万円以内，第2号は，高等学校等以外の学校に在学する者を月額5万円以内とし，希望額に応じて柔軟に対応しようとするものです。

改正後の第8条は，奨学生の決定について定員を設けず，各奨学資金で貸与可能な範囲内において決定できるようにしようとするものです。

改正後の第10条は，奨学資金の償還を償還開始から起算して15年以内とし，また，償還方法についても月賦，半年賦，年賦のうちいずれかの方法により選択できるものとしております。

16ページをお開きください。

第2条の指宿市大重・岩崎奨学資金条例の改正で，奨学生の資格，奨学資金の貸与額，奨

学生の人員及び奨学資金の償還について、改正後の指宿市奨学資金条例の内容と等しくなるように改正をしようとするものです。

なお、施行期日につきましては、平成26年11月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○水道課長（川口光志） それでは、命によりまして、水道課所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の13ページをお開きください。

まず、議案第65号、平成25年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、であります。

別冊の平成25年度指宿市水道事業会計決算書及び剰余金処分計算書の9ページをお開きください。

平成25年度指宿市水道事業報告書の1概況の総括事項のうち業務量についてですが、年度末における給水人口は4万3,359人、給水件数は2万7,757件となりました。

年間配水量は767万495 m^3 、給水量は668万3,740 m^3 で、有収率は87.14%となりました。

建設改良事業ですが、建設工事については、原水及び浄水施設整備費により小雁渡浄水場配管工事など4件、4,417万5,900円を、配水施設整備費により前玉利線配水管新設工事など21件、2億540万7,750円を実施してまいりました。

また、改良工事は配水施設整備費により、浦向線配水管布設替1工区工事など19件、1億2,891万7,650円を実施してまいりました。

次は、平成25年度指宿市水道事業決算報告書についてご説明いたしますので、1ページをお開きください。

収益的収入及び支出であります。収入の第1款水道事業収益は、予算額7億5,245万3千円に対し、決算額は7億5,453万8,664円で、予算額に対し208万5,664円の増となりました。

なお、決算額には備考欄にお示しのとおり、3,578万3,045円の仮受消費税及び地方消費税が含まれております。

支出の第1款水道事業費用は、予算額6億5,983万1千円に対し、決算額は6億5,728万5,078円で、不用額が254万5,922円となりました。不用額の主なものは、営業費用における委託料、修繕費、動力費及び予備費であります。

なお、決算額における備考欄にお示しのとおり、742万1,621円の仮払消費税及び地方消費税が含まれております。

2ページをお開きください。

資本的収入及び支出ですが、収入の第1款資本的収入は、予算額781万9千円に対し、決算額734万8,368円となりました。

なお、決算額には備考欄にお示しのとおり、1万6,855円の仮受消費税及び地方消費税が含まれております。

支出の第1款資本的支出は、予算額5億2,235万4千円に対し、決算額は5億2,080万6,656円で、不用額が154万7,344円となりました。

不用額の内訳は、建設改良事業における入札執行残及び予備費等でございます。

なお、決算額には備考欄にお示しのとおり、1,814万931円の仮払消費税及び地方消費税が含まれております。

また、表外にお示しのとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5億1,345万8,288円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,804万3,564円、過年度分損益勘定留保資金8,486万651円、当年度分損益勘定留保資金2億7,645万4,225円、減債積立金5,000万円、建設改良積立金8,409万9,848円で補填いたしました。

次は、平成25年度指宿市水道事業損益計算書についてご説明いたしますので、3ページをお開きください。

損益計算書は1会計年度内における企業の経営成績を明らかにするため、その期間中に発生した全ての収益とこれに対応する全ての費用を記載し、純損益とその発生経緯を表示した報告書であります。

なお、損益計算書は消費税及び地方消費税抜きで表示することとなっておりますので、先ほど説明いたしました決算報告書の数値とは異なってまいります。

まず、給水収益である水道料金やその他の営業収益である手数料など、営業収益の計7億1,058万6,935円から、主たる事業活動のために生じる営業費用の計5億7,182万3,195円を控除した1億3,876万3,740円が営業利益となります。

営業利益には、事業の経常的活動以外の原因から生じる営業外収益の計777万5,203円を加算した額から、企業債利息など営業外費用の計6,480万5,881円を控除した8,173万3,062円が経常利益となります。

経常利益に期間外の水道料金調定額である特別利益39万3,580円を加算した額から、過年度過誤納還付金や不納欠損金などの特別損失343万6,473円を控除した7,869万169円が当年度純利益となります。

当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益に前年度繰越利益剰余金6万2,498円を加算した7,875万2,667円となりました。

次は、平成25年度指宿市水道事業剰余金処分計算書についてご説明いたしますので、4ページをお開きください。

ページの下段の表になりますけれども、当年度未処分利益7,875万2,667円の処分ですが、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を経て定める減債積立金に3,900万円、建設改良積立金に3,900万円を積み立て、残額75万2,667円を翌年度へ繰越しし

ようとするものであります。

次は、提出議案の24ページをお開きください。

議案第73号、平成26年指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の平成26年度指宿市水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第2条におきまして予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款水道事業費用の第1項営業費用を724万4千円追加し、水道事業費用を6億9,613万1千円に、営業費用を5億9,631万9千円にしようとするものであります。

内訳につきましては、4月1日に行われました定期人事異動に伴う人件費と地図情報システムへの入力作業に伴う筆耕賃金の増額であります。

第3条におきまして、予算第4条に定めた資本的収入及び支出のうち、支出に係る第1款資本的支出の第1項建設改良費を2,268万円追加し、資本的支出を3億7,351万5千円に、建設改良費を2億2,959万4千円にしようとするものであります。

内訳につきましては、上下水道料金システム更新に伴う固定資産購入費の増額であります。

第4条におきまして、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給与費を669万5千円追加し、1億3,631万6千円にしようとするものであります。

なお、2ページ以降に実施計画及び給与費明細書を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時48分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 議案第55号及び議案第56号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（新宮領進） これより質疑に入ります。

まず、議案第55号及び議案第56号の2議案について質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第55号及び議案第56号の2議案は、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号及び議案第56号の2議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新宮領進) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第55号及び議案第56号の2議案を一括して採決いたします。

2議案は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号及び議案第56号の2議案は、承認することに決定いたしました。

△ 議案第57号(質疑, 委員会付託省略, 表決)

○議長(新宮領進) 次に、議案第57号について、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新宮領進) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第57号は、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第57号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は同意することに決定いたしました。

△ 議案第58号～議案第65号（質疑，決算特別委員会付託）

○議長（新宮領進） 次に，議案第58号から議案第65号までの8議案について質疑に入ります。
ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので，質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第58号から議案第65号までの8議案については，委員会条例第6条の規定により10人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し，これに付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって，議案第58号から議案第65号までの8議案は，10人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し，これに付託することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については，委員会条例第8条第1項の規定により外菌幸吉議員，吉村重則議員，西森三義議員，浜田藤幸議員，高橋三樹議員，福永徳郎議員，前原六則議員，中村洋幸議員，新川床金春議員，下川床泉議員，以上10人を指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご報告申し上げます。

休憩中に開催されました決算特別委員会において，委員長に外菌幸吉議員，副委員長に前原六則議員がそれぞれ互選されましたので報告いたします。

△ 議案第66～議案第73号（質疑，委員会付託）

○議長（新宮領進） 次に，議案第66号から議案第73号までの8議案について質疑に入ります。
ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので，質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第67号を除く7議案については，お手元に配布いたしております議案付託表のとおり，それぞれの所管の常任委員会に付託し，議案第67号については，各常任委員会の所管に従い分割付託とします。

いずれも休会中審査を終了されますようお願いいたします。

△ 新たに受理した請願1件及び陳情1件一括上程（委員会付託）

○議長（新宮領進） 次は、日程第22、新たに受理した請願1件及び陳情1件を議題といたします。

請願1件及び陳情1件については、お手元に配布の請願文書表及び陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

休会中審査を終了されますようお願いいたします。

△ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

○議長（新宮領進） 次は、日程第23、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合は本市をはじめ、県内全市町村で構成し、後期高齢者医療制度の運営主体となる特別地方公共団体であります。

広域連合議会議員につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約第7条第2項第2号の規定により、市議会議員から6人を選出することとなっております。

今回、市議会議員区分に2人の欠員が生じたため、候補者受付の告示を行い、届け出を締め切ったところ3人の候補者がありましたので、同規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い者から順に当選人を決定することとなっておりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知を行うことはできません。

お諮りいたします。

選挙結果の報告につきましては、会議規則第32条の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告につきましては、会議規則第32条の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙の方法は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（新宮領進） ただいまの出席議員は20人であります。

候補者名簿を配布いたします。

〔候補者名簿配布〕

○議長（新宮領進） 候補者名簿の配布漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 配布漏れなしと認めます。
投票用紙を配布いたします

〔投票用紙配布〕

○議長（新宮領進） 投票用紙の配布漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 配布漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（新宮領進） 異常なしと認めます。
ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。
投票は、単記無記名であります。
職員が議席番号と名前を呼び上げますので、投票用紙に記載のうえ順番に投票願います。

〔点呼、投票〕

○議長（新宮領進） 投票漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

〔閉鎖解除〕

○議長（新宮領進） これより、開票を行います。
会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に木原繁昭議員、新川床金春議員、下川床泉議員を指名いたします。
開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票立会人開票席に着く〕

〔開票〕

○議長（新宮領進） 選挙結果を報告いたします。
投票総数20票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。
そのうち、有効投票20票、無効投票0票であります。
有効投票中、下本地隆議員16票、道上正己議員1票、たてやま清隆議員3票。

以上のとおりであります。

△ 散 会

○議長（新宮領進） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時16分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 松 下 喜久雄

議 員 前之園 正 和

第3回指宿市議会定例会会議録

平成26年9月17日 午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 一般質問
- 

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
- 

1. 出席議員

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 1番議員  | 外 菌 幸 吉 | 2番議員  | 白 山 正 志 |
| 3番議員  | 恒 吉 太 吾 | 4番議員  | 井 元 伸 明 |
| 5番議員  | 吉 村 重 則 | 6番議員  | 西 森 三 義 |
| 7番議員  | 浜 田 藤 幸 | 8番議員  | 東 伸 行   |
| 9番議員  | 高 田 チヨ子 | 10番議員 | 森 時 徳   |
| 11番議員 | 高 橋 三 樹 | 12番議員 | 福 永 徳 郎 |
| 13番議員 | 前 原 六 則 | 14番議員 | 松 下 喜久雄 |
| 15番議員 | 前之園 正 和 | 16番議員 | 木 原 繁 昭 |
| 17番議員 | 中 村 洋 幸 | 18番議員 | 新川床 金 春 |
| 19番議員 | 下川床 泉   | 21番議員 | 新宮領 進   |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |        |         |
|---------|---------|--------|---------|
| 市 長     | 豊 留 悦 男 | 副 市 長  | 渡 瀬 貴 久 |
| 副 市 長   | 佐 藤 寛   | 教 育 長  | 池 田 昭 夫 |
| 総 務 部 長 | 高 野 重 夫 | 市民生活部長 | 大久保 正 一 |
| 健康福祉部長  | 下敷領 正   | 産業振興部長 | 廣 森 敏 幸 |

|        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 農政部長   | 新 留 幸 一 | 建設部長   | 三 窪 義 孝 |
| 教育部長   | 浜 島 勝 義 | 山川支所長  | 馬 場 久 生 |
| 開闢支所長  | 下 吉 耕 一 | 農政部参与  | 池 増 広 行 |
| 建設部参与  | 光 行 忠 司 | 総務課長   | 岩 下 勝 美 |
| 市長公室長  | 川 路 潔   | 危機管理課長 | 森 和 美   |
| 市民協働課長 | 上川路 正 和 | 税務課長   | 中 村 孝   |
| 環境政策課長 | 井 手 久 成 | 長寿介護課長 | 大久保 成 人 |
| 地域福祉課長 | 山 口 保   | 健康増進課長 | 今柳田 浩 一 |
| 商工水産課長 | 中 村 俊 治 | 水道課長   | 川 口 光 志 |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事務局長    | 福 山 一 幸 | 次長兼調査管理係長 | 石 坂 和 昭 |
| 主幹兼議事係長 | 鮎 川 富 男 | 議事係主査     | 濱 上 和 也 |



## △ 開 議

午前10時00分

○議長（新宮領進） ただいまご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、外菌幸吉議員及び臼山正志議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（新宮領進） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、井元伸明議員。

○4番議員（井元伸明） おはようございます。4番、井元でございます。通告してあります4点について、順次質問をさせていただきます。

まず、第1点目は、知林ヶ島の利活用策についてお尋ねをいたします。知林ヶ島は干潮時には砂州が現れ、歩いて渡れることから、この島の自然環境を守ってこれからの指宿市の新しい観光にも生かしていこうと、平成11年6月23日に、まずは開発公社が2億7,500万円で取得をいたしております。さらに、平成20年8月の29日には、指宿市が正式に3億3,570万円で購入をいたしております。さらに、平成21年4月の11日に知林ヶ島憲章が制定をされております。この知林ヶ島全域が自然公園法に基づく第2種特別地域に指定されていることから、環境省によってこれまでに遊歩道と展望台等が整備されてきたところでもございます。こういう状況の中、今年3月には、遊歩道の登り口付近が登れなかったものが、再整備をされて通行できる状態でしたが、今年6月の27日、指宿市内において大雨が降ったことにより、再び登り口付近の土砂崩れ発生のために現在通行止めとなっております。指宿市に観光で訪れた方々が早急な開通を望んでいる状況が続いておりますが、開通の予定はいつ頃になっているのか、まずお尋ねをいたします。

次、第2点目に、指宿市営住宅の駐車場の整備状況についてお尋ねをいたします。市営住宅におきましては、現在、順次古い順番に建て替えを行っておられます。建て替えられた新しい住宅においては、駐車場も十分に確保されていると思われませんが、建築年数の古い住宅等の駐車場確保がなかなか厳しい状況のようでございます。全体的な整備状況について、お尋ねをいたします。

次、3点目に人口減少時代のまちづくりについてお尋ねをいたします。今後は全国的な人口減少が進んでいくと予測をされております。様々な要因があるようございますが、こ

のような中で高齢化率は世界でも類を見ないような勢いで、高齢化率の高さを迎えようといたしております。併せて出生率も大きく落ち込んでおります。このような状況で推進してまいりますのは、2040年度におきましては日本の人口は半減し、小さな自治体の中には消滅恐れのあるところが896か所あるとの予測もされております。今後は人口減少を前提に政策を考え、少子化対策・人口減少対策を含めて総合振興計画の中で、人口が減っても衰退しないことが必要であると思われまます。このような状況の中で、指宿市におきましては、1市2町で合併してから既に8年を過ぎておりますが、この8年間の間に人口が3,000人余り減少してきております。このような状況の中で、現在の指宿市の人口の推移と、この人口減少に対しての対策・検討はどのような状況になっているのかお尋ねをいたしまして1回目の質問を終わります。

**○議長（新宮領進）** 農業振興は…。

**○4番議員（井元伸明）** 失礼しました。4点目がありました。

次、第4点目でございますが、農業振興策についてお尋ねをいたします。本年度は全国的にも集中豪雨が続き災害が多く発生をしている状況の中でもございますが、指宿市においても、最近、雨の日が多く農作業に支障を来している状況でもございます。特に農業振興地域内においては、基盤整備はされているものの、今年のような長雨で雨量の多いときには畑の地下水の排水が思うようにはいかず、10日以上経過しても、トラクターなどの農作業ができない状態が続く、定期的な植付けなどができないことから、経営に大きな支障を来している状態でもあります。このような状況を改善するために、農家はほ場に暗きょ排水を希望をしております。このような個人のほ場内のことについては、自らの責任において整備することは当然のことではありますが、現在、大雨などの畑の土砂災害でございますが、災害時に実施していただいております現物支給等がございますが、これらと同じように暗きょ排水等のパイプ等の提供はできないものかお尋ねをいたしまして、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 知林ヶ島の利活用策についてでございますが、平成25年9月3日の風雨により、知林ヶ島の南の展望台へ登る歩道が通行止めとなっておりますが、平成26年3月28日に補修が終了し、通行できるようになりました。しかし、本年6月27日の大雨により、南の展望台へ登る歩道が土砂崩れのため、再度通行止めとなっているところであります。砂州については通行できることから、知林ヶ島ガイドの説明や看板等で周遊道路が通行止めとなっていることを渡島者へ周知しているところであります。知林ヶ島周遊道路の通行止めの解除時期につきましては、環境省が展望台までの登り口が今の場所でのいいのかなどを含め、平成26年9月10日に現地調査を行い、その調査結果を踏まえ、工事の計画をするとのことで、現段階においては解除時期はまだ決まっていないところでございます。

次に、指宿市の人口の推測をどのように予測しているのかについてでございます。人口

の推移でございますが、平成17年国勢調査では4万6,822人、平成22年国勢調査では4万4,396人となっております。また、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に公表いたしました日本の地域別将来推計人口によりますと、本市の総人口は、平成27年が4万1,895人、平成32年が3万9,403人、5年後の平成37年が3万6,853人、そして、その次の5年後、平成42年が3万4,383人、平成52年が2万9,635人と予測されており、合併前の平成17年と、平成52年、2040年を比較いたしますと、1万7,187人減少すると見込まれております。人口減少対策についてでございますけれども、住みよいまちづくりを進め、農業の6次産業化など、産業を振興し、働く場を確保すること。そして、出産・子育てがしやすい環境づくりなどに取り組むことが必要であろうと考えているところであります。

以下、いただきました質問等につきましては、関係部長等が答弁をいたします。

**○建設部長（三窪義孝）** 市営住宅の駐車場についてのお尋ねですが、現在、管理している市営住宅は47団地791戸であり、47団地のうち、舗装や区画線などが整備され、1戸当たり1台以上確保されている団地が33団地、区画線等は未整備ですが、駐車スペースは十分確保がされている団地が8団地、駐車場が住宅の戸数に足りないものが6団地となっております。以上です。

**○農政部参与（池増広行）** ほ場整備に関する材料支給についてのご質問でございます。現在の制度としましては、台風や長雨等を原因とします小規模の法面崩壊等が発生した場合、復旧のための災害用ネットや防災杭を、また公共性の高い耕作道路等の整備作業につきましては、生コンクリートや再生砂利等の現物支給を行っております。したがって、議員よりご質問のありました農地整備に関する暗きょ排水のためのパイプ等を提供することは難しいと判断されます。

**○4番議員（井元伸明）** それでは、まず、知林ヶ島の件について、2回目より順次質問させていただきたいと思うんですが、環境省の方が9月の10日に調査に来られて、今後、調査をしてですね、これも聞きますと、もう何回目かということでございます。この通行止めというか、土砂崩れもですね。私は8月の24日、日曜日でございましたけど、鹿児島パークボランティアの会の皆さんと一緒にですね、自然観察会というのがございまして、一緒に参加させていただく機会がありました。このときですね、海洋生物と、植物学者の先生方が一緒に同行されて、そのほかに、環境省の保護観察官であります三村さんという方も、偶然、プライベートでということで、どういう状況かを、下見というか、来られておりましたので、いろいろと、2時間半近く一緒に同行しておりましたので、お話しをする機会がございましたので、今、市長の方で答弁がありましたようにですね、今後、同じような場所を何回も補修していくと、やっぱり税金の無駄遣いというか、また今後のこともありますので、真剣にする、考えていくためには、今後、コンサルタントを入れたりしてですね、どういう方向がいいかということでありましたけれども、当日ですね、夏休みの最後の日

曜日ということもありまして、家族連れの、県内はもちろんですが、県外の方も多く見えておられまして、本当にみんなこういうところに子供さん連れで来たら本当に素晴らしいところだなと思いながら、いざ現地に行きますとですね、看板が、さっき案内のように、入口に登れませんよというような案内はありましたけれども、あの看板をほとんどの方が見過ごすというか、見ないで渡られて、行ったときになんで登れないんだろうということですね、くっつかかる方はおりませんでしたけれども、そういう状況の中でやっぱしこれ、指宿市がですね、この環境を大事にし、この島を何とか観光にも生かしていきたいということで、相当な税金、血税を使ってですね、3億3,570万円ということで出資をして環境省に整備をしていただいた場所でもありますけど、簡単に指宿市が補修工事ができない、環境省にお願いせんないかんというのは、状況は分かるのでありますけど、やっぱしこれ、観光に来られたお客さんというのはですね、指宿のイメージというのは、あそこに来られて始めて登れないということになれば、イメージ的にもすごく何か大きなダメージを受けてですね、指宿に行きたい、やっぱり、この観光というのは自然にできる観光ばっかしじゃなくして、やっぱし、守り・育てていかなければですね、なかなか大変だろうと思います。ここはですね、補修工事がかなりの時間がかかるということでもありますけれども、早急な対応というのは、何かできないものかですね、何か検討されたことがあるのか、ひとつお尋ねをしたいと思います。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 南の展望台への登り口など、これまでも被害があったことから、どうあれば災害に強いかなど、抜本的なコース見直しも含めた落石対策検討業務の入札が、本年8月11日に行われております。受託業者としましては、熊本県森林組合連合会が決定され、業務期間は平成26年11月28日までと聞いております。そして、先ほども市長の方で答弁いたしましたけれども、本年9月10日に現地調査ということで、環境省九州地方環境事務所から3人、鹿児島自然保護事務所から1人、受託業者の熊本森林組合連合会から4名、そして市の観光課職員2名で現地を視察・確認している状況であります。今後も環境省と連絡を密に取り合い、早急に工事が進み、安全な周遊道路ができるよう、協議してまいりたいというふうに考えております。

**○4番議員（井元伸明）** その慎重にですね、協議をされていくのは本当に結構なんですけど、以前ですね、これ環境省が整備していただく前には、左側というか、あの船着き場、以前地域住民の方が、あそこで耕作された時期がありましたけども、そのときの登り口ってというのがですね、まだ現在でも何とか整備すればできる道路があるということを知っております。実は私も渡りまして、当日の渡島証明書というのはいただきまいたけれども、私のが1万8,680番ということでもありますけど、見てますとですね、ほとんどこのカードをもらえる方もおりますけども、ほとんど、半分の方というか、もらわれない方もおられます。これを考えますと、相当の方があそこに渡っておられるんだろうと思うんですよ。向こうに

行きますとですね、やっぱり、今シルバーの方ですかね、いろんな形、ボランティアという形で、いろんな形で、着いてから貝殻の説明とか島の説明をされたりですね、そういう状況は本当に素晴らしいなと思いました。行きはですね、島を見ながら、状況を見ながら渡りますけど、そこで話を聞いてですね、貝の話やら、登れないからということもあるんですけど、こういう貝があってこの貝を集めて、二つ合えば本当に幸せになりますよとか、そういう話されると、なぜか帰るときは、片側帰るときは、みんな下を向いて貝を集めながら、本当に真剣に、そういう状況の中でですね、せっかく上の展望台に行けば素晴らしいパワースポットがあり、また、鐘を突けば幸せになるということで、それをやれば聞き、いろんな形で聞き及んで来られる方も非常に多いと思うんですよ。そういう中ではですね、この旧路というか、以前、農作業道路に使っていた道路をですね、何とか活用できるような方法はできないものなんでしょうかね。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 今、ご質問のあったことにつきましては、多分、知林港というところからの登り口だというふうに推測されますけども、この知林港につきましては、環境省がこの自然遊歩道を整備した段階で、知林港を周遊する道路は整備されております。そして、現在も、今、確かに南展望台のところから、登り口は閉鎖されておりますけども、工事が終了次第、すぐさま周遊道路が通行できるように、現在も知林ヶ島内の周遊道路については、草刈り業務等のメンテナンスは市の方で定期的を実施しておりますので、大潮等で砂州の方から渡って知林港の方へ行く浜辺ができた場合には、その浜辺を渡りながら、知林港の方から、周遊道路を回るということは可能になっておりますけれども、ただ、潮が引かない状況でありましては、砂州から知林港に行くところは、岩の質がもろい質になっております。そのため、大きな落石、巨岩の落石等がこれまでも頻繁にある状態で、なかなかその安全確保というものは難しい状況であります。そういうことから、環境省としましても、平成20年時の整備の段階で、緩やかな勾配である砂州の左の方から登山道、周遊道路を付けようというような検討もしたみたいでございまして、やはり、地質的にも難しいということで、今現在の南側の、結構知林ヶ島では急峻な、ほぼ直角に近いような形の崖を等高線に従って迂回をしながら道路を造っている状況でございまして。そういう意味からして、私どもとしましても、今、抜本的な周遊道路の見直しということも、環境省としましては考えているということでしたので、そのようなところを逐一情報をいただきながら、なるべく早目の開通ということを、環境省等にもお願いをしてみたいとふうに思っております。

**○4番議員（井元伸明）** 全て、聞いてますと環境省に丸頼みというか、そういうふうに聞こえますけれども、市の方でも定期的には草払い等は行っているってことでありますけど、これですね、指宿市内にも、素晴らしいいろんなボランティア精神に燃えた方もたくさんおられると思うんですよ。例えば、縄文の森でありますとかですね。例えば申しますとです

ね、今月の6日の日、池田湖の馬頭観音の前ですね、あれは市有地でありますけども、今まで池田校区で管理をされたりしておりましたけど、相当な量があるということで、この6日の午後、池田校区内のボランティアの方、市役所からもですね、18名の方が参加をさせていただいて、2時間前後ぐらいの間にすばらしい草刈り作業が、ボランティアの方々のおかげでできております。これも市有地でありますので、こういうことを皆さんが自発的に声をかけていただければですね、できる状況もあると思います。そして、そういうように今の、岩がもろいとかいろんな状況はあるんでしょうけど、せっかく指宿に来たお客さんですね、行ったけど登れなかった人はもう二度と来ないと思うんですよ、大方はですね。そういう状況は、観光はいつまでも砂むしがあると思うなというぐらい、今、世間では言われてますけど、守り・育てていかなければですね、この、今できないから、自然が壊したところだから、手をこまねいてやっていくのはどうかなと思うんですけど、何とか上の方はすばらしい周遊道路ができておりますのでですね、入口をさっき言われましたように、それは岩がもろいとかいろいろ状況はあるにしても、以前はこれを完全になくてもいろんな方が登ったり、現在でも灯台を守る方はですね、月に何回か知りませんが、相当数の頻度であそこに上り下りもされておりますから、絶対に行けないということはないと思うんですよ。安全・安心が一番大事なんですよけれどもですね、そこら辺りを考えて、もうちょっと指宿市も積極的な民間活用というかですね、いろんな意味で、財政的にはどこでもしょうけれども、厳しい状況はありますので、このボランティアの方々も含めたですね、指宿市の本当にこれからの生き残り策として、何かこういう、早急な、もう1回そのボランティア通じてのですね、利活用で、早急なですね、本格的な開通は別にしても、11月ぐらいということで、まだ相当ありますよね。その間にはもうお客さんはどんどん来ても、行けなかったということで、指宿のイメージは段々悪くなるばっかだと思いますんで、この辺り、どうですか。できるような方法で考える気はないのかどうかお尋ねいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 先ほども申しあげましたけれども、今現在の遊歩道というものにつきましては、知林ヶ島で最も急峻な崖地にできております。議員もこの遊歩道は渡ったことが、歩いたことはあると思うんですけども、今回、崖崩れが起きたところですね、ほぼ等高線上でずっと遊歩道を造っております。ということは等高線上に造ってるっていうことは、緩やかな壁、坂道ですけども、その右側につきましてはほぼ90度に近い崖が切り立っているところを、等高線上に沿って切り回して道を造っておりますので、しかもその崩れたところには2m以上の大きい岩石が横たわったり、また、露出しているようなところもございます。そういう意味で、平坦な土地であればバイパスということも考えられますけれども、今現在、造られている周遊道路の地理的な条件を考えれば、ましてや重機等がない限り人力ではとてもじゃないけどバイパスというものはできないというふうに、

私どもとしては判断しております。ただ、知林ヶ島につきましては、砂州の関係で11月以降は、もう砂州があまり現れないと、現れても出現時間が短いということで、11月から2月ぐらいにつきましては、あそこに、もう渡れませんよというようなことで案内をしております。ただですね、この知林ヶ島は周遊道路だけが、私どもとしましてそれだけが魅力とは認識はしておりません。というのは、平成13年に環境省に香り風景100選にこの知林ヶ島を選定しておりますけれども、これはやはり、砂州を歩きながら両方から海の潮の香りを満喫し、雄大な自然に触れるという意味で、香り100選に選定されております。そういう非常に強い魅力を持っているということで、今現在も知林ヶ島ガイドの方で統計を取っておりますけれども、6月27日の大雨によって展望台に渡れなかったあともですね、ほぼ例年並みの知林ヶ島を渡っている観光客が見受けられている状況です。そういう意味でも、香り100選のそういうものを満喫したり、先ほど議員がおっしゃられました幸せを呼ぶ貝、ボランティアガイド等からの説明を受けながら、観光客というものは雄大な自然というものを満喫して帰ってくれているものというふうに認識しておりますので、やはりここは安全が第一という意味で、この遊歩道のボランティアをかけたバイパスということについては、非常に難しいものがあるというふうに認識しております。

**○4番議員（井元伸明）** 本心に答弁はすばらしいと思います。本心にですね、来客数はほとんど変わってないと、香り100選の満喫して帰っていただいているだろうということなのですが、実際私も渡って、あそこに本当に何で渡れないんだという方、結構いるということだけ認識していただいでですね、早急な開通ができるような方法を、今後また、考え直していただきたいと思います。

時間がありません、次にまいります。次は、市営住宅の駐車場の整備状況についてお聞きしますが、現在、市内の47か所のうち、6団地が駐車場が完全に1所帯に1台整備されていないということでありましたけれども、実際、そういう中にはですね、現在、子育て中で、若い夫婦の方ですね、若い夫婦の方はもちろん2人働きに行けば、それぞれ場所も違うし、今現在は車が2台というのがもう常識だろうと思うんですよ。そういう状況の中で、全ての所帯の方にですね、2台の駐車場を確保してほしいと申しませんが、今の少子化時代、子育て支援というのを一生懸命言っている状況の中で、今の状況というのは、聞きますと、やっぱりない方はですね、個人の空き地を借りたり、ちょっと離れた駐車場をお借りしたりしてですね、みんな努力はされておりますけど、指宿に初めて来られたりして、そういう縁もゆかりもないところに来て探してもなかったと、困ってる人が結構いらっしゃるという話、聞きますので、この駐車場についてはですね、現在住宅に行きますと、ちょっとした公園スペースがあったり、ちょっとしたそういう芝を植えたりですね、そういうスペースがあったりする場所もありますので、そういう場所等をですね、何か駐車場に、何か確保できるようなことはないのか、余地はないのかお尋ねをいたします。

**○建設部長（三窪義孝）** 市営住宅の駐車場につきましては、住宅1戸当たり1台が基本であり、2台以上所有する場合は近隣の駐車場を利用させていただきよう、入居前に説明しているところであります。しかしながら、議員ご指摘のとおり、社会経済活動や日常生活のため、2台以上を所有している入居世帯が多くなっております。したがって、駐車場として利用できるスペースを有する団地につきましては、まずは団地内の安全性、利用状況、入居前の意向等を勘案しながら駐車場整備を検討してまいりたいと考えております。

**○4番議員（井元伸明）** 住宅に入ればですね、もう長い方、相当な長い年月入っておられると思います。そして、高齢化になればですね、もう車は免許を返納したり、バスを利用したり、タクシーを利用したりという方も多くなりまして、そういう状況もあっているいろんな形でやっぱし考えていくのがいいと思うんですが、現在の社会情勢というのは大きく変化ってきておまして、指宿市もさっき市長からもお話しがありましたように、人口がどんどん減っていく状況の中でですね、子育て環境、子育てしやすいような環境を応援しましょうということ、お題目は唱えておりますけれども、今、言うようにですね、1台は準備をしますと、1台は個人で駐車場は確保してくださいよと、契約のときは全部言っておりますよと言うけど、そういうですね、何か縦割り行政というか、何年前に作った規約か条例か分かりませんが、そういうのを押しつけていくようなことじゃなくして、現在の環境に合ったような、指宿市が、やっぱし、指宿はおもてなしの心というか、そういう形で、きめ細かなですね、心遣いっていうのが必要じゃないかと思うんですよ、いろいろな形ではですね。こういう環境を作っていただくと一番いいと思いますんで、少子化対策・人口減少の対策にはですね、こういう形で若い方々が働きやすい場所を作ったり、駐車場でも難儀苦勞をせずに、指宿に安心して住める場所、今、定住促進とかいろいろ我々もお願いしておりますけど、そうするためにもですね、今後、こういうの非常に大事だと思うんですが、本当にそういう意味でやっていただけるのかどうか、最後に住宅の件、お尋ねをします。

**○建設部長（三窪義孝）** 駐車場整備につきましては、まずは団地内の安全性が確保されるということになります。今後、入居者とその割り当て方とか、運営方法等の協議が整った団地から進めていきたいとは考えております。

**○4番議員（井元伸明）** そういうことで、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

次、3点目でございますが、これ、人口減少というのは本当に深刻な問題であろうかと思っております。指宿市だけじゃないんですけど、全国的な問題もありますけど、敢えてですね、これ公共施設に関する事についてお尋ねをさせていただきたいと思うんですが、本市も合併して間もなく10年を迎えようとしておりますが、この公共施設等の管理計画策の検討というのは行われていると思うんですが、今後、これからのですね、公共施設の在り方として、維持・管理をしていく上で、財政的にも公共施設の整備基金積立金というのが、指宿



市で本年の9月現在で11億6,863万円ということでございます。県内の平均を見てみますとですね、17億8,800万円の状況のようでございます。こういう状況の中で、指宿市も非常に厳しい状況の中ですね、一つ例を申し上げますと、今後なのはな館のこともありましようけれども、指宿市民会館におきましてもですね、現在、雨漏りの状況がひどいようであります。なかなか小さい補修等では対応できないような話も聞いておりますけどですね、こういう公共施設の在り方っていうのを、今後、本当に真剣に考えていかないと、1市2町で合併して持っていた公共施設の中にはですね、例えば、市民会館・町民会館というような、似たような施設もあります。何かその管理・運営の方法としてですね、これから財政として厳しい中をどのように管理・運営をされていく計画をされているのかですね、お尋ねいたします。

**○市長（豊留悦男）** 大変貴重な、そして喫緊の課題であります公共施設等の管理についてのご質問をいただき、感謝をしております。やはり、本市におきましても、施設の老朽化や人口減少等により、公共施設等の利用需要が変化していくことが、今後、予想されます。そういうことを踏まえまして、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化など計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等を総合的に管理することが将来のまちづくりを進める上で不可欠であろうと考えております。一方、国においても、今後の公共施設の在り方につきましては、新しく造ることから賢く使うことという方向性も示していることから、本市においても、建物、河川、道路、橋梁など、全ての公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画となる公共施設等総合管理計画を策定する必要があると考えているところでございます。

**○4番議員（井元伸明）** 本当にこの公共施設の管理の在り方についてはですね、非常に今後、大事な問題であろうかと思っておりますので、大いにいろんな検討で、民間の力・活力をいただきながら、管理・運営をしていただきたいと思いますと思うんですが、こういう状況の中ですね、今、先ほど申し上げましたように、限界集落、あるいは消滅の恐れのある自治体が出てくるという予測がある中でですね、今、指宿市で人口減少もでしょう、元気で健康で長生きということで、健幸のまちづくりということで非常に取り組んでおられます。この事業とですね、人口減少、少子化対策に繋がるようなことの中では、どのようなことを考えてですね、今、この事業を推進しておられるのかお尋ねいたします。

**○総務部長（高野重夫）** 本市におきましては、市民が健康で豊かさを実感できる指宿を実現するため、健康イコール市民一人ひとりが健康で生きがいを持ち、安心・安全で豊かな生活を営むことができることをまちづくりの中心に位置付け、健幸のまちづくりに取り組んでおります。本市の目指す健幸とは、高齢化や人口減少が進んでも地域住民が身体面の健康だけではなく、生きがいを感じ、安心・安全で豊かな生活を送ることです。健康で

あるためには、まずは生活習慣病や寝たきり予防が重要であり、日常の身体活動量を増加させることが必要と捉えております。2000年にWHO世界保健機関が健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間として健康寿命を提唱しておりますが、本市の取り組む健幸のまちづくりによって、健康寿命が延伸することで、これまで高齢者の方々が支えられる側から支える側に回ることができれば、人口構造の様相は大きく変わると言えます。そのような意味からも、健幸のまちづくりは人口減少社会に大いに生かせることができると考えております。

**○4番議員（井元伸明）** この健幸づくりで長生きということ、人口を維持しながらですね、そして子育てしやすいような環境をつくりながら、やっぱし、指宿市としてはこれからの発展に期待をするところだろうと思うんですけど、この公共施設を維持・管理することについてはですね、今後は指定管理者制度をどんどん導入しながら、今、進めておられますけれども、これと併せて地域住民の協力っていうのがなければ、なかなか難しい問題だろうと思います。これまでのですね、この公共施設というのは、縦割り行政って言いますか、教育委員会が管理する建物とか、それぞれの部署・課でですね、管理する建物、それぞれ何か見ればまちまちであるような感じもしますけども、これらは、人口減少等がどんどん進んでいくとですね、やっぱし、その施設そのものがなかなか利用されにくい、使用してもなかなか、年間に1回とか2回とか、そういう状況もこれから出てくるだろうと思います。そういうのは、これからの公共施設の管理の在り方の運営委員会というので検討をされるんだろうと思いますけどもですね、これから、この人口減少がどんどん進んでいきますとですね、指宿市も現在、空き家がどんどん増えてきております。この空き家が増えて管理者がいなくなっていくと、当然、固定資産税とか何かの収入が減ってきてこれからのですね、まずは指宿市内においてもインフラの整備というか道路の整備、我々もあちこちからいろんな要望を聞いてお願いしますが、財政上厳しいからということで、非常に、なかなか交通安全施設でさえもですね、予算を制限される状況であります。こういうのが続く中で、公共施設のやっぱし抑制っていうか、ある程度抑えていかないと、あるものを全て管理・運営していくっていうのは非常に厳しい状況がこれから続いてくると思います。例えばですね、学校施設の在り方検討委員会の中でも、老朽化に併せて学級の数はいくらぐらいが適当であるとかという検討した中においては、現在、学校の合併もやむなしということ結論づけておられるようでございます。しかしですね、これ、いろんな専門家の方にお話しを聞く機会がありますと、財政が苦しいから合併をしたというのではですね、財政上のなかなか成功というのはないということでもあります。そういうのを踏まえて、これからの行政というのは縦割り行政ばかりではなくして、いろんな壁を乗り越えてですね、公共施設の維持・管理っていうのはあるべきだろうであろうと思いますが、これからこの公共施設は、多機能型というか、いろいろな施設として使えるようなですね、そ

ういう施設であるべきじゃないかなと考えるんですが、これについてはいかががお考えかお尋ねをいたします。

**○総務部長（高野重夫）** 地方分権の流れの中で、様々な分野で規制緩和が進み、公共施設においてもサービスの質の維持向上のため、NPO団体等の民間活力等を利用した指定管理者制度の導入を推進しております。これまでの公共施設については、行政側が提供するスペースを市民が利用したり、特定の対象や目的のために造られていましたが、これからの施設の在り方については、行政と市民が地域に必要な施設をともに考え、地域資源としての役割を明確に位置付けた上で、市民や団体が主体となる運営や多機能型施設としての利用を進めるとともに、地域ニーズに対応する施設の性能や機能を維持・向上させつつ一元化・効率化等、財政的な管理・運営についても、計画の策定・見通しが必要であるというふうに考えております。

**○4番議員（井元伸明）** その公共施設というのは、非常になかなか難しい問題でもありますけれども、非常にですね、これからの管理・運営については、経費のかかる、いろんななくてはならないことではありますけれども、真剣にひとつ、取り組んでいただけるようお願いしまして、時間の都合上、次にまいりたいと思います。

次、農業振興策について、2回目、お尋ねいたしますが、先ほどの答弁ではですね、現物支給というか、そういうのは今の状況では、指宿の状況ではできないということを明確に言われましたけれどもですね、現在の農業においてはTPP等の交渉の中でもですね、非常に厳しい状況等があります。これらが進んでいったり、また、環境保全についてもですね、なかなか生き残りをかけてですね、農業農家については、一生懸命頑張っておりますけど、本当に厳しい状況でもあると思います。このような中で、農業者人口というのも、新規就農者は最近ちょっと増えているようにはお聞きしておりますがですね、高齢化率というか、もう現役の方は80を超えている方がほとんどだろうと思います。70、80をですね。そういう状況の中で、一生懸命に農業に取り組んで、農業でしか生きていけないという方も相当おられます。専業農家にはですね。そういう方々が一生懸命取り組んでいる状況の中で、国で言う安心・安全な農作物を生産するためにですね、日夜、一生懸命努力をしながら、国で今、取り組もうとしております。これに加え、加工・販売、6次産業化に応援をしますよってということで、いろんな形では応援をさせていただいておりますけども、こういう恩恵というのは農家のほとんどの方、関係ないところなんですよ。これからいろんな形で若い方々が取り組むについて、この6次産業化っていうのは非常に、これからの大きな夢っていうか、そういう状況だろうと思うんですけど、この高齢者とか含めてですね、基盤整備をされた畑であっても、この自然環境の状況によって非常に苦しんでいる農家がいるんですよ。そういう方々がですね、自己責任においてやるのは、それはもう当たり前だって分かりながらやっているんですけど、この暗きょ排水をやるにしても畑かんの割り

振りで、場所の配分の問題でいろいろあったけれども、やむを得ずそこでないとということで落ち着いた方もおられるようなんですよ。今後はですね、いろんな形で基盤整備の際、ほ場の整備とか、シラス台地の排水事業等も現在、指宿であるようですけど、こういうのを待っていてもですね、順次あるようですけど、計画して実施までというのは、5・6年というか、下手すると10年ぐらいかかるかもしれないんですよ。そういう状況の中で、この自然がなせる業というかですね、場所によっては全部がそういうわけではありせんし、場所によってですが、昔田んぼの跡であったりとか、湧き水が今までしてくるような場所であったと思うんですよ。けどこれは1年中こういう状況があるんじゃないくて、長雨が続きたりすると、なかなか10日経っても2週間経っても、この水が引かない、入れないという状況があったりしてですね、こういう状況があるんですけど、もっと、いろんなところをお願いしますけど、もっときめ細かな対応というかですね、指宿には現物支給というか、そういうのは、今、できません。そういうのは分かるんですけど、もうちょっとできる方法をですね、検討というか、そういうのはできないものかどうか、再度、お尋ねをいたしたいと思います。

**○農政部参与（池増広行）** 現在、実施しております県営シラス対策事業は、農地の浸食・崩壊の防止を目的とし、排水施設等の新設又は改修を行う事業であります。この事業につきましては、表面排水処理が主な事業であり、暗きょ排水はできない状況であります。その中で、一応整備された農地の暗きょ排水ということで、今後はどうするか、その対策までどうするかというお話ですが、その排水不良農地につきましては、暗きょ排水設置の実施可能な事業を県など関係機関と協議・調整等を行い、事業実施ができるよう、今後、努めてまいりたいと思っておりますのでございます。

**○4番議員（井元伸明）** 今後、いろんなことを検討するというので、これ、検討されるのは大いに結構なんですけど、やっぱり実効性のある検討というか、それが一番だろうと思います。農家が望むところはですね。やっぱり農家も今、一生懸命、自分のためだけじゃなくしてですね、日本の国土保全のためにも大いに役立って頑張っております。このインターネットとかいろんな条件を見ますとですね、こういう農水省なんかの暗きょ排水なども使えるような事業というか、県内においてもこれに類する事業とかですね、やっているようなところもあるようでありますけれども、この事業そのものは、既に実施しているところですね。それに、ましてや国の補助・支援だけじゃなくして、市独自でもやっているところもありますけれども、もし、そういうところを把握されていたらですね、一つ、ご紹介いただきたいんですが、いかがでしょう。

**○農政部参与（池増広行）** 暗きょ排水の設置ができる事業の一つに、農業基盤整備促進事業があります。この事業は農地・農業・水利施設等の整備を迅速かつきめ細かく、機動的に実施し、生産効率の向上を図るとともに、農業競争力の強化を図ることを目的とした事業で

あります。暗きょ排水や農業用排水施設等の整備が可能な事業であります。事業採択要件は、農業競争力強化に向けた取組方針等を定めた農業基盤整備計画を作成すること、事業費200万円以上、受益者数が農業者2者以上と、などとなっております。県内で34地区が計画されているようです。このうち、暗きょ排水の施工については3地区となっております。今後は事業について、県など関係機関と協議等を行い、併せて地域の要望等を調査した上で実施可能か検討してまいりたいと考えているところでございます。

**○4番議員（井元伸明）** 聞けばですね、最初はそういう現物支給はできないということでありましたけれども、事業を導入をしようと思えばそういう事業もあるということありますので、本当に真剣に前向きに取り組んでですね、農業者の支援に大いに頑張ってくださいと希望しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（新宮領進）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時59分

**○議長（新宮領進）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

**○15番議員（前之園正和）** おはようございます。私は、日本共産党の議員の一人として、市民の命と暮らしを守り、平和と民主主義を愛する立場から、通告に基づき一般質問を行います。

まず、学校給食事業についてです。学校給食は学校給食法などにより、義務教育諸学校において行われています。学校給食法第4条で学校の設置者が学校給食の実施者として明確にされており、第6条で共同調理場、いわゆるセンター方式でもいいというふうになっています。つまり、学校給食は市の責任であり、原則は自校方式だがセンター方式でもいいということではないでしょうか。それを今回、調理と配送を委託しようという計画であります。移行の理由は何か。経費面ということのようですが、具体的に示していただきたいと思えます。

また、委託は調理と配送ということですので、管理と責任に関する部分は市が引き続き行うということだと思いますが、少し明確にしていきたいと思えます。

次に、産廃処理から発生する環境への影響についてであります。いわゆる廃掃法で厳しく規定されております。平成26年3月31日付けで見ますと、指宿市内には43の産廃収集・運搬業許可業者と九つの産廃処分業許可業者があるようです。それぞれ取り扱うことのできる産廃の種類や事業の範囲に違いがあります。産廃については所管は県であります。そこから発生する被害を受けるのは市民であります。県に任せっきりでなく、市民の命や暮らしを守るために、そして、自然や環境を守るために、市も積極的な役割を果たさなければなりません。そういう立場から伺います。産廃処理から発生する環境への影響につい

て、市民から幾つかの苦情が寄せられていると思いますが、とりわけ煤煙や悪臭などの被害の声が寄せられているのではないのでしょうか。どの程度の苦情が寄せられ、県に対して報告や要請を含めて、どのような取り次ぎをし、また、市としてどのような対応をしているのか伺います。

次に、敬老祝金についてです。市内の多くのところで、14日・15日に地区ごとに敬老会の催しがあったのではないのでしょうか。お年寄りはいままで、社会を築き、そして支え、この指宿の歴史を作られた言わば宝物であります。敬老祝金支給条例においても、高齢者の長寿を祝福し敬愛の意を表すとしております。現在、支給の額は満80歳、85歳が5千円、88歳・90歳・95歳・99歳が1万円、満105歳が5万円で、満100歳では特別敬老祝金として10万円となっています。ずっと以前は一定の年齢に達したら、それ以降は毎年支給されていましたが、今のようになって久しい感があります。祝金を受けるお年寄りの側からすれば、いただける金額以上に市からお祝いをいただけるというその行為がありがたいと感じているのではないのでしょうか。ご長寿おめでとうのお気持ちを毎年毎年贈ることが、なお一層喜んでいただけるのではないのでしょうか。その意味において、祝金は節目支給ではなく、毎年の支給にできないか伺います。敬老祝金は基準日を9月1日として、敬老の日前10日から敬老の日にかけて支給するようになっています。ちなみに、特別敬老祝金は100歳の誕生日となっているようです。たまに聞く話ですが、今年は80歳になったので祝金を期待していたが、祝金はなく、あなたは来年だと言われたということがあります。なぜこのようなことが生じるか。それは、例えば、誕生日が9月10日だった場合に、基準日の9月1日には80歳になっていないために、敬老の日が来ても祝金はないというケースであります。敬老の日には80歳になっているわけですから、祝金が来年になることは、条例に基づく運用ではありますが心情に合いません。基準日や支給期間を変えることによって、少しでもこのようなケースを避けることはできると思うのですが、いかが考えますでしょうか。お答えいただきたいと思います。

次に、川内原発の再稼働問題についてであります。この問題については6月議会でも市長に伺いました。そのときの答弁では、国や県、そして薩摩川内市の判断を見て私の基準としたいというようなことでした。そこの住民がどのように考えるのかということと、首相や県知事、あるいは市長・首長がどう考えるかということには違いがあります。川内原発に限らず、原発の再稼働には多くの国民、県民、そして市民が反対をしております。それは種々のアンケートやマスコミの調査などによっても示されています。一方で、首相や県知事、あるいは薩摩川内市長は、言い回しはいろいろありますが基本的には再稼働すべきという立場であります。そこで改めて市長に伺いますが、豊留市長は自分の意思としてどのように考えているのか、あるいは態度を示さないのか、はっきりしていただきたいと思えます。

次に、事故があったときの対応と今後の安全確保についてですが、いちき串木野市の原子力災害広域避難計画によれば、いちき串木野市民の2万9,916人のうち、1万7,087人が指宿市に避難する計画になっています。指宿市としてこの計画を受け入れているから避難計画として発表しているわけです。それにしても、指宿市では議会に対しても全く何の話もされていません。このような重要なことが議会には何の報告もなく、実際に受入体制が取れるのかの吟味もされたとは思えない。いちき串木野市の方は1万7,087人を安全に受け入れてもらえるという前提での計画でしょうから、検証や吟味のない受入表明だとすれば、これほど無責任なことはありません。そこをどのように考えるか伺います。さらに、それでは指宿自体が安全と言い切れるのかどうかという問題です。福島の場合からしても、風向きによっては指宿も放射線の及ぶ範囲内です。それをどう考えるか伺います。

最後に、なのはな館の問題についてです。私自身も何回も質問してきましたし、同僚議員も何名かが質問をしてきております。質問の内容を要約すれば大体共通していて、一部は利用されているとはいえ閉館して久しく、このままでいいのかという問題。可能であれば有効利用を図ることは当然であります。建物は県の物であることから県の責任において検討すべきであるということ。建物の無償譲渡を容易に受けると、場合によっては解体費の8億円を含めて、その後の経費を市が捻出しなければならないという財政的リスクを負うことになること。市の土地を県に無償貸与していますが、法的に可能な建物の解体を求めて、土地の返還を求めるべきではないかということ。これについては、法的にはそれを求めることは可能だと市も認めています。そこで、これまでの経緯の確認を含めて伺います。閉館して県はすぐに市に無償譲渡したいとの意向を示しました。これに対して、市はその時点での無償譲渡の申し出を断りましたが、その主なる理由は何だったのか。市としての利用運営の目途が立たないということと、財政的リスクを負えないということだったと思いますが、どうか伺います。

次に、利活用を希望する業者の公募を行いました。第1次には応募がなく、応募業者の目途が立たないことから、第2次はいまだに行われていません。その理由は何か。民間の目から見て適当な活用法がないということだと思えるけれども、どうかを伺います。ここにきて、市が建物の無償譲渡を受けることを前提に今後のことを考えるという方向にシフトしてきています。その理由は何か伺います。

次に、これまでの経緯を総合的に考えるならば、県に対して建物解体と土地の返還を求めるべきではないかと思いますが、改めて伺います。また、解体を求めず、土地の返還をも求めないとした場合、建物の利活用は市が県の尻ぬぐいをするのではなく、県の責任で行うべきではないかと思いますが、明確にお答えいただきたい。

以上で、1回目といたします。

**○市長（豊留悦男）** 川内原発の再稼働問題における基本的な考え方の質問でございます。川内

原子力発電所1・2号機の再稼働問題については、平成26年7月16日に原子力規制委員会が新規規制基準に適合しているとする審査書案を定例会で承認し、今月10日には定例会において審査書を決定をしております。今後は、原発から30km圏内の地元説明会や薩摩川内市、鹿児島県からの同意手続きといった流れになり、最終的には国の責任において判断していくものと思っております。この原発再稼働に関しては、安全性が一番に尊重されるべきものですが、併せてエネルギーの安定供給性、経済性も考慮し、決定されるものと考えております。そういった意味からも、今後の国、県及び立地市であります薩摩川内市の動向を注意深く見守りたいと思っております。

なのはな館につきましては、平成22年3月に市又は民間への譲渡に関する方針が県から示されましたことから、市といたしましては、これまで市職員によるワーキンググループを立ち上げるなど、市が直接運営した場合を中心に、スポーツ・健康関連施設、観光・文化関連施設など様々な利活用を検討しているところであります。既存の施設の譲渡をそのまま受け入れた場合、後年度の財政負担に対する懸念があったことから、当時、市での直接の運営は難しいのではないかと判断したところでございます。しかしながら、平成21・2年度実績で延べ約23万人の方々にご利用され、その多くを指宿市民の方々がお占めている現状や、周辺地域が観光振興や市政発展にとって極めて重要な場所であることを勘案した結果、この施設を有効に活用する方向で検討することが重要であると考え、県と協議を重ねてまいりました。その結果、県と連携して貸付事業者を広く公募し、この施設を有効に活用していただける事業者が決定した場合には、市が県からの施設の譲渡を受け、その事業者へ市が貸し付け、なのはな館を活用できる方法を検討してきたところでございます。

以下、いただきました質問については、関係部長等が答弁をいたします。

**○教育部長（浜島勝義）** 学校給食における業務委託についてのお尋ねですが、調理業務と配送業務の委託は市の財政健全化を図りながら、より充実した学校給食を提供するために実施するものです。本業務委託によって民間事業者の専門的な知識や技術を活用できるほか、調理員の弾力的な配置等による業務効率の向上が期待されるとともに、人件費及び運営費等について経費削減が見込まれ、給食を提供する経費の効率化が図られると期待しております。また、委託することで、現在、給食センターに勤務している栄養教諭が各学校に向いて食育指導を担任と一緒にこなせる時間がこれまで以上に確保できますので、子供たちへの食育指導・給食指導の充実も図られると期待しております。今回の業務委託は、平成22年に策定した第2次集中改革プランの中で、民間と行政の適切な役割分担の下、民営化や業務の民間委託を進めていくことは、行政運営の効率化、市民サービスの向上という観点からも重要であり、民間にできることは民間に、を基本として、事務事業の民間委託等を積極的に推進するという取組が示されております。また、平成23年9月に作成しました組織機構再編計画においては、具体的な取組としまして学校給食センター等の調理員



については職種変更による一般行政職への任用替えを検討し、併せて同施設の業務委託等の民間委託を検討するとされていることから、調理業務と配送業務について民間委託を進めてきたところでございます。

次に、学校給食センターの業務の中で、委託する業務と直営で行う業務についてですが、学校給食センターの業務には調理業務や配送業務のほか、給食献立の策作や給食食材の購入、食材の検収、食育指導、給食センター施設内の維持管理・修繕、日々の給食実施数の確認、さらには、給食費に関する業務の給食費の徴収や食材費の支払い、給食費未納世帯への対応など多岐に渡っているところでございます。学校給食を委託するにあたりましては、児童・生徒にとって安心・安全な給食の提供、食材の質や地産地消率の維持、必要な栄養を満たすなど、児童・生徒の立場に立った食事の確保や委託を受けた業者の都合によって食事の提供が中断されることが起きないようにする必要があります。このようなことから、業務委託にあたっては責任の所在を明確にするとともに、給食献立の作成や食材の見積もり、食材の購入と前述しましたほとんどの業務は今までどおり市が直営で実施することとし、調理業務と配送業務及びこれらに付随する清掃や衛生管理業務のみを委託するものでございます。

**○市民生活部長（大久保正一）** 産廃処理から発生する環境への影響についての苦情の有無とそれへの対応ということで、県への報告・要請についてのご質問ですが、本市に寄せられた公害に関する苦情は、平成23年度は170件、平成24年度は214件、平成25年度は194件、平成26年度は現在までのところ95件であります。そのうち、産業廃棄物処理に関するものは、平成23年度に3件、平成24年度に6件、平成25年度に1件、平成26年度においては1件であります。市内には現在10事業所が県の産業廃棄物処理業の許可を受け、産業廃棄物の処分を行っております。このうち、焼却処理を行っているのは3事業所であります。産業廃棄物処理に係る苦情が寄せられた場合、現地に出向いて立入調査を行い、事業主に対し悪臭原因物を発生させている施設の運用状況、排出防止設備の設置状況等を調査し、悪臭原因物により周辺地域の住民の生活環境が損なわれる恐れがあると判断される場合は県へ報告するとともに、県の職員と一緒に現地に出向いて事業主に対して施設の運用の改善や悪臭原因物の排出を減少させるための措置を求めることとしております。

次に、市としての対応についてのご質問ですが、平成23年度から平成25年度までに寄せられた産業廃棄物処理に関する問題につきましては、県廃棄物リサイクル対策課や産廃Gメンと連携し、現地に出向いて立会調査を行い、事業主に対し悪臭原因物の排出を減少させるための施設の運用改善の指導を行っております。住民から寄せられる産業廃棄物処理に係る苦情に対しましては、地域住民に密着した問題であり、周辺地域の住民の健康被害や将来における公害紛争を未然に防止するためにも、早期問題解決に向けた迅速で適切な対応に努めております。今後も鹿児島県廃棄物リサイクル対策課、南薩地域振興局産業廃

棄物適正処理監視指導員、いわゆる産廃Gメン、警察署等と連携して、苦情があった場合は産業廃棄物処理業者に対する立入調査、指導等を行いたいと考えております。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 敬老祝金につきまして、節目支給でなく毎年支給にできないか。また、基準日の設定についてご質問をいただきました。

まず、節目支給じゃなく毎年支給にできないかということでございます。敬老祝金はこれまで長年にわたり、ふるさと指宿の発展のためにご苦労とご努力を重ね得られてこられた高齢者の長寿を祝福し、敬愛の意を表すために行ってきたところでございます。平成18年度から節目支給になり現在に至っておりますが、今年度の敬老祝金は1,582名の方々に支給する予定であります。この節目支給の考え方は、県内市町村においてもほとんどの自治体で採用されている支給方法のようでありまして。他市の支給年齢階層は満88歳、満99歳、満100歳、101歳以上の3階層と高齢者に支給している自治体が多く、本市の場合も先ほど議員の方からもありましたとおり、満80歳、満85歳、満88歳、満90歳、満95歳、満99歳、満105歳の7階層ときめ細かくお祝金を渡している現状でございます。現在、国民の平均寿命は毎年伸びてきており、本市におきましても高齢者の増加は予想されるところでございます。今後、ますます高齢者福祉サービスの利用者は増加し、高齢者施策に対する一層の財政支出は伴うものと考えられます。このようなことから、現在の制度を維持してまいりたいと考えているところでございます。

次に、基準日の設定についてでございます。基準日の設定につきましては、県内多くの自治体で9月1日を採用しているようでございます。高齢者サービスの向上という点においてはいろいろな設定方法は考えられますが、敬老祝金の支給目的に照らし、高齢者の方がもらって喜ばれる基準日を検討してまいりたいと考えております。

**○総務部長（高野重夫）** 川内原発の再稼働問題について、事故があったときの対応と今後の安全確保について、避難者の受入先としての体制は取れているのかというお尋ねでございました。県では福島第一原発事故を受け、川内原発から半径20km圏を対象とした鹿児島県原子力災害対策暫定計画を策定しました。同計画により、いちき串木野市においては南薩及び鹿児島地域等へ、広域避難計画が示され、それにより策定されたいちき串木野市原子力災害住民避難計画によりますと、本市に約1万7,000人の避難が想定されているところでございます。鹿児島県地域防災計画原子力災害対策編及び鹿児島県原子力災害対策暫定計画によりますと、受入市町村においては、避難所の提供と必要な協力となっており、避難所の開設・運営等につきましては、避難元のいちき串木野市で行い、県は被災者の生活維持のために必要な生活必需品等を調達・確保し、供給・分配することになっております。災害時相互応援協定に基づき、受入の要請があった場合には、本市としましても県や日本赤十字社等と連携し、災害時相互応援協定や本市の地域防災計画に基づき、必要な支援・協力を行ってまいりたいと考えております。次に、事故があったときの対応と今後の安全確

保について、指宿市は安全と言い切れるのかというお尋ねでございました。原子力災害が発生した場合、原子力災害対策特別措置法により、電力会社は国や地方自治体に迅速に通報しなければならないとされており、その災害状況に応じて国・県からの指示が行われます。福島第一原発事故の場合は、政府は原発から半径20km圏からの住民の避難、20kmから30km圏の人々には屋内退避を指示しております。本市は川内原発から30km圏外、直線で約70kmにありますが、万が一、本市に影響がある場合は、国・県からの情報・指示により速やかな対応を取る必要があると思われまます。

次に、なのはな館についてでございます。利活用する業者の応募がなかった理由は何だったのかというお尋ねでございます。なのはな館につきましては、多くの市民の方々が利用している状況や、周辺地域が観光振興や市政発展にとって極めて重要な場所であることから、県と連携して貸付事業者を広く募集し、この施設を有効に活用していただける事業者が決定した場合には、市が県からの施設の譲渡を受け、その事業者へ市が貸し付けることとし、平成23年2月に1回目の公募を実施いたしました。幾つかの事業者が興味を示し、応募登録もございました。例えば、ビジネスホテルを造りたいという提案もいただきましたが、国際的な金融危機の引き金となったリーマンショックなど、当時の厳しいホテル業界の状況や国民休暇村の問題等もあり、実現には至らなかった経緯がございます。また、1回目の公募が不調に終わったあと、2回目の公募に向けましても県と協力しながら県内外の様々な事業者の方々に意見を伺い、施設の案内も併せて行ってきたところでもあります。しかし、一番の大きな要因は、1回目の公募の途中、23年2月1日に公募を行いましたけれども、平成23年3月11日に予期せぬ東日本大震災が発生し、その後経済状況も落ち込むなど企業を取り巻く環境が大きく変化し、実現には至らなかったということでございます。

次に、無償譲渡を受け入れる方向になった理由は何かというお尋ねでございます。なのはな館は県や市が多額の財源を投じてきた施設であると同時に、長年の懸案であった新田地区の開発や、なのはなマラソン、なのはなマーチなど、本市の重要なイベントで活用されるなど市政発展に大きく寄与してきた施設であります。また、平成10年の開館から16年しか経過しておらず、例えば、生涯学習や健康づくりなどに活用できる様々な設備や機能が充実した施設でもございます。こうしたことから、この施設を最大限に有効活用するため、民間事業者への貸付けも含めて様々な角度から検討を重ね、議論をしてまいりました。休館から3年が経過する中でも、なのはなマラソンなど本市の重要なイベントには欠かせない拠点として一部が利用されており、体育館や芝生広場には現在も多くの方々が訪れ利用している現状がございます。このような状況の中で、1回目の公募が不調に終わり、2回目の公募が行われる見通しはないと判断し、こうした状況を踏まえ、今年度の予算編成を検討していく中で、文化・芸術、さらには、健康づくり、地域経済への発展等を総合的な交流拠点施設として、やはり、市で活用していくことが最も望ましいと判断したと

ころでございます。

次に、県に対して建物解体と土地の返還を求めるべきではないかというお尋ねでございます。なのはな館につきましては、本市の地域振興のために市が誘致をした経緯がございます。その結果、新田地区の発展、市政の発展に大きく寄与し、多くの市民の方々がなのはな館を利用し、また、現在も部分開放されている芝生広場や体育館は、グランドゴルフや健康づくりなどで利用され続けております。先に申し上げましたとおり、まだ十分に利活用が可能な様々な設備・機能を備えたなのはな館を、今後、市民の方々はもちろん、周辺市町も含め広域的に利用していただくアイデアを考え、その実現に向けて検討を重ねていくことが重要であろうと考えております。そうしたことから、市としましては、県に対して建物の解体や土地の返還を求めるということは考えておりません。既存の施設の特徴や魅力を最大限生かしていけるような形で活用していけるよう検討を進めているところでございます。市で利活用する場合、なのはな館が果たすであろう市への様々な貢献や経済効果等が想定されるところでございますが、そういうことを踏まえて、平成23年の県議会におきましても、建物の解体につきましては、施設譲渡契約時に負担割合は別途協議して定める旨を市と確認したいと考えているとの答弁があったものと受け止めております。

次に、建物の利活用をするにしても、県の責任で行うべきではないかとお尋ねでございます。県は平成22年3月の行財政改革特別委員会で、当施設の一部の機能について、利用者が指宿市に偏っており、多くの市町村が同種の類似のサービスを提供しているという実態、高齢者の生きがいづくり、社会参加等の全県的な取組の在り方を考慮すると、今後も引き続き県で設置する必要性は低いと考えざるを得ないとの結論を出していることから、県の責任での施設の利活用について検討することはないと考えております。そのスキームにおいて、県では譲渡の方向で検討がなされたところであります。また、県の施設のまま市が使用するとなると、例えば、今後、利活用プランがまとまり大規模な改修や改造が必要となった場合に、改修・改造等ができない状況になる可能性もございます。そうしたことから、市で利活用すると考えた場合、どういったプランが最もふさわしいものかを検討しているところでございます。市民の皆様にも県民の皆様にも納得していただけるような利活用プランをまとめ、そして、県とも協議をし、何らかの財政支援につきましても求めてまいりたいと考えております。以上です。

**○15番議員（前之園正和）** 質問項目が多いので質問したいことを全部時間内にできるかと言うと、なかなか難しいところがありますので、時間と相談をしながらやっていきたいと思っております。

まず、学校給食の問題についてですけれども、経費節減になるというようなこととか、財政上健全化の問題とかいうのが話されました。それに関してですけれども、業務委託をするにしても、調理と配送にかかっていた人員がそのまま確保される。あるいは賃金を含

めた労働条件が低下をしないとするならば、委託を受ける企業のなにがしかの利益も保証しなければならぬわけですから、論理上、これまで以上の経費がかかるのではないかと。これが安く上がるということになれば、労働条件が低下をするか、人が少なくなるかということも含めて、労働条件の低下ということになり、あるいは賃金が下がるということになっていくのではないかとというような気がするんですが、その点はどうですか。完全に保証されるんですか。

**○教育部長（浜島勝義）** おっしゃるとおり人件費が全く同じであれば、当然、委託料は高くなりますので、市の経費節減には繋がらないところです。やはり、民間業者の給与体系など、市のものとは違いがありますし、また、受託業者の努力によりまして、繁忙期や閑散期における柔軟な人員配置等により、それらを利益に繋げていくものと思われま。

**○15番議員（前之園正和）** つまり、委託することによって、労働者の条件はある意味下がるということを認めた答弁だったと思います。そういう点ではですね、市の財政が潤えばいいと、財政が潤うというか、健全化されればいいと、私は健全化、これですとは必ずしも思いませんけれども、そのことによって民間の労働者の賃金を低くする、あるいは労働条件を下げるということがあってはならないということだけ申し上げておきたいと思いま。

それから、アレルギー対応については、対応できる場所は除去食で対応するとかいうことやってると思うんですけども、アレルギー源の数が多くて除去食での対応ができないということで、弁当持参をお願いしている場合も幾つかあるようです。保護者は我が子のこととはいえ大変な苦勞をしております。事前にメニューをもらって、できるだけ見た目が同じようなものを作るとかいうこと、あるいは除菌にも気を遣い、食器も食器かごの一番上の方がより洗浄されているんじゃないかということ、その辺りを使ったりとか、あるいはアルコールスプレーで除菌、そしてティッシュで拭くなど、最大限の注意を払っております。多くのアレルゲンがある場合、食材にも月に1万円程度を要するということも聞いております。各学校に注意を払ってよくしてもらっているようではありますが、アルコールスプレーの除菌剤、あるいはティッシュなど、保護者の負担で用意しているというふうに聞きます。この部分を学校の経費なり公費でみられないかというふうには私は思うんです。例えば、一般給食についても、材料費は、食材は保護者負担ですけども、人件費・施設費というのは公費で当然みているわけですので、そのような考えからしてもですね、この除菌剤、あるいはティッシュというものについては、以前は学校経費でみている部分もあったかのように聞いてるんですが、これは公費でみられないかどうか、その点を伺いま。

**○教育部長（浜島勝義）** 市と保護者の費用負担からご説明いたしますが、学校給食法と同法の施行令からいきますと、学校給食の実施に必要な施設及び設備の経費、並びに運営に要す

る経費は設置者の負担、運営経費とは職員の人件費と施設整備の修繕料で、これ以外は保護者の負担となっておりますが、本市におきましては保護者の負担軽減の考えから、食材費相当額だけのご負担とさせていただいているところでございます。消毒用のアルコールやティッシュなどは公費で負担してもよいのではないかというお尋ねですが、学校の対応といたしましては、そのお子さんが家庭で普段から使用している物と同じ物を使用した方がいいこと、また、その子どもだけが使用すると考えから、そのような対応をしているのではと思われま。しかしながら、それらの消耗品につきましては、いろいろな場所で、また、全ての子ども達のために使用することもあるわけですので、この件につきましてはすぐに検討・対応するようにしたいと考えております。

**○15番議員（前之園正和）** アルコールスプレーについては、以前は学校経費でみてもらったということもあるようですので、今、部長に答弁いただきましたように、教育委員会、あるいは対象者のいる学校ともですね、連携をして適切な対応をお願いしたいというふうに思います。

それから産廃処理のことについてですが、煤煙と悪臭で環境政策課にも、担当課にも苦情や相談が来ているのではないかというふうに思うんです。先ほど、煤煙の出ている写真を事前に示させていただきましたけれども、そこには牛舎があつて、これまでも気管支の関係で牛が死んだケースもあり、死なないまでも緊急出荷したりしている経緯があります。人間ならば換気を取ったり、その場から撤退したりできるでしょうが、牛にはできないわけでありま。このようなことは当然、認識をされているというふうに思うんですが、また、先ほど示した煤煙のあの黒さ等も含めてですね、どのようにお考えるか伺います。

**○市民生活部長（大久保正一）** ご指摘の事業所においては、7月末の時点からいろいろとこういうことがあったところでございます。この業者におかれましては、産業廃棄物処分場の更新許可の申請がちょうどある時期で、7月7日の日に県が現地確認調査を行っております。その際に、廃プラスチック類の焼却施設から黒煙が出ており、燃焼ガスの温度が800度を下回ってたため、800度以上の燃焼をさせるように県から指導があったところでもございます。そういうことで、我々としましてもその時点で事業所の社長さんといろいろとお話しもさせていただきま。そういう中で、焼却施設の性能・運転状況を苦情主に伝えたことなど、そして、今後においてはプラスチック類についてはできるだけ燃焼させないで埋立処理をするようなことを言われておりました。そのほか、黒煙に関することだと思わんですが、自動車整備工場等のオイルが付いた物を燃やすと、やはり、黒煙が出やすいということで、そういうものについては少量ずつ、要するに燃やしていくというようなことも言われておりましたが、今、もう9月の現在ですので、また、県とも連携を取りながら継続的に立入検査等を行い、指導してまいりたいと思っております。

**○15番議員（前之園正和）** その産廃施設の処理施設，焼却施設ですね，現在は山川の地域にあるわけですが，以前は指宿地域にあり，移設した主な理由の一つは近隣の住民からの黒煙や悪臭についての苦情が多かったからというふうに聞くんですが，それは事実でしょうか。

**○市民生活部長（大久保正一）** はい，そのとおりでございます。

**○15番議員（前之園正和）** 近隣から苦情があったと。今の場所は住居としては少ないわけですが，牛舎があるわけで，人間には口があるが牛には口がないということで済まされたら困るというふうに思うんですね。特にこれまでも牛が死んだことがあると言いましたけれども，預託でやっている関係もあって，つい最近からですね，1頭亡くなり，牛が死ねば，10万円の罰金だというシステムに変わっているらしいので，そういう点では本当にですね，大きな問題になるというふうに思いますので，市としても県と一緒に現地の調査含めてやっていくということですので，是非，強めていただきたい。私が示した黒煙の出た写真については，今度の議会の通告をした以後に撮った写真ですので，恐らく，そういう市と県が注意をした以降も黒煙が出ているということを証明するものじゃないかというふうに思うんですね。そのことを申し上げて，次の敬老祝金の方に行きます。

節目支給でなく，毎年支給にできないかということについては，今のままでいきたいということでしたが，そして，基準日については，もらって喜ばれる基準日というものがあれば検討したいというようなことでしたので，これは完全否定ではなかったのかな，含みを持つてるのかなというふうに理解をしたんですけども，その上で伺いますが，基準日についてはどこかに定めなければならないことははっきりしているわけです。市民の心情に合うような方策を考えることがあってもいいというふう思うんです。例えば，現在は基準日が9月1日で，支給が敬老の日までとなっておりますが，これを例えば基準日を敬老の日にして，支給は9月の末日とすればどうでしょうか。今は15日までもらえるという認識ですから，なかなかそこを外れるとは思いますが，末日，9月の末までにというふうに頭が切り替わってしまえば，基準日が敬老の日だとですね，敬老の日で満何歳になったということで，心情に合うということになるんじゃないかと思うんですが，その点はどうか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 議員の方からただいまご提案もいただきました。そのことも踏まえまして，高齢者の方がもらって祝える基準日を，今後，検討してまいりたいと考えております。

**○15番議員（前之園正和）** それからですね，毎年支給にできないかということに関してですけど，例えば，5年に1遍5千円もらうと，仮にしますと，それを例えば毎年にして，5千円を毎年ということではなくて，例えば，額は下げて，2千円で毎年とか，1千円はどうなのかはちょっと分かりませんが，場合によっては金額を下げてでも毎年ということの

方がですね、毎年もらえるということで言えば感謝の念が増えるのではないかというふうに思います。また、現在、民生委員の方に配布をお願いしてるんですが、市の幹部職員で直接配ったらどうか。これは、事務量は増えるわけですけども、もらう市民からすればですね、市役所の職員と言ったら税金はもらう何はもらうで、特に公務員バッシングもあったりする中ですね、あまりよく見られない。そういう中で、市からこういうのをお祝いをもたらしたということですね、大変、職員としても喜ばれるという経験も、喜ばれているということで歓迎をされているということも聞いたりするわけですね。そういうことで、金額を下げても毎年ということにできないか。あるいは、市の幹部職員で配布することはできないか、その2点はどうでしょう。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 毎年支給に関してでございます。今後、ますますの高齢社会によりまして、本市においても高齢者の増加は十分予想されるところでございます。敬老祝金のこのようなことから、敬老祝金の対象者は年々増加しているものと考えております。全員支給となりますと、現在の対象者の数倍の方が対象となります。また、高齢社会の進展により、今後の在宅等での高齢者福祉サービス利用者の増加も見込まれ、一層の財政支出を伴うことが十分予想されますので、現行の節目支給にご理解を賜りたいと考えております。

次に、職員による敬老祝金の支給についてでございます。敬老祝金の支給方法につきましては、それぞれの地域において、日々高齢者等の見守り活動にご尽力をいただいている民生委員の方々のご理解とご協力をいただき、これまで敬老祝金を支給してきているところでございます。このようなことから、今後も民生委員の方と密に連携し、高齢者等の見守りや実態把握等を通じ、高齢者福祉サービスの向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

**○15番議員（前之園正和）** 川内原発のことで、6月議会でも市長の見解を聞いたんですが、国や県、薩摩川内市の動向を見守るということでした。1回目の質問で申し上げましたように、そういう答弁だったので、それは市長自身の、豊留市長自身の考えという点ではですね、示してないわけですよ。国や県、薩摩川内市を見守るというわけですから。どうなんですかということを聞いているわけです。1・2号機について、規制委員会は基準に適應したという審査書は出したんですが、規制委員会自体が基準適合であって安全と言っているわけではないというふうに言っているわけです。にも関わらず、政府はこれを根拠に再稼働を推進にする。知事も薩摩川内市長も同じような考えなんです。結局いろいろ言うけれども、今までの答弁を聞きますと、豊留市長も結局再稼働に賛成なのかと、そういうほかの首相や知事、薩摩川内市長の言っていることを見守るとは言うけれども、その中身を勘案すると豊留市長も賛成なのかというふうに受け取らざるを得ないんです。どうですか。簡潔にお願いします。



**○市長（豊留悦男）** 同意を問われましても、専門的な知識はないところでございます。一市長として、専門的な知識は持っておりませんし、賛否を判断する材料も、確たる材料も持ち合わせておりません。そういう意味から、自治体を代表する県や立地市での判断でいいのではないかというのが、私のこれまでの答弁の流れであります。

**○15番議員（前之園正和）** 当該の市長であればですね、私は専門でないから分かりませんは通用しないんですね。ですから、そういうことも含めると、今の世論の中で再稼働反対という声が多いと、民意は。そういう中で、再稼働に賛成と言えないだけの話よと捉えざるを得ないということだけ申し上げておきたいと思います。

それからですね、避難計画は規制委員会の審査外です。つまり、いちき串木野の1万7,087人が指宿に避難することになっていますが、本当に体制が取れるのかどうかということとは関係なく、これは審査外になっているわけですので、体制が取れるのかどうかということで、さっきのことを整理すると、指宿市が受け入れてるということは体制が取れるということですか。市長に伺います。簡単に、取れるということなのか、そこは吟味がなされてないことなのか、はっきりとお願いします。

**○総務部長（高野重夫）** 避難の受入れにつきましては、受入市町村においては避難所の提供と必要な協力となっており、避難所の開設・運営等につきましては、避難元のいちき串木野市で行い、県は被災者の生活維持のために必要な生活必需品等を調達・確保し、供給・分配するとなっております。そのため、市では避難所を提供し、必要な協力をするということになろうかと思えます。

**○15番議員（前之園正和）** 1万7千人もの人をですね、受け入れる。例えば、丹波小学校の児童が、今、幾らですかね、600人ぐらいですか、そこに400人ぐらい受け入れるということで設定だけすれば、生活の衣と食はですね、県が何とかするというようなことではですね、それは困るというふうに思うんですね。それは審査外になっているということの責任もあるわけですので、時間もありませんので、それ以上は言いません。ただ、結局はですね、この、もう二度と福島のような核事故は起こらないというような新たな安全神話に埋没していることになるのではないかというふうに思うんです。そこはどうですか。

**○市長（豊留悦男）** やはり、議員のご指摘のように、新規制基準を審査した規制委員会が適合性は審査しましたが、安全とは申し上げていないというのも事実であります。そういう意味で、今後、より安全であるために、又は、あってはならないことですが、避難計画等、やはり、今後、国が判断し、どのような形でこの再稼働に備えるかという、そういう流れがあろうかと思えます。そして、住民説明会等もこれに基づきあろうかと思えますので、私、先ほど申し上げましたように、他の、いわゆる他と申しますと、県や薩摩川内市、そして近隣市町の取組等を参考にさせていただき、指宿市としても対応しなければならぬと思っているところであります。

**○15番議員（前之園正和）** 次にいきます。なのはな館の問題です。当初は無償譲渡を受入れを断ったわけです。そこでここに来て、なのはな館は市政の発展に寄与してきたとか、市民の利用者が多いとか言ってるんですが、それは最初の段階で分かっていることなんです。それを加味して、それを含めて考えて、最初、無償譲渡の申入れがあったときに、財政的リスクを負うということなどがあって断ったんだというふうに思うんですが、最初の判断のときには市民の利用が多いとか、市政発展に寄与しているってことは検討に入ってたんですか。十分な検討をして、最初の判断、無償提供は申し入れるにはリスクが多すぎるということだったと思うんですが、どうですか。

**○総務部長（高野重夫）** 市としましては、これまで市職員によるワーキンググループを立ち上げるなど、市が直接運営した場合を中心にスポーツ関連・健康関連施設・観光関連施設など、様々な利活用を検討してまいりましたが、既存の施設を、施設の譲渡をそのまま受けた場合、後年度の財政負担に懸念があったことから、当時、市での直接的な運営は困難であると判断したものでございます。やはり、あの施設につきましては、高齢者交流施設としてこれまで約16年にわたり運営を、これまで運営等がされてまいりました。平成10年の敬老の日の9月15日にオープンして以来、その特徴的なデザインから指宿市のランドマークとして…

（発言する者あり）

**○総務部長（高野重夫）** はい。そのようなことで、現在、利活用検討委員会を含め、市で活用する場合としたらどうしたらいいかということで、現在、検討を進めているところでございます。

**○15番議員（前之園正和）** 質問の答弁にはなっていません。市長は既存の施設のまま譲渡を受けた場合、市の財政負担に対する懸念があった。あるいは、後年度に大きな財政負担があってはならないという考えは変わっていないというふうにも答えてきています。それでは、その後年度への財政的リスクというのは、解消されているのか、されていないのか、明確にそこだけお願いします。

**○市長（豊留悦男）** 今後の県との話し合いによるものだと思っております。

**○15番議員（前之園正和）** リスクがあるから、最初もらわないと言ったんじゃないでしょうか。リスクがあるかどうか、今後の県との検討だと言うのはですね、リスクを抱えたままということになるんじゃないか。リスクが解消されない限り、無償と言えども譲渡は受けないということを確認できるかどうか、市長をお願いします。

**○市長（豊留悦男）** 今後の利用の活用の仕方だろうと思います。無償譲渡をして、その活用方法が市民に理解を得、このなのはな館が、今後目指す指宿の健幸のまちとして、観光のまちとして、地域振興を図る上でも必要だと思われるような活用の仕方、今後、模索し、ワーキンググループ等で話し合っているところであります。

- 15番議員（前之園正和） 私が聞いているのは、リスク解消がなされたかどうかということなんです。今の答弁はいろいろ活用の方法があれば、リスクを抱えたまま無償譲渡を受けるといえることですか。そこを聞いてるんです。
- 市長（豊留悦男） リスクを解消する方向で、様々な利用形態を考えたいというのが、私の答弁の趣旨であります。
- 15番議員（前之園正和） だから戻るんです。リスクが解消されない限り、無償と言えども譲渡は受けないということが約束できるかどうかです。
- 市長（豊留悦男） リスクが解消されないという、その前提では答弁はいたしかねます。リスクを低減する、軽減する方向で、そして、そのことが議会の皆さんにも市民にも納得できるような、そういう譲渡の方法を考えたいと言っているわけでありませう。
- 15番議員（前之園正和） 最初に県が無償譲渡と言ってきたときにはリスクがあるから駄目だと決定をしたんです。そのこととの関係では整合性がありません。それから、県の責任ということについてですが、建物を含めた跡地の利用については、県・市一緒になって検討するとか、言葉ではそのようになっています。しかし、実際には利活用検討委員会にしても市に設置されており、県に設置されているということは聞きません。先ほどの答弁の中でも同じようなことでした。県には市に無償譲渡するという方針があるだけで、具体的な検討がなされているように見えない。利活用検討委員会にしても、県がやるべきじゃないんですか。あと、市が補佐をするにしても。今、市にはあるけれども、県は全く何も無いんじゃないんですか。
- 総務部長（高野重夫） 市が譲渡を受ける場合、後年度に大きな財政負担があつてはならないという考え方は変わっておりませう。今後は、市で利活用することを前提に県と協議をしていくつもりでございますが、県からは今後のスケジュールを含めた明確な利用プランの提示と財政的な支援を求める場合は、県が支援する根拠の提示を求められておりますことから、検討委員会でまとめられた利活用プランとその収支計画などを基に、県に対し必要な財政支援を求めていきたいと考えております。また、市へなのはな館を譲渡する際に、県において実施いたします施設の大規模改修につきましても、県が想定している箇所だけで十分なのかどうかを確認する必要があると考えておりますことから、施設の保全調査を実施した上で必要な箇所についてはしっかりと県に対処していただきたいと考えているところでございます。一方で、どうすれば施設の維持管理費等を抑えながら運営ができるのか。例えば、不要な施設は利用しないとか利用者にも維持管理に協力をいただくとか、そういった方法についても検討委員会の中で十分検討し、委員の方々から広くいろいろなご意見やお知恵をいただきながら検討してまいりたいと考えております。
- 15番議員（前之園正和） 利活用検討委員会にしても、市に設置されていて県にはない。私は逆じゃないかと申し上げたんです。市の検討委員会に必要な情報は県に求めるというん

じゃなくて、県が検討委員会を作って、必要な状況、情報は市の方が協力するということの方が正解じゃないかと、そうあるべきじゃないかということをおっしゃっているわけです。

それから、最後に確認をしたいんですが、万が一に建物の無償譲渡を受けるとしても、市として最終決定をする前に、議会の判断を仰ぐことについてお約束できるかどうか。これは以前、そうするという考えを示された経緯がありますので、改めて伺います。

○市長（豊留悦男） そのとおりでございます。

○15番議員（前之園正和） 確認をされたわけですが、どういう形で、議案として出すのか、全協等での単なる話ということにして出すのか、建物の無償譲渡を受けるとして市の最終決定の前に議会の判断を仰ぐということは、具体的にどういうことなのか、また、今のスケジュールでいつ頃というものがあるのかどうか、あれば示していただきたい。

○総務部長（高野重夫） 市がなのはな館を譲渡を受けた場合については、それにかかる運営・維持管理等の経費が発生しまして、それについては予算という形で、当然、議会の承認をいただければならないというふうに考えております。また、併せましてその時期については、現在のところは、まだ確定しておりません。

○15番議員（前之園正和） 私が言ってるのは、無償譲渡を受けることによって付随する予算の議決ではなくて、無償譲渡を受けると、そのことについて議会の意向を聞く、判断を仰ぐかどうか、そのことを聞いてるんです。それに対しての答弁がそうだというふうに理解しているわけですが、そういうことですね。

○議長（新宮領進） 発言時間が過ぎておりますので、簡潔にお願いします。

○市長（豊留悦男） 市民の代表者であります、議員の皆様方にはその都度、経緯をお話しし、理解をいただく努力はしてまいりたいと思います。

（発言する者あり）

○議長（新宮領進） 時間が過ぎておりますので、そのことについてはご理解を賜りたいと思います。

（発言する者あり）

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時00分  
再開 午後 1時00分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、浜田藤幸議員。

○7番議員（浜田藤幸） 皆さん、こんにちは。7番、浜田藤幸でございます。第3回指宿市議会定例会におきまして、議長の許可を得ましたので、通告に基づき4点の項目につき、順次一般質問をいたします。

まず、1項目目、健康増進についてお尋ねをします。様々ながんがある中で、今回は日本

で死因のトップと言われる肺がんについてお伺いをします。老人保健法に基づく肺がん検診は昭和62年度から実施されており、平成20年4月には、健康増進法上の健康増進事業として、がん検診は位置付けされております。そこで、1点目に指宿市が行っている肺がん検診の制度について答弁を求めます。

2項目目、地域活性化についてお尋ねします。国民宿舎跡地の有効活用についてですが、跡地利用事業者募集要項についてのうち、まず、以前の公募との相違点についてお伺いをいたします。

3項目目は、指宿港海岸整備事業について、都市計画マスタープランでの整備方針を伺います。

4項目目に、環境保全についてお尋ねをします。環境政策について、1点目に指宿市環境保全審議会が平成24年11月21日を1回目として、平成25年9月25日まで5回開催されておりますが、その答申内容、つまり悪臭防止に係る臭気指数導入についての答弁書内容をお伺いします。

以上をもって1回目の質問とし、再質問は移動いたします。

**○市長（豊留悦男）** かいもん荘跡地に係るご質問でございます。これまで要件等を見直しながら3回の公募を実施してまいりましたが、事業者を決定することはできませんでした。そのため、4回目の公募ではより応募しやすい形へ改めて要件を見直しているところでございます。具体的に申し上げますと、まず、泉源につきましても、跡地周辺には現在、泉源が3か所、井戸が1か所ございます。レジャーセンターもその泉源と井戸を利用しておりますので、これまでの公募では、このうち井戸と2か所の泉源については、跡地利用事業者とレジャーセンターで共用し、残りの1か所の泉源につきましても、レジャーセンター専用とするという形で募集してきたところでございます。しかしながら、共用にいたしますと、泉源の湯量の問題があり、それぞれがどの程度までの湯量を利用できるのかははっきりしないという問題が生じる心配がございました。また、湯量が減少した場合、あるいはポンプが故障した場合などの対処についても懸念があったところでございます。そのため、かいもん荘跡地内にある2か所の泉源を、それぞれレジャーセンターと事業者の専用にはできないか検討をしているところでございます。

続きまして、固定資産税等につきましても、これまでの公募では3年間減免するという形で募集をしてまいりました。これまで事業者が決定しなかったことを踏まえ、3年間ということではなく、より期間を長くして支援することができないか、検討を加えているところでございます。

次に、都市計画プラン、指宿港海岸の整備と併せてのご質問をいただきました。本市の概ね20年後のあるべき姿を考えて、その実現に向け都市づくりを進めていくための指針として、指宿市都市計画マスタープランを平成25年度に策定をいたしました。その中で、指

宿港海岸保全施設整備事業については、海岸浸食、越波対策など、防災機能の強化を図るとともに魅力ある海浜空間として整備を目指すこととしているところでございます。

以下、いただきました質問等につきましては、部長等が答弁をいたします。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 肺がん検診の制度についてのご質問であります。本市では40歳以上の方に肺がん検診として胸部レントゲン検査を実施しているところであります。この胸部レントゲン検査は肺野部の肺がんの早期発見に有効であると言われていたところですが、初期の小さながんや心臓・血管・骨など、他の臓器や組織に重なってしまう位置にある病変を発見するには困難があるとされています。また、肺がん検診には胸部レントゲン検査のほか、かく痰検査、低線量CT肺がん検査等があり、近年、低線量CT肺がん検査により多くの早期の肺がんが見つかるようになっており、県では50歳以上の方を対象に、自己負担3,150円で低線量CT肺がん検診を受診できるように検診費用の一部を助成し、実施しているところでございます。今後は、肺がん検診等でCT肺がん検査等のその他の肺がん検診の情報につきましても広く周知し、早期発見、早期治療に繋げてまいりたいと考えているところでございます。

**○市民生活部長（大久保正一）** 環境政策について、審議会答申についてのご質問ですが、本市では市民から寄せられる悪臭苦情に対しましては、悪臭防止法に基づくアンモニア、硫化水素など、22物質の濃度を分析して規制する物質濃度規制を用いております。しかし、この方法ではいろいろな臭いが混ざった複合臭や規制対象外の悪臭物質の臭いについては対応が困難な状況にあります。このため、人間の嗅覚を利用して悪臭の程度を数値化する臭気指数規制へ移行できるかどうかを検討するために、平成24年8月に指宿市環境保全審議会の委員を選考、同年11月に第1回目の審議会を開催し、平成25年9月25日の答申までの間に5回の審議会を開催いたしました。審議会の内容といたしましては、現在の本市の悪臭苦情の内容とそれぞれの事業所の対処状況の確認や、物質濃度規制と臭気指数規制のそれぞれのメリット・デメリットの協議、県内ほか先進自治体の状況調査などの様々な観点からご審議いただき、それぞれの立場から多くのご意見等が出されました。答申といたしましては、市民に影響を及ぼす悪臭公害はもちろん、本市は観光客が多いことから悪臭対策は重要課題であり、悪臭発生を抑制する対策や指導方法の在り方を十分に検証し、悪臭防止に対する対策等を整理した上で、臭気指数への導入を図っていくことが肝要であるという内容となっております。

**○7番議員（浜田藤幸）** 今、がんがですね、いろんながんがあります。今回は時間のせいではなく、理由があって肺がんのことについて一般質問をしております。旧開聞町の地区です。ね、60歳以上の女性の方が、毎年市の行う肺がん検診を受診していながら、調子が悪く、ある民間の医療機関で検査をしたら、余命3か月と言われたそうでございます。この話を聞いて、そのときの判断です。これは指宿市民にも周知をしないといけないと、私

は個人的に判断したところですが。その流れでこの質問をいたしております。毎年、肺がん検診をしていながら、いきなり余命3か月と言われた。今現在は鹿児島市の総合病院、今給黎病院で療養されております。それで、ちょうど9月の6日でしたか7日でしたか、ちょうど私の地区の方にもがん検診車が来ました。そこで私も検診に行ったわけなんですけども、そのときの受診票にはですね、このように書いてありました。結果の通知について、精密検査の必要な方のみ通知いたします。なお、異常のなかった方については通知しませんのでご了承ください、と書かれております。このときに、要精密検査ではなかった方がどう判断するか。ああ、精密検査の必要がないから、もう、安心だということに繋がってしまう可能性を大いに感じたところですが。そこで、周知の面でこれは明らかにしないといけないという判断から質問させていただいてるんですが、今現在、受診率はどうなっているのかお伺いします。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 本市の肺がんの受診率についてでございますが、平成23年度は対象者1万9,341人に対し6,770人の方が受診されており、受診率は35.0%でございます。平成24年度は対象者1万9,480人に対し、受診者数6,803人で受診率34.9%、平成25年度は対象者1万9,023人に対し、受診者数7,588人で受診率39.9%でございます。

**○7番議員（浜田藤幸）** これ数字的なものですから、あとですね、要検査率、要精検率ですね。精密検査を必要とされた方の率と、あと、その方の受診率、精検受診率と、あと、がんの発見率の答弁を求めます。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 本市の要精密検査率でございますが、県が公表しております平成23年度のデータで見ますと、6,770人の受診者のうち64人が要精密検査者であり、要精密検査率は0.95%であります。次に、本市の精密検査の受診率でございますが、64人の要精密検査者のうち、58人が精密検査を受診しておりますので、精密検査受診率は90.63%でございます。次に、本市のがん発見率でございますが、58人の精密検査受診者のうち、がん発見者はお1人でありましたので、がん発見率は0.01%となっております。以上でございます。

**○7番議員（浜田藤幸）** あとですね、これ数字的なものですので、肺がんのこの罹患率と、あと死亡率までお願いします。

**○健康福祉部長（下敷領正）** まず、肺がんの罹患率についてでございます。県では公表されておきませんが、国立がん研究センターによりますと、肺がん罹患率の全国推計値は人口10万人当たり83人が肺がんの罹患者数となっているところでございます。次に、肺がんの死亡率でございますが、平成23年の衛生統計年報によりますと、本市のがんで亡くなられた方208人のうち、肺がんの死亡者数は48人、死亡率は23.0%となっており、一番高い死亡率でございます。

**○7番議員（浜田藤幸）** このレントゲン検査、内容的にはこれ、医者がですね、読影するわけ

ですよ。2人、二重読影するわけですが、これは県のやっばし医師会の方もですね、先生方の能力の差があるんです。ほかの病院に行ったら、これセカンドオピニオン制度ももう、これはもう常識になっておりますけど、こっちの病院で分からないがんがこっちの病院で分かると、これ多々あるわけですね。だから、そういった意味で言えば、この読影のこの先生方の能力というものは、本当県によっても差があると思います。それで、これ研修等を県も行っているはずですよ。そこで、CTに關しましては、私もちょっと縁がありまして臨床検査技師の方からの情報も、以前から知っておりました。CTの場合は、これ間接写真であります。ですから、普通ですね、行政の方は数字は出せないと思うんですけど、これ、私は数字を持っております。東京から肺がんをなくす会というのがあります。そこが出している数字がですね、レントゲン検査の約10倍の発見率でCTの方がよく分かると言われております。これ、マルチスライス、要は体を輪切りにして、発見していくわけですから、大体5mmぐらいのこれ肺がんも発見できるわけです。ところが、このレントゲン検査に關しましては、往々にして、先ほど答弁もありましたけども、骨・臓器・心臓、あと横隔膜等に隠れて、結局、発見ができないわけです。今回もその例に当たると思っております。その方が、今話したことを知っていたかどうか。知っていれば、また再検査もしたでしょうし、人間ドックにも入ったでしょう。市のこういった肺がん検診受診を見る限りでは、もう精密検査の必要がなかったから、もう行く必要はないと判断される可能性もあります。ですから、今後、この周知に關しては、知っている限りは行政の方も責任を持ってですね、やっぱり伝えていくべきだろうという判断をしております。しかも、このCTでこの検査をしますと、約7割から8割はがんが発見できると言われております。そしてまた、発見されてもですね、早期発見の場合は80%は手術で治るとも言われております。治る、治ってない方も結局30%は手術で、発見できなかった方も30%、ちょっと低くなるんですが治ると言われてます。このかく痰検査というのがあるんですが、これは痰をですね、これは細胞診あるんですけども、これも今、ほかの市町村では助成もしております。このかく痰検査についてお尋ねをします。どのようにご理解しているか、ご答弁を求めます。

**○健康福祉部長（下敷領正）** かく痰検査についてのご質問であります。かく痰検査は咽の奥にある痰を採取し、かく痰に含まれる細胞や病的成分を測定し、肺がんが存在する確立を調べる検査であります。他の自治体の中には、胸部レントゲン検査の実施時に、喫煙本数に喫煙年数をかけた指数が600以上の方はハイリスク区分に該当するとして、かく痰検査を行っているところもあるようでございます。かく痰検査は胸部レントゲン検査では発見しにくい心臓や気管、食道等が集まっている肺門部にできるがんを発見する際には有効であると言われております。このようなことから、肺がん検診等の機会にかく痰検査の周知について、今後、行ってまいりたいと考えているところでございます。



**○7番議員（浜田藤幸）** このかく痰検査もですね、通常のレントゲン検査で異常ないって言われた方でも、このかく痰検査をしますと約3割の方ががんが発見されるんです。これはもう、ちゃんとデータが残っております。ですから、こういった検査もですね、した方がいいっていうことを周知、この受診票の中で、やはり、表記すべきだろうという、私は思っております。それと、このかく痰検査に関しまして、全国の市町村を見てみますと、大体1回当たり大体400円から500円の負担でできるようになっている市もございます。指宿市では現在、これは表記もしておりません。また、情報も流してなかったんですが、このかく痰検査の部分と、あと、県がやっているCTに関しましては3,150円で、今、受診できるわけです。これ、多分、6,500名ぐらいしかできませんから、早い者勝ちでございます。それで、40歳から50歳の間は何の助成もありません。それも含めて、検討する余地があるかと私は個人的に思っています。理由は、肺がんが死因のトップだからです。アメリカが肺がんがすごく多いときに、今、急激に下がって、まだ、今、1.何%ずつ下がってきてるんですが、これ、理由があるんです。この場では言いませんけれども。今後ですね、この死因のトップである、また、増えるであろう、施策によっては減っていくんですけども、この助成です。これに関しては、どういうふうにお考えですか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** CT検診は、現在、県において検診費用の一部を助成しており、本人の自己負担3,150円と低負担で受診できているところでございます。この県の事業に併せて、市でも独自に助成する考えはないかということでございますし、また、一方でかく痰検査についても同様の趣旨だと考えております。まずは、市民の皆様にご自身の健康は自分で守るという意識の更なる高揚を図っていただくためには、何よりも検診率を高め、疾病の早期発見・早期治療へ繋げていくことが重要だと考えております。まずはこういうところに意を注ぎまして、今、議員の方からご質問もありましたCT検診、それとかく痰検査につきましても、市民の安心・安全を確保するという観点から、総合的に判断をしてみたいと考えているところでございます。

**○7番議員（浜田藤幸）** あと、受診票の表記です。今後ですね、これ、業者との契約もあるでしょう。また、改訂するとしても、また、時期もあろうかと思えますけども、今後、この表記に対して何らかの変更を加えていくお考えがあるのか、その辺、ご答弁願って、この項目については質問を終わります。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 肺がん検診受診票についてのご質問であります。肺がん検診受診票の結果の通知についての欄には、現在、精密検査の必要な方のみ通知します、なお、異常のなかった方については通知しませんので、ご了承くださいと表記されているところでございます。今後は、自分の健康は自分で守る、また健幸のまちづくりを更に推進していくという観点から、初期の肺がんの検出に有効とされるCT検診やかく痰検査等の情報も、受診票に明記できないか、あるいは結果通知書を受診者全員に通知できないかなど、

受診票や結果通知書の表記について、早期発見・早期治療に繋がるよう工夫し、改善してまいりたいと考えております。

**○7番議員（浜田藤幸）** 2項目目の跡地利用者の募集要項につきまして、お尋ねをしていきます。過去にですね、いろんな場所で、本会議にもそうですが、なのはな商工会の場所、いろんな場所でこのかいもん荘跡地の件に関して私は発言をしてきております。今回は経緯をもう省いております。この川尻地区、開聞地区、これはもう指宿市に入るんですけど、宿舍ができますと核ができるんです。そうすると、活性化の核ができますと、相乗効果で広がってきます。どうしても必要な施設でございます。それで、市の方もいろんな誠意を見せていただいております。過去にも無償譲渡したらどうかとか、今回も提案をしていただいております。すごく誠意を感じ、感謝しております。そこで、お尋ねしますけれども、次の公募、今まで明確にされていなかったんですが、いつ公募をされるのかお尋ねします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 公募の開始時期につきましては、今現在、新たな助成制度について検討していることから、おおむね来年1月頃を考えているところでございます。

**○7番議員（浜田藤幸）** 今、答弁の中で、新たな、支援策っていう言葉が出たんですけど、具体的にはどういうことをお考えになっていらっしゃるのかお尋ねします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 新たな施設の固定資産税の減免につきましては、過疎地域の産業開発条例におきまして3年間につきましては免除という条例がありますけれども、更にそれを拡大する形ができないか、検討をしているところでございます。

**○7番議員（浜田藤幸）** 今、具体的に検討しているという言葉が出ました。年明けの1月に公募をするということでございます。もし、固定資産税を年数を変えて支援するのであれば、12月には議案が出てこないといけません。具体的な数字は出たのかお尋ねします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 固定資産税につきましては、やはり、これは減免という形ではなく、固定資産税を納付したときに、今現在、メディポリスの方で条例を設けておりますけれども、一旦固定資産税として納付をしていただいたあとに、それ相当額という形で、ある一定期間、その進出事業者に対して補助金という形でできないかという条例案を検討しており、その案ができれば、12月議会の方に上程をして、議会の方のご意見ということ、ご判断をしていただきたいというふうに考えております。

**○7番議員（浜田藤幸）** 今、先ほども聞いたんですが、具体的な数字は出たんでしょうか、お尋ねします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 延長の期間につきましては、今現在、3年を超えるというところは検討してますけど、具体的にこれを何年にするというところまでは、まだ、内部の方で煮詰まったものでは、現在、まだ、なっておりません。

**○7番議員（浜田藤幸）** この場で言っているのか分かりませんが、私の方には情報が伝

わってきておりますが、今、メディポリスが今、10年間ということでやっております。これよりも長くなるのか短いのかだけでも分かれば、ご答弁お願いします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** メディポリスの助成につきましては、メディポリスが買い上げなければ取り壊されていたであろうという固定資産税、固定資産税相当額について10年間という奨励措置を設けております。この国民宿舎跡地の利用につきましても、宿泊施設並びに宴会場ということで、過去に指宿市が旧開聞町ですね、若しくはその後、指宿市ですけれども、直営でやっていた同体の業種を、現在、募集をしているということで、本来、市の方で直営でそれを建設すれば一番それがいいのでしょうけど、なかなかそれが難しいということで、民間の方に手を挙げていただきたいということで、当然、市の方でそれを設置するとなれば固定資産税等は発生いたしませんので、メディポリス等の奨励条例を参考にして、一定の期間というものを検討していきたいというふうに考えているところでございます。

**○7番議員（浜田藤幸）** 産業振興部長、私、そういった答弁されると、私、また、反論したくなるんですよ。過去の経緯を、私、敢えて聞かなかったのは、同じこと言いたくないからですよ。というのはですね、私、前も本議会の中で言ってます。私はPFIでもできると思ってるんですよ。わざわざ民間の随意契約でコンサル料600万払った、あの、私は、見ましたけど信用してないんですよ。本来だったら数字的に言えば、市が建てて民間に譲ったのを指定管理者にしてやっていくのが筋ですよ。前の町長がですね、約束事って、公の場で言い切ったわけですから、そういった答弁されると、こういう答弁になってしまうんです。ですから、私が聞いているのは、その市ができる支援策ですよ。どの程度できるのか、具体的に聞いてますよ。ですから、開聞地区にとってはですね、核になる場所なんです。あそこができるというところなどが活性化できていくんです。ですから、その上でこの支援策を考えてほしいということで、無償譲渡の話も出ました。ええ。本議会の中でですよ。ですから、そういった言葉を聞きますと、市の誠意も感じるわけです。今のような答弁をされると、私は経営について反論しますよ。ですから、もう、過去はいいんです。今からどうすべきかですから。お尋ねしますけども、あと、今回の公募の中で、規模は問わないということで自由提案になっておりますが、その辺、再確認したいと思いません。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 1回目の公募では収容人員が100人以上、並びに宴会規模も100人程度という要件を設けておりましたけれども、2回目以降の公募では、宿泊人員並びに宴会規模、いずれにしても自由提案と、議員がおっしゃったとおりとなっております。次回の公募につきましても、現在のところ引き続き自由提案として公募を行いたいというふうに考えているところでございます。

**○7番議員（浜田藤幸）** 私は具体的な数字を聞いてるんですが、敢えて私も言いません。けれ

ども、私は要望として数字は言っておきます。固定資産税、その支援に当たる期間は、やはり、7年以上はしていただきたいと、個人的な要望を出しておきます。固定資産税の免除期間3年、それ以降は支援策ってということですから、10年、まず、支援策としては7年以上を要望いたします。これは要望ですから、答弁は求めません。この問題は合併前から合併後8年間、引き続いてやっているわけなんですけど、阪神大震災があり、いろんな、リーマンショックもありました。いろんな理由からできなかった経緯もあるかと思います。そこで、総合的に含めて、これ市長に伺いたいと思います。この宿舎跡地に対するこの思いというか、方針というか、それ含めて、市長の思いを一言求めます。

**○市長（豊留悦男）** このかいもん荘国民宿舎跡地、ここを是非、開聞地区の振興のためにも、また、開聞をふるさととして都会で活躍している人たちが帰ってきたときに泊まれるような、又は宴会ができるような場所を作ってほしいというのは、ふるさと会等で大阪や東京に行ったとき、強くその希望を聞いているところでございます。私といたしましても、このかいもん荘跡地については、できるだけ早く希望に添えるような形にしたいという思いがございまして。そういう意味から要件を緩和し、又は、支援を拡大し、できるだけ多くの方々がこの跡地利用について手を挙げていただくような支援策を、今、考えているところでもございます。残念ながら1回目・2回目と、応募する、いわゆる公募ございませんでしたけど、現在の幾つかの企業を含めた方々がこの地を訪れて、活用の方策について検討している事実もございまして。今回、新しくこの応募の要項等を見直すことによって、できるだけ早く、ここでかいもん荘についての提案をいただけるような、そういう場を作ってまいりたいと思っているところでございます。

**○7番議員（浜田藤幸）** ありがとうございます。条件含めまして、事業計画も立てて資金繰りもしないといけないと思います。事業者の方は。ですから、多くの事業者の方に参入していただきたい点からですね、やっぱり支援策の方はしっかりしたもの、適正なものでお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。3項目目の指宿港海岸整備事業につきましてお尋ねをいたします。

これ、都市計画のマスタープランがございまして。整備方針をお伺いします。

**○建設部長（三窪義孝）** 指宿港海岸保全施設整備事業は、海岸の防護、利用環境、景観の調和の取れた海岸形成を目指しております。

**○7番議員（浜田藤幸）** 私もワークショップに出させていただいております。別府港海岸も行きました。昭和40年代ですね、一番多いときで、指宿のいわさきホテルが1か月3万6,000人宿泊者がいたと聞いております。1か月のあれです。そのあと、何で指宿に観光客が来なくなったのかと言いますと、私はハワイに負けたと思っています。ですから、今の若い方、ほとんどハワイに、海外旅行に行きます。ということはどういうことかと言うと、ハワイに負けない海岸整備にすれば、指宿にすれば、私は取り戻せるんじゃないかという、

自分でそういった信念を持っております。そういった点から、今回のこの質問をさせていただいたわけなんですけれども、結局、あそこ、海岸の近郊には道路が走っております。八間道路、あと、前の海岸、堤防のすぐ横、道路が通っております。あそこをですね、高い建物が建てられないだろうかということで、前から思っておりました。今、ハワイの方でタイムシェアというのが流行っております。10人、15人で部屋を買い取るんです。そういった投資が、観光地の場合は進みます。不動産の上下関係もですね、大きな有名なところはあまり変動がないんです、観光地の場合は。ですから、投資対象にもなり得ます。ですから、この建坪率、容積率、最初は近隣商業地域かなと思っていたんですけど、摺ヶ浜の方は商業地域だということで、あとでお伺いをしました。あと、ワークショップの中で、海岸整備事業のところに入るところは住居地域になっております。この建坪率、特に容積率が重要だと思っております。その辺ですね、調べていただいていたんですが、どのようなようになったかお尋ねをします。

**○建設部長（三窪義孝）** 指宿港海岸保全施設整備事業の背後地の用途地域につきましては、市街地の将来の発展を計画的に促進し、秩序ある市街地を形成するため、旧指宿市におきまして、昭和60年11月に定めたものです。その後、平成4年の都市計画法及び建築基準法の改正に伴い、土地利用及び都市機能の向上、さらには、市街地の土地利用の基本的枠組みを明らかにするため、居住系用途地域の細分化を基本とし見直しを行い、平成8年4月に変更を行っているところであります。用途地域や容積率につきましては、国からの通達等に基づく用途地域決定基準により決定しているところであり、この区域は現況の土地利用に則して、指宿港側から第1種住居地域と商業地域になっております。商業地域の建坪率は80%、容積率は400%が原則なところであります。この容積率を上げるには、市街地開発事業に関する都市計画や、道路幅員等の条件があることから、この地域の状況から判断すると、容積率の変更は難しいものと考えているところであります。

**○7番議員（浜田藤幸）** 理想の容積率にするんで、最高が1,300%と聞いております。あそこで高い高層ビルを建てるには、前の道路が22mなければ無理だということも聞きました。あそこを街路事業で広げるとしても莫大なお金がかかります。現実的には無理だなということを感じたところでした。それでも、何か工夫、知恵を出さないといけません。そういった点で、専門的な立場から、こうすればいいんじゃないかという案がありましたら、ご答弁願います。

**○建設部長（三窪義孝）** 指宿港海岸保全施設整備事業の背後地の用途区域の変更については、現行法の中で見直すことは難しい状況であることは、先ほど答弁したとおりでございます。ただ、現行の用途規制の中でも、12階建てのマンションも建築されていることもあり、今後、このような土地利用の高度化を図ろうとすれば、土地の集約化により敷地面積を大きくすれば、より高層の建物の建築も可能になるものと考えています。以上でございます。

ます。

**○7番議員（浜田藤幸）** 次の質問にいきます。この環境行政につきまして、過去にも本議会の中で、23年の12月が最後の質問になっております。その後、臭気指数規制の導入の案を出しまして、審議会を立ち上げ、その中で検討していくという答弁をもらっていたわけです。今回、その審議会が行われ、その答申も見させていただきました。こちらの方ですけども、これも読ませていただきました。こちらの方はですね、これは情報公開条例でとりました。これは議事録です。1回から5回まで、全部読ませていただきました。私は一晩眠れませんでした。その感情は、ちょっと言いませぬけれども。この審議会につきまして、いろんな各団体の方が審議会委員になってらっしゃると思います。この個人名は結構ですので団体名をお願いします。

**○市民生活部長（大久保正一）** 指宿市環境保全審議会条例第3条に基づき、学識経験を有する者、地域住民の代表者、関係行政機関の職員、事業者の代表者をそれぞれ選考するとあります。今回は学識経験者1名、事業所の代表7名、地域住民の代表5名、行政関係者3名にご参加をいただいたところであります。それで、事業者の代表ということで指宿農業協同組合から1名、山川水産加工協同組合から1名、畜産経営者、養豚をされる方が1名、そして畜産経営ということで牛の方が1名、それと養鶏をする方が1名ということになっております。それと指宿観光協会から1名、それと認定農業者会から1名というような事業所の代表ということになります。

**○7番議員（浜田藤幸）** この議事録読ましていただきますと、忌憚ない意見も出ております。市の、私は認識を問いたいところがあるんですけども、この中でですね、苦情という言葉と、あとクレーマーという言葉が出てくるんです。これ、市としてはどのような認識でいらっしゃるのか。クレーマーに対する意味と、あと、語句の意味なんですが、苦情という言葉、2種類使われているんですよ。その辺、行政の立場としての認識はどのように認識されているのか、ちょっとお尋ねをします。

**○市民生活部長（大久保正一）** クレーマーとは、何らかの合理的な基準に沿って、自分の言い分が正当であるという主張をする人というのがありますが、苦情を申し立てる人という意味であると理解しております。最近では、本来の苦情の領域を超えて、あら探しのような苦情を寄せたり、執拗に抗議を繰り返したりする人を指す場合もあると認識をしております。普通、苦情をする人というのは、我々が考えている人は、自分たちの環境の周りに適応できないようなことが起きたから、それを市に申し立てるということで、苦情をする人と考えております。

**○7番議員（浜田藤幸）** 私はこのクレーマーという言葉はですね、この議事の中で5回使われているんですよ。以前、事件があったんです。クレーマーの事件。これは東芝が対象になった事件ですけども、特にクレーマーというのはですね、商業的にビジネス的に使われ

る、私はものだと判断していたんです。サービス業者がですね、消費者に対して使うクレマーという言葉で使われると私は認識をしておりました。辞典で調べてみますと、クレームと、これはクレームですね、あと、苦情というのはコンプレインという、全く語源が違うんですよ。ですから、これも申し述べておきます。ちょっと、私は違和感を感じたんです。そこで、お尋ねをするんですけども、議長は副市長であったと聞いております。はっきりした答弁もなされております。今後ですね、この臭気指数の導入っていうのは、流れになってきてるんですけども、これを導入する時期っていうのはいつ頃なってるのか。

**○市民生活部長（大久保正一）** この時期につきましては、答申の中でも、悪臭を発生する対策や指導方法の在り方を十分に検証し、悪臭防止に対する対策等を整理した上で、臭気指数への導入を図るということが答申でなされております。今後の取組としまして、平成25年の9月の25日の答申を受けまして、まず、悪臭原因物質の発生を抑制するために、定期的な事業者への説明会の実施や現地巡視などを実施し、さらに、悪臭苦情に対して従来の指導体制に加えて、事業者等の形態の確認や季節・風向き・地形といった細かな情報を分析し、地域の特性などを踏まえて住民及び事業所への丁寧な説明をしているところではあります。今後、今農政の方でやっております消臭資材LOVEいぶすきの実証実験を行っておりますけれども、このデータができて、消臭防止のための効果的な使用方法等が検証できた段階で、環境政策課としましては、検証結果を踏まえて環境保全審議会を開催し、審議員の方々へ臭気指数の導入時期や、また、規制区域というのがありますが、その見直し等について、協議・検討を行う予定であります。

**○7番議員（浜田藤幸）** 私がですね、経済産業委員長している去年の委員会の中で、担当課長がですね、このよう、答弁してるんですよ。LOVEいぶすきでもって、実証実験をしていくということをはっきり述べて、私も委員長報告の中で、これ、答弁しているわけです。実際、ちょっと農政課の方にお尋ねしたいんですが、実際、この実証実験というのはやったのか、やってないのかお尋ねします。

**○農政部長（新留幸一）** 議員ご指摘のとおり、実証実験はしております。

**○7番議員（浜田藤幸）** 具体的にはどんなふうにしたのでしょうか。

**○農政部長（新留幸一）** LOVEいぶすきの実証実験につきましては、畜舎内にLOVEいぶすきを散布することでアンモニア等の発生を抑制し、臭気度低減効果を実証するため畜舎内に散布する方法と、家畜に飲水で与える二通りの方法を平成25年度から実施しております。

**○7番議員（浜田藤幸）** 取材の中でですね、担当課にお伺いしたんですよ。どのようにしてやったんですかと。私が想像したとおりでした。ただ、LOVEいぶすきを渡したただけなんですよ。ですよ。私、いつもこう聞くんですけど、やってますとおっしゃいます。いつからするんですかって言う、取材のあとに一週間後からって、私は数字的なものも聞いて

おります。それでよろしいですか。確認取ります。

**○農政部長（新留幸一）** 今、議員のご質問に、なんですけど、現在のLOVEいぶすきの実証結果に基づいてはですね、先ほどの質問にお答えできないかもしれませんが、気象条件によって異なりますが、開聞地区の1か所、養豚業者で実施、実証試験を行っています。最高値25ppm、最低1ppm、平均で7.4ppm、敷地境界でのアンモニア濃度は最高で4ppm、最低0.5ppm、平均1.3ppmでした。また、家畜への飲水による結果につきましては、畜舎内のアンモニア濃度は平均で2.68ppm、敷地境界によるアンモニア濃度は平均で0.25ppmとなっております。いずれも、飲水の方がアンモニア濃度を低減させる効果が、数値として結果で現れているところがございますが、今後の対策としまして、ちょっと時間をいただければと思っております。

**○7番議員（浜田藤幸）** 私は文句を言ってるんじゃないんですよ。今後ですね、やっぱり環境政策課も農政課も、やっぱり、真面目に受け取って、本当、私開聞町時代からこの問題携わっております。課長も何回も変わりました。異動していきます。また、新しい課長が来ます。今から、平成22年の第4回の定例議会の中でもですね、ある施設を私が指摘しておりました。そこに対しまして、指導がなされているのか。ここ4年間で行った回数と、立ち入り調査をしたのかどうか、そこも含めて答弁願います。

**○農政部長（新留幸一）** 直接本人への指導や、施設周辺の巡回も含めて、現在まで36回ほど出向いております。

**○7番議員（浜田藤幸）** 私が聞いた話と数字が違います。私は4回と聞いております。正しいのはどちらでしょうか。

**○農政部長（新留幸一）** 現養豚業者につきましては、現在PED防疫体制に徹しております。実際入れる、養豚農場に入れる、入れないというのがちょっと原則であります。その場合、職員といたしましては、連絡を取りながら行くんですけども、現場を見ながらする回数と、あるいは直接本人と連絡を取り合って、その養豚場の前で対応するという方法をとって36回行っているということがございます。

**○7番議員（浜田藤幸）** そういった答弁されるんだったら、指導ができたんですか。調査ができましたでしょうか。

**○農政部長（新留幸一）** はい。今のところ、指導はできていると思っています。

**○7番議員（浜田藤幸）** そういった答弁されるなら、私もちょっと言いますけど、2日前にある写真がですね、私のところに投函されました。23枚ありました。それを見ますと、私が指摘していた養豚業者の施設も入っております。立入調査が全くできていない状況じゃございませんか、お尋ねをします。

**○議長（新宮領進）** 確認調査ができてるのか、できてないのかということを質問されておりますけど、答弁できますか。



○環境政策課長（井手久成） 現地確認につきましては、地域住民から苦情が出た場合に環境政策課として出向きまして、畜産農家である場合には農政課と連携を取って対処しているということでございます。環境政策課といたしまして、議員がおっしゃられました4回という数字を聞いたというのは、私ども環境政策課が直接現場に出向いたものが4回ということでございます。

○7番議員（浜田藤幸） ちょっと質問の答えになってないんですが、私が言ったのは指摘した施設の調査ができましたかと聞いたんです。

○環境政策課長（井手久成） ご指摘の畜産農家につきましては、防疫の関係から施設に入れないということもございまして、農政課の方とも連携をし、農政課の方で何度か当人に対して立入調査をさせてもらうようにということで要望しましたけれども、現在まで入らせてもらえないというふうに伺っております。

○7番議員（浜田藤幸） 私、答弁聞いて、半分言い訳に聞こえたもんですから、敢えてまた言いますけれども、結局指導ができてないということ、ということですよ。要はですね、行政の不作為なんです、の可能性があるという。不作為とまでは断言しませんが、4年間、1回も立入調査ができずに、何もできなかったということですよ。私が本議会の中で指摘したところですよ。一部の方には写真も見せておりますよ。不作為、これは進んで行為をしないということですよ。4年間ですよ、4年間。どう判断されますか。もう、これ以上言いませんけども、今現在、市の職員の方もですね、一生懸命活動してるということも聞いております。それで、苦情も以前と比べましたら少なくなってきました。そういう点につきまして感謝をしております。農政課の方も、しっかりとやっけていただいている噂を聞きます。そしてまた、そういった業者の方も、全ての方ではないということも認識しております。本当、一部の方だとも判断しております。しっかり、産業振興の上でこの農業・畜産、これは基幹産業でございます。しっかり稼いでいただいて、ただ、ルールをですね、守っていただきたい。これが私の本音でございます。それで、今後とも、あと2分しかありませんので、今後ですね、LOVEいぶすき、これはですね、私、再三委員会でも本議会の中でも言ってるんですが、相当量の量を使わないと、やっぱり消せないですよ。導入されて、もう10年以上経っているわけでしょ。今から実証実験をするっていうことを、これ何遍も答弁聞いています。言い訳にしか私には聞こえてきません。実際ですね、三重県の、ちょっと地名は忘れちゃったけれども、度会町っていうところですよ。矢部さんって方がですね、養豚業者の方が、全く臭いを出さない豚舎を持っております。これはバクテリアを使って、火山灰の酸性の土壌を使って、バクテリアを養成して、京都大学の先生が管理しまして、今はもう、法人化もされております。やっぱりこういうようなところでですね、農政課は情報入ってるかどうか分かりませんが、全国から企業、行政視察もかなり多いと聞いております。ですから、予算を取ってですね、こういう先進地に

行って、やはり、こういった資材です。環境を、臭いを消す資材とかですね、やっぱり、市も無料で渡すとか、一部助成するとか、そういったのを含めてやっていかないといけないと思っております。平成24年4月1日にはですね、これ悪臭防止法、これ改正もされてますね。権限委譲されてるんです。ですから、市長の判断で、これできるわけです。市長に最後にこの問題に関しまして、一言答弁お願いします。

○議長（新宮領進） 発言時間が過ぎておりますので、簡潔に願います。

○市長（豊留悦男） はい。畜産経営に起因する臭いの低減、発生を抑えるということは、行政もですけども、経営者・地域と一緒に頑張って、努力しなければならないと思っております。そういう意味から、この検証結果が一部出ておりますので、関係課及び関係機関と連携を取り、適切な指導に心がけてまいります。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時01分  
再開 午後 2時10分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、吉村重則議員。

○5番議員（吉村重則） 私は、日本共産党の議員の一人として、安倍政権の暴走政治から市民の命と暮らし・平和を守る立場から通告に基づいて一般質問を行います。

最初に通告では防衛庁としてありましたが、これが防衛省になっております。誠にお詫び申し上げます。防衛省への個人情報提供について質問いたします。安倍政権は集団的自衛権行使容認の閣議決定し、それに基づく関連法案づくりを進めております。集団的自衛権の行使とは、日本に対する武力攻撃がなくても、他国のために武力の行使をすることです。政府がどうごまかそうが、海外で戦争する国に乗り出すということを意味します。2001年のアフガン戦争、2003年のイラク戦争のような戦争を起こした際に、これまでの海外派兵法にあった武力行使をしてはならない、戦闘地域に行ってはならない、この歯止めを外し自衛隊が戦闘地域まで行って軍事活動をやる。つまり、アメリカの戦争のために日本の若者の血を流すというのが集団的自衛権の正体です。こんな解釈改憲を一遍の閣議決定でやるというのは許すことはできません。戦闘地域に派遣されるのは自衛隊員です。そこで、お聞きいたします。防衛省への個人情報を提供しているのか。また、内容はどのようなものなのか質問いたします。

次に、農政問題について質問いたします。農業委員会の役割は農地の番人として、また、農家の声を行政に反映させるために非常に大事な委員会であります。規制改革実施計画の農業委員会等の見直しでは、任務を遊休農地対策を含めた農地利用の適正化に重点を置くとし、選挙制度や議会、団体推薦による選任制度を廃止し、市町村議会の同意を条件とする市町村長の選任委員に一元化する。過半数を認定農家とする。仮称農地利用推進委

員の設置を法定化するなどとしています。農業生産法人の構成の役員等のうち、1人以上が農業作業従事者、構成委員も2分の1を超えれば農業関係者で、ほかは制限をなくすというものです。つまり、企業などが自由に農業に参入できるようになり、家族農業に大きな打撃があると思うが、どのような影響が考えられるか。

2番目に、農業振興と補助事業について。市町村合併後も降灰補助事業もかなり取り組まれておりますが、農業振興と補助事業をどのように考えているのか。

3番目に、市町村合併して9年目に入っていますが、農家の現状を考えたとき、償却資産税の問題をどのように捉えているのか。

4番目に、台風8号による農業被害の状況はどうか。

水道事業について質問します。池田配水地の更新計画はどのようになっているのか。

これで1回目の質問とします。

**○市長（豊留悦男）** 防衛省への個人情報提供について、個人情報を提供しているのか、その内容等についてのご質問でございます。自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部につきましては、自衛隊法第97条の規定に基づく法定受託事務として、市町村長が行うこととされております。このため、防衛省は自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、市に文書で提供依頼をしているところでございます。最近の状況で申し上げますと、平成25年12月12日付けで、自衛隊鹿児島地方協力本部長から、平成26年度に該当する適齢者情報の提供についての依頼があったところであります。自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、平成26年2月20日に、資料で適齢者情報を提供したところでございます。なお、自衛隊に提供した内容につきましては、氏名、出生の年月日、男女の別、住所で、住民基本台帳でいう4項目でございます。

農業委員会の件でございます。政府においては成長戦略の主要課題としての農業改革について、総理大臣の諮問機関であります規制改革会議の答申を受け、6月に農林水産業地域の活力創造プランの改訂を決定するとともに、規制改革実施計画が閣議決定をされました。その中で、農業分野の改革の一つとして、農業の成長産業化に向けて、農業委員会の改革を行うとされております。具体的には、農業委員の選出方法について選挙制度を廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制とする。委員の数を半減する。農業・農村に関する意見の公表、建議を法令業務から削除するなどがあります。農業委員会、県農業会議、全国農業会議所の農業委員会系統の組織では、地域農業を守り農地を守るための改革を行うよう、政府に要請を行っているとのことでもあります。基幹産業でございます農業の振興を図り、地域の農業・農村を守る立場から、農業委員会の改革につきましては、推移を見守りながら本市農業委員会と連携してまいりたいと思っております。

以下、いただきました質問等につきましては、担当部長等が答弁いたします。

**○農政部長（新留幸一）** 農業振興と補助事業について、ということでのご質問でございます。

活動火山周辺地域防災営農対策事業、いわゆる降灰対策事業についてでございますが、この事業は桜島の火山活動が活発化し、昭和47年以降周辺地域の農産物が大きな被害を受けたことから、降灰被害を軽減・防止するため、被覆施設や洗浄施設の整備等を行い、農業者の経営安定、地域農業の健全な発展を図ることを目的として実施されているところでございます。本事業の補助率につきましては、現在、事業費の65%以内となっており、比較的補助率が高く、また降灰の防止効果に加え施設化による収益性の向上も見込まれることから、本市におきましては昨年度までの5年間で31件の事業採択がなされているところでございます。その事業効果についてでございますが、本市の基幹産業であるオクラを一つの例に挙げてみますと、平成21年度は露地の栽培面積が203.9haで、施設の栽培面積は50.8haとなっておりますが、昨年度は露地が189.4haで、施設が61.1haとなっております。露地栽培から施設栽培への切替えが着実に進んでいることも、この事業によるところが大きいものと思われまます。また、施設化が進むに伴って、単位生産額も上がってまいりますし、価格の安定化も図られますので、農家の所得向上・経営安定に一定の事業効果が得られているものと認識しております。

次に、台風8号による農業被害の状況はどうかということでございますが、台風8号による農業被害の状況につきましては、オクラ、葉タバコ、パッションフルーツ、水稻などで、葉の損傷、果実の落下や水稻の頭熟不良等が発生しております。失礼しました。これに係る被害面積は約267haで、被害額が1億2,007万2千円となっているところでございます。また、農業用施設の被害につきましては、ビニールハウス等の被覆資材の破損が多く発生しており、被害件数が34件、被害額641万2千円となっております。以上であります。

**○市民生活部長（大久保正一）** 合併による償却資産税の問題点をどのように捉えているかのご質問ですが、硬質プラスチックハウスに対する固定資産税については、地方税法において土地・建物以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額、又は減価償却費が法人税法及び所得税法の規定による所得の計算上、損金、又は必要な経費に算入されるものは償却資産として課税の対象とすると規定されているところであります。しかしながら、合併に係る協議の際、指宿地域においては課税され、山川地域及び開聞地域ではほとんど課税されていないことが判明したことから、地方税法に基づき、平成18年1月1日以降の建築分から課税を行うとともに、それ以前に建築された既存の施設については、遡及をせずに耐用年数を勘案し、平成18年度から統一して課税を行うこととしたものであります。なお、課税を行うこととした時点から、山川地域及び開聞地域の対象となる皆様に対して、直接、個別に説明をさせていただいているところであります。

**○水道課長（川口光志）** 池田配水池の更新計画についてのご質問ですが、指宿市水道事業につきましては、指宿市地域水道ビジョンに基づき計画的に事業を推進しているところでございます。池田配水池の更新事業は今年度、地質調査業務委託及び配水池の詳細設計業務委

託を発注したところであり、今後の計画といたしましては、日本水道協会監修の水道施設設計指針に基づき、詳細設計業務委託の中で配水池容量、構造、耐震設計、ランニングコスト等の検討を行い、決定してまいります。施工年度といたしましては、計画では平成27年度の施工を予定しているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 最初に、防衛省への情報提供について。自衛隊法120条に基づいて提供しているということですが、自衛隊法に基づくということになれば、これは強制的に提供しなければならないということになるんですか。

**○総務部長（高野重夫）** 地方自治法第2条で、自治事務と法定受託事務が市町村の事務となっており、自衛官募集事務に関する事務の一部を行うことは、地方自治法施行令別表に掲げる第1号法定受託事務として定められております。これを受け、指宿市組織及び事務分掌等に関する規則、別表第1、第5条で安全・安心対策事務における自衛隊に関することを定め、事務を行っております。

**○5番議員（吉村重則）** つまり、強制だと。もう、任意ではないんだと。防衛省から求められたら提供せざるを得ないということによろしいんですか。

**○総務部長（高野重夫）** 自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣は自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し必要な報告、又は資料の提出を求めることができるということでありまして、市の法定受託事務の中でも、自衛官の募集事務の一部を担うということになってます。自衛隊に提供した内容につきましては、先ほど市長も答弁しましたとおり、氏名、出生の年月日、男女の別、住所で、住民基本台帳法でいう4項目であります。また、提供し利用する条件としましては、募集事務以外には使用しないこと、利用期間は1年間で保管の取扱いには十分注意し、利用期間終了後は復元、又は判読が不可能な状態で確実に破棄することを条件として提供しております。

**○5番議員（吉村重則）** 求められるということになっているということは、応じなくてもいいということにも捉えられるんじゃないんですか。だから、私が聞いているのは強制か、絶対提供しなけりゃならないのか。任意的に、求められてるんだけど、提供しなくってもいいのか、どちらかを聞いているんです。

**○総務部長（高野重夫）** 法令に基づく受託事務で求められたら、提供する必要があるというふうに思っております。

**○5番議員（吉村重則）** 沖縄でのことなんですけど、集団的自衛権の行使容認を閣議決定をした日に、全国の18歳を対象に防衛省・自衛隊から自衛隊入隊を勧誘するダイレクトメールが送られてきたことに、高校生が赤紙が来たということで、もう高校生が感じてるんですよ。徴兵制という、閣議決定しているわけだから、戦闘地域に自衛隊員が行って戦闘するということに対して、ダイレクトメールが来たことによって赤紙が来たという捉え方を

しているわけですよ。ですから、求められるということに対しては、応じなくてもいいという捉え方もできるんじゃないんですか。強制じゃなくてもいいんじゃないですか。

**○総務部長（高野重夫）** 自衛隊法において、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序と維持にあたるということが規定されております。また、阪神淡路大震災や東日本大震災では人命救助や生活支援をはじめとする復興にも支援に携わっております。このような国防・災害救助といった国民の生命と財産を守る非常に重要な任務を担う人材を確保するためには、地域の情報を的確に把握でき、かつ多くの窓口を持つ都道府県や市町村がその事務を担う必要があり、自衛隊法第97条で都道府県知事及び市町村は政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うと定められておりますことから、指宿市でもそのように事務を取り扱ってるところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 自衛隊員の親が、その災害対策支援だと、のために自分の自衛隊は入れたんだということで思ってたのが、この閣議決定したことで、自分の子供が戦闘地に行く。本当に自衛隊員に入れたことを後悔しているということなんかも告発されてるんですよ。閣議決定する前、憲法9条があって、自衛隊員も守られて、戦後、これまで戦死者も外国の人も殺してないという中での答弁だったら分かるんですよ。閣議決定をした中で、高校生にしてもそういう募集内容が届いたことによって、赤紙が来たと心配してるんですよ。だから、市民の中からやっぱり自衛隊に名簿を出していくということは、中学卒・高校卒・大学卒の名簿で出してますよね。自衛隊員に入れるということは、戦闘地域に行つて戦死者を出すことに繋がるわけですよ。だから、本当に市民の命を守るという面からすれば、市長、どうですか。どのように感じてますか。

**○市長（豊留悦男）** 自衛官募集のメール、即ちそれが赤紙と、そして戦闘地に行くという、そういう繋がりになるとは思ってはおりません。就職の一つの手段として自衛官の募集というものもあるという、選択の余地は受けたその子供や保護者に委ねられているわけでございます。そういう意味で、そのことが即ち、災害救助やそれを考えていたのに戦闘地域に行かなければならないとか、そういうことは、やはり、子供の判断、親の判断としては、それが果たして正しいのかどうかは別として、自衛官募集という趣旨を考えた場合には、やはり、災害とかその復旧だけを目的とした自衛官募集というものはないだろうと思っております。議員が今、紹介した事例等をお聞きになったときに、果たしてそうであろうか。中にはそう思う人もいるかもしれませんが、本来の自衛官としての職務、そして、自衛官募集の趣旨を考えたときには、私どもとしては、今、議員がいろいろ質問をなさったようなことに直接繋がるような、そういう思いは持っていないところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 自分から自衛隊員として入るのは、もう、本人の意思で入るわけですよ。だけど、行政の方はその名簿、防衛庁に提出して、それからのメール、ダイレクトメ

ールで帰ってくるわけです。閣議決定されて、本当に国民の大多数が二度と戦争をしたら駄目だということで、戦争する国にしたら駄目だということで、今、全国的にも大運動になってきております。そういう面でも、もう、時間の都合もありまして、この件についてはもう、これ以上は質問いたしません。

次に、農業委員会の件について。規制委員会、国家戦略特区事業提案の中で、兵庫県の養父市の方で、この特区を設けてるんですけど、農地法では地域における最も重要な資源である農地や耕作者自らによる所有であることが重要とし、その農地の管理、利用調整を農民の代表である農業委員会に委ねることが、耕作者の位置安定と、国内農業生産の増大、食糧自給率に資することとつながっております。養父市では新鮮組、株式会社だと思います、新鮮組とパートナー組んで市の農業振興を目指していると。しかし、新鮮組の取締役は農業に株式会社の参入が規制されている。これを変えることが必要だ。日本の農業の諸悪の根源は農協だ。地方では農協と行政が一体であり、こうした農業団体とセクションは全て敵である。会社組織はあくまでも利益を追求すると。あと、奥地に点在している耕作放棄地は自らの利益を棚上げしてまで守ることはしないと。ですから、1等農地だけを利用して、あとの荒廃地については全然しませんよというやり方なんですよね。ですから、国のやるのが本当に地方の農業が主体になっている自治体にとっては、農家をどんどん潰していく、家族経営の農業をどんどん潰していくわけです。今回の農政改革の中でも、農協の場合はかなり組織としては大きいわけです。しかし、農業委員会としては、もう、農業委員の数というような関係で言えば、農協については5年先に送るとか、農業委員会については即、解体して専任制をなくしたり半分にしたり、建議制をなくしたりとか、そういうことをやろうとしているわけです。本当に指宿の農業を守るという立場から考えれば、全国市長会も通じて、本当に地域の農業、地域を守るという立場で、市長、取り組む意思はないですか。

**○市長（豊留悦男）** 議員自らも本市の農業委員でございます。やはり、この農業委員会の見直しに関しては、本市の農業委員会の中でもいろいろと協議され、今後の農業委員会の在り方については、話し合いがなされているかと思っております。幾つか、この見直しの中で、時代に合った、そして、農業基盤の強化を図るための農業委員会としての見直しになるだろうと、私は考えております。その中で、農業委員会、本市の農業委員会の中で出された様々な問題を、私も理解した上で、今後、どのような動きをしたらいいのかということは、検討させていただきたいと思っております。

**○5番議員（吉村重則）** 次に入ります。農業振興と補助事業について。降灰対策でこの5年間で31件あり、ハウス施設面積がかなり増えてきているわけですよね。やっぱり、補助事業が本当に農業振興に繋がっているという面では、補助事業は本当、今後、取り組んでいくべきだと思います。しかし、合併前、山川・開闢時代に硬質ハウスの補助事業も受けてる

わけですよ。この硬質の補助事業については、合併後、取り組まれているのかどうか。

**○農政部長（新留幸一）** 合併後につきましては、私の知っている限りでは事業は取り組んでないと認識しております。

**○5番議員（吉村重則）** オクラについては、結構、5年間で31件と。硬質について、なぜ、取り組まれてないのか。その辺はどう捉えておりますか。

**○農政部長（新留幸一）** やはり降灰事業でありまして、補助率65%以内ということではありますが、硬質ハウスを建設した場合に多額の資金が必要となります。それに代わり、今、ビニールハウスの方で、本市の農業生産が、オクラ、特にオクラ等につきましては、高収益を上げておりますので、多額の資金を投資するよりは少額の資金で対応するという方向に向いているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** あと、合併協議会の方で償却資産税を取るようになりましたと。それで、農家へ説明したという答弁が、さっきなされたわけですけど、いつの段階で説明がなされたのか。

**○市民生活部長（大久保正一）** 合併前の合併協議会の中で、税務専門部会というのがありまして、税務は税ごとの調整をするわけですけども、その調整結果というのが、平成17年の5月17日付けで、その上の幹事会に報告をいたしております。要するに調整部会としてはこれで完了しましたよというふうの幹事会への報告になります。これが5月17日だったもんですから、それ以後ということで、ここに記述が残っていますが、山川町においては11生産組合、3法人、計14生産組合等に平成17年の11月28日から12月の14日にかけて、実質5日間説明に回ったということがあります。それと開聞町分については、5生産組合、2法人の計7生産組合等に平成17年12月12日から12月24日にかけて、実質7日間説明に回ったということが記されております。

**○5番議員（吉村重則）** 合併協議会で償却資産税を協議する中で、1回の協議会で決まるわけではないですよ。何回か開いていると思うんですけど、その、指宿は取ってて山川・開聞は取ってないということが分かった時点で、そういう硬質のハウスの農家に対して、何らかの償却資産税について、償却資産税というのはどういうものなのか、補助事業として2億、3億という金額になるわけですよ。そうした場合に、償却資産税というのはどういうものなのか、金額はどのぐらいなのか、決定する前に説明はしてあるんですか。

**○市民生活部長（大久保正一）** 私どもの、今、残っている書類の中では、その前の段階で、調整が、調整結果が終わる前には、そういう説明は行ったような記述はありません。

**○5番議員（吉村重則）** 農家自身にとっては、農業に対しては専門ですよ。その代わり、施設であれば、朝早くから夜遅くまで頑張って一生懸命やっていますよ。ですけど、償却資産税について全然分かんないんですよ。今回、農家の皆さんと懇談する中で、償却資産税が何なのかも分からなかったと。ただ、納付書が来て、凄い金額が来たもんだからびっくり



したと。だから、農家は本当に、ハウスを建てたから、家を建てたときには固定資産税は来るんだけど、ハウスによって償却資産税が生まれることさえも知らない。償却資産税がどういうものなのかも知らない。金額も分からない。だから、金額が分かったら、私はこういう施設は造りませんでしたと、はっきり言ってるんですよ。だから、何でそういう丁寧な説明、農家に分かる説明がなされなかったのか。

**○市民生活部長（大久保正一）** 先ほどの申しましたけれども、その調整結果前には、そうして説明は行ったというのが残っておりませんので、そのあとに説明としましては、山川町においては合併に係る調整会議の中で、補助事業で導入した償却資産について申告をしていただくことが決まったこと、また、償却資産の申告は個人で取得した固定資産の申告だけでなく、組合等で補助事業による取得した固定資産も該当する。そして、国・県・町から補助金を受けているわけであるので、やってもらわなければ困るというようなこと。そして、提示した個人の税額はハウスの面積按分で計算してあるので、正確な個人ごとの税額を算出するために、個人ごとの取得価格を申告時に教えてほしいなどということ、山川町の方では説明でしております。旧開聞町の方では、合併に係る調整会議の中で補助事業で導入した償却資産について申告をしていただくことになったが、申告は地方税法で義務づけられており、税額が発生するしないに関わらず申告はしなければならないことを説明したと。そして、事業費に基づく試算の結果、将来的に発生する税額の一覧を示し、課税計算方法などの説明を行った。同時に、個人の持ち分、資産の増額などの聞取調査も行ったということが残っております。

**○5番議員（吉村重則）** 決定をしてから、農家には知らしたと。税率とか金額も示したということですけど、硬質ハウスを導入するときに、かなり金額が大きいもんですから、例えば菊だったらその値段の最高額、平均でいけば下がるんだけど、最高額を出して、例えば、42円しかししないのを、最高額は49円だったら、49円で何千本取られるからこんだけの売上げが出ますという収支計算を作って、県の方に申請をして、ようやく認められてるんですよ。その当時さえもそういう状況の中で計画書を提案し、今では値段が暴落している、資材が上がって、経費がどんどん上がっている中で、ある農家なんか、もう、この9年間の中で1,000万超してると、滞納額が。そういう中で、本当に払っていけるか。負担能力を超えた金額になってるんですよ。その辺は説明とか、行政として、本当にさっきオクラの問題では、5年間で31件も施設がどんどん増えて、経営がうまくいって農業振興にどんどん繋がってますよと、農政課の方から答弁ありました。だけど、この硬質ハウスについても、農業振興のために推進しているわけですよ。それが、負担能力を超えてるんですけど、どう思いますか。

**○市民生活部長（大久保正一）** 補助事業に取り組む場合は、その収支の関係は農政課の方なんですけど、取りあえず県が示された内容の収支計算書を作って提出されて、申請をされて

いると思います。私ども、税務課サイドにおいては、合併に伴い新たに課税されることとなった降灰対策事業により導入されたハウス等について、18年度課税分でちょっとご説明申し上げますと、山川地域では5法人、12生産組合、10個人で772万7,700円、開聞地域では1法人、10生産組合、6個人で497万8,800円、合計で6法人、22生産組合、16個人で1,270万6,500円となっております。これらのうち、5法人、21生産組合、5個人が完納しておりますが、残りの1法人、1生産組合、11個人、合計で526万7千円が今のところ未納になっているところです。その後、新たに整備された皆様に対しましても、同様に課税を行い、納税していただいているところですが、平成25年度末時点で硬質プラスチックハウスに係る18年度からの未納累計額は4,829万5,623円となっているような状況にあります。

**○5番議員（吉村重則）** 今、答弁の中で5法人、21生産組合、5個人が完納しているという答弁があったわけですが、これは、農業で、その生産物で完全に納められたものなのか、それとも借金をして納めたものなのか。こんなに大金が今の農業経営の中で、こんなにいくとは思ってないんですけど、これはどうなんですか。農業経営の中で、これは完全に、安定した農業経営を今も続けているということか、借金をして納めさせたのか。

**○市民生活部長（大久保正一）** 今、完納されている内容についてお聞きなんですけれども、それは個人の考えるところであって、私どもの推測の中ではそれは計りかねますので、ちょっと答弁はできません。

**○5番議員（吉村重則）** とにかく、今の農業経営の中では、負担能力を超えてるんですよ、この硬質については。オクラの施設については、額が、補助金が小さいわけですので、償却資産税そのものも少ないわけですけど、今回、本人から聞いてないんですけど、もう、農業、硬質の農業経営が行き詰まっていると、廃業したいという声も聞かれたんですよ。そこで、補助金適化法との兼ね合いで、ちょっと聞いてみたいんですけど、例えば、1組合が3人で補助金もらって、1農家が廃業した場合、補助金はどうなりますか。

**○農政部長（新留幸一）** 事業を導入し廃業したい、する場合の対応なんですけれども、降灰対策事業で整備した施設におきましては、耐用年数の経過前に事業の継続が困難な場合、なった場合ですね、法に基づき生産組合と国及び県との協議を経た上で、補助金の返納額を含めた財産処分の承認がされることになっております。例えば、3名で構成される組合で3名のうち1名の方が事業を中止する場合は、組合で臨時総会を開いていただいて、協議いただいた中で新たに組合員を加入させ事業を引き継ぐということであれば、特に問題ないかと思われま。

**○5番議員（吉村重則）** 農業経営は厳しい中で、償却資産税が大きいとなった場合には、参入される方はあまり考えられないとなった場合に、1人の方が廃業した場合、補助金はどうなりますか。廃業した場合。

**○農政部長（新留幸一）** 先ほど答弁させた内容なんですけど、新たに、3名のうち1名の方が廃

業された場合は、その組合で臨時総会を開いて、新たに新しい組合員を加入させ、そして事業を引き継いでいくということであれば、補助金については返納はないということです。

**○5番議員（吉村重則）** いなかった場合、聞いてるんです。今。新規、新規加入がない場合。

**○議長（新宮領進）** 参入される方がいなかった場合を、今、問うてますので、そのことについて答弁願います。

**○農政部長（新留幸一）** 3人から2名という形になれば、あと、新規加入者がいないということになれば、国・県と協議をしながら、補助金の相殺ができる、補助金の返納という形になっていくかもしれません。

**○5番議員（吉村重則）** その補助金の返納については、補助金全体額なのか。例えば、15年だったら、もう8年は終わって、残りの分の補助金についての返納なのか。

**○農政部長（新留幸一）** 補助金の内容、返納の内容等につきましては、国・県と協議をした上で決定されると思っております。

**○5番議員（吉村重則）** ともかく、後継者がいない農家が多いわけです。いつ、体が不調になるか、また、今、マンゴーなんかの場合は重油はどんどん上がって、経費はどんどん上がっている中で、経営自身も苦しい状態、なってるんですよ。廃業となる可能性が大きいわけなんですよ。そうした場合に、新しく加入する方がいなければ、補助金の返納という可能性もあるんですよ。だから、本当にこれまで、山川・開闢のときに計画では償却資産税そのものもないもんだと思って農家取り組んだのが、合併によって一方的に、農家側からすれば騙された形で、後出しで償却資産税を、しかも10万とか20万じゃない、100万、200万、8年間で1,000万超えてしまうような償却資産税が滞納になってる状態になってるわけですよ。ですから、本当に体の調子が悪くなって、続けられなくなった場合には、硬質ハウスの農家自身が、もう、1人じゃなくしてその組合員の人たちが、農業続け、補助金の返納なんかがでてくれば、続けることができない状況になるんですよ。ですから、そういう面では、やっぱり何らかの対策が必要だと思うんですけど、市長、どう考えますか。

**○市長（豊留悦男）** 償却資産税の問題については、これまでも本議会で様々な議論がなされ、答弁をさせていただきました。議員がおっしゃるように、この償却資産というものについては、税の公平性からして、合併のときに償却資産税の在り方について合併協議会で協議され課税されることになりました。私が市長就任1年目で、一番大きな課題と抱えていたのはこの償却資産の問題であります。ですから、マンゴー農家の研修会、そういう場に私が直接出向いて、税についての説明をし、償却資産についての説明をし、今、払えないのであれば、是非、相談をしていただきたいというお願いをいたしました。その中で、私に様々な質問がなされました。マンゴーのハウスの中でございました。私がそのときに申し上げたのは、今、全額払えとか、ないお金を私どもが何とかして、借金でもして払えと言

っているのではないと。まず、償却資産についての正しい理解をしていただき、払うという姿勢を見せていただきたいというお願いをいたしました。それが、合併協議会で協議され、決められたことだったからであります。そして、私はどうしても理解をしていただけない、その方々には、私が直接、その農場まで、又はその場まで行って説明をいたしました。長いところは2時間以上、私が説明をし協力をお願いしたわけであります。しかし、残念ながらその償却資産税そのものについて、やはり、払う意思と言いますか、もう、このことについては払う意思もないし、この税そのものについて理解をいただけませんでした。そういう意味で、この償却資産税というものについては、やはり、我々が説明をし、努力をし、理解を求めて、払える方々には払っていただいたわけでございます。例えば、300万あるから一括して300万払え何て言うことはありませんでした。まず30万でもいい、5万でもいい、払えるだけ払って、あと、できないのであったら相談をしていただきたい。繰り返し繰り返しお願いをいたしました。これまでの経緯というのを、議員も是非ご理解をいただき、これからこの償却資産税というものについての、この一般質問、繰り返し繰り返し繰り返しますけど、議員そのものがご理解いただき、農業委員でもありますので、この件については、是非、議員が理解をして、いろんな方々に、償却資産税の在り方について、いろいろとお諭しいただければ大変ありがたいと思っております。

**○5番議員（吉村重則）** お金があるときに納めればよいということですけど、補助金の面からすれば、もし、現時点で1人廃業になったとなれば、3農家を潰すことになるんですよ。あと、例えば1億円の補助事業の場合に、償却資産税は初年度が幾ら、5年後は幾ら、10年後は幾らになるものなのか。

**○税務課長（中村 孝）** 建設事業費1億円の硬質プラスチックハウスを整備した場合の償却資産における固定資産税の算出方法ですけれども、硬質プラスチックハウスの場合、貸与年数14年の減価残存率を用いて算出することになります。したがって、初年度の固定資産税は建設事業費1億円に減価残存率0.924を乗じると、評価額が9,240万円となり、この評価額に固定資産税の税率1.4%を乗じて算出すると124万3,600円となります。2年目以降につきましては、前年度の評価額に減価残存率の0.848及び固定資産税率の1.4%を乗じて算出することとなりますので、5年目は66万8,900円、10年目は29万3,300円となるところで。

**○5番議員（吉村重則）** 市長の答弁の中で、償却資産税に理解を示してくれという答弁がなされたわけですけど、後出しで、計画ではありませんよと。ありませんというのか、何も知らせずに、造って合併しました。1億円の場合は129万、償却税を払ってくださいと、こんなめちゃくちゃな強引なやり方はないですよ。ですから、例えば、5年間については何らかの施策をやりましょうと。6年目からは税金を取りますよという方法になれば、大分、農家としても払いやすくなってくるんですよ。ですから、合併前の5年とか10年前の硬質ハウ

スについては、合併後の償却資産税というのは、そう、大きいんだけど負担にならない。だけど、15年、16年、17年に造ったものについては、もう100%かかってくるんですよ。だから、本当に農業振興を考えるんだったら、何らかの施策を作って、補助金適化法にも当たらんように配慮をしても、新しい人が参入できるような、本当に農業振興を考えるべきだと思うんですけど、市長、どうですか。全然、取ることしか考えてないですか。農業振興という立場では、全然、考えないですか。

**○市長（豊留悦男）** 取ることだけを考えているわけではありません。農業振興ということを考えているから、公平な税の在り方に則して、償却資産の問題についても合併協議の中で協議し、合併後、償却資産税については納めるようにという協議があったらと思うんです。ただ幹事会の中で、当時の山川・開聞・指宿、担当者が集まって決めただろうと思います。担当者が勝手にそのときに決めたとは思っておりません。やはり、協議の中で話題になったことは、各町に、市に持ち帰って、説明をし、そして、決められたのが合併協議の中の決議事項だろうと。慎重に協議された結果だと、私は思っているわけでありまして。つまり、農業振興というのと償却資産税の問題というのは、償却資産税がかかるようになったから農業振興に対しては理解がないという、そういう考えはないということでご理解をいただきたいと思えます。

**○5番議員（吉村重則）** 合併協議会で真剣に協議されていると言うのであれば、何で農家の声が反映されなかったのか。後出しをしといて、合併協議会、職員の町長・助役、職員を含めて決めましたと。だけど、農家の声そのものは全然反映されてないんですよ。ですから、本当に真剣に考えてるんだったら、農家の声に応じて、何らかの施策をやったりやっっていくべきだと、私は思います。

もう、時間の関係で、あと、台風8号被害について。葉タバコについては7割、8割が被害を被っていると。せいぜい、1割、2割の収入しかなかったという話も聞いております。そういう面で、税金の減免、国保税とか、その辺の減免とか、重要な件について、やっぱり農家に対して説明する必要があると思うんですけど、その辺はどういう対策は取られてますか。

**○市民生活部長（大久保正一）** 災害が発生した場合における災害被害者等に対する税的な減免措置等についてはすけれども、市民税等に関しましては指宿市市税条例に、国民健康保険税に関しましては指宿市国民健康保険税条例に、介護保険料に関しましては指宿市介護保険条例に、また後期高齢者医療保険料に関しましては鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に、それぞれ定められております。減免を行うに当たっては、個々の被害の状況や納税者の担税力の如何に着目して判断することになりますので、今回の一時的な農作物の被害についてではなく、今年1年間の全ての農作物の収入見込額を見て判断することになります。被害を受けられた方につきましては、まず税務課に納税相談を

していただき、分割納付・徴収猶予・納期限の延長等によっても到底納税が困難であると認められる場合には、担税力の調査を行い、減免の判断を行うこととなります。

○5番議員（吉村重則） 最後に、池田湖の配水池について。小雁渡が昨年ですか、配水池をステンレスで造って…

○議長（新宮領進） 時間を過ぎておりますので、簡潔にお願いします。

○5番議員（吉村重則） はい。造ってます。東日本大震災で配水池の被害状況が厚労省からこの分析が出てます。そういう面ではこの震災における被害状況も含めて、今後、検討をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時19分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、外菌幸吉議員。

○1番議員（外菌幸吉） 本日のラストでございますが、1番、外菌幸吉、一般質問させていただきます。

まず、通告してありますように、空き家対策でございます。

1として、空き家に対する条例の制定についてどのように考えるかということです。

2、法的な対応。例えば地方税法とか、この中で固定資産税とかあるわけですが、行政代執行法についてです。いろいろな経費の負担をどうするかということです。

4番目に、空き家台帳の策定についてはどのように考えるかということです。その中でも、所有者や管理人の把握、それから、建物の現状把握ということです。

5番目に、取り壊し、撤去すべき空き家対策は。

6番目に、補修・改築等による利活用、つまり賃貸借はどうか。

7番目に、住宅リフォーム助成制度について。これは現行あるものです。

具体的に申し上げますと、全国的にも県内においても、我が指宿市においても空き家が増えておると思います。種々の問題が発生しております。適正な管理が行われている空き家かどうかで、管理がよくされてない場合の防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命とか身体・財産の保護、生活環境の保全の必要があり、また空き家等の活用の対応というのも必要であると思うわけです。この中でも、まず大きく分けまして、活用すべき空き家。修繕やリフォームにより賃貸等ができれば素晴らしいことだと思います。そのためには、空き家バンクと言いますか、情報の提供したりデータベースの整備をする必要があると思うんです。それから、リフォーム等修繕等についても、費用に対する助成をどうするかということです。現状の把握ですね。それ

から、さっき申しましたが、現在の住宅リフォーム制度というのは、自分で住んでいる住宅のリフォームをすることで限度を決めてとかなっているわけですが、これを否定するものではありませんけれども、空き家についても利活用するためのリフォーム制度の拡充と言いますかね、そういう意味合いです。それから、一方で特定空き家という表現がされているようですけれども、倒壊等、著しく保安上危険となる恐れのある状態、若しくは衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理が行われていないことによって著しく景観を損なっている状態、その他、周辺的生活環境の保全を図るため、放置することが不適切である状態。こういうのを、先の活用すべき空き家と違って、特定空き家という表現で取り壊したりする。こういう、大きく二つに分ける必要があると思っております。先ほど申し上げました、法的な対応と申し上げましたが、よく、空き家の所有者等が確定できない場合に、行政代執行法による措置ということが言われますけれども、これは昭和23年にできて昭和37年の改訂が行われておりますけれども、私もおおっと思ったんですが、この法律って第6条までしかないんですよ。私が知っている法律の中で一番短いと思いますが、この行政代執行法だけによって対応するわけではございませんし、ほかにも民法の財産権とかいろんな要素があるわけですが、現実問題として、こういう補完すべき法律と言いますか、あまりにも6条しかなくて、いろんなところまで把握できない、対応できない法律があるとですね、それを補完するために、補完って補うって意味ですよ、そのためには、法律を作らないかんわけですね。そこで、自由民主党の法案として、空き家等対策等の推進に関する特別措置法案というのができております。まだ、これは成立してないと思うんですが、これができるとですね、空き家対策はかなりやりやすくなると思います。それだけではなくですね、市町村としては、空き家の適正管理等の条例を作ってですね、対応をせざるを得ないと思うんです。その中でですね、解体費等の補助等もできる、出てくるでしょうし、それから調査権、立入調査とかですね、いろんなのができると思います。先ほど申し上げました、空き家等対策の推進に関する特別措置法等が通ればですね、例えて言いますと、固定資産税の徴収等に関する情報等をですね、一般的にはほかに使えないわけですが、こういう空き家対策にも使えるようになるとかですね、いろんな面が出てくると思います。それから、この空き家の撤去に関してよく言われるのが、地方税法の中で軽減措置というのがありますね。349条の3の2だったと思うんですが、住宅用地に関してはですね、家が建ってれば、普通の固定資産税の6分の1軽減に軽減すると。そして、かつ、その土地が200㎡、約60坪と見ていいですね、以下だったら、希少な土地、狭い土地ということですね、6分の1に軽減すると、措置があるわけですよ。だから、空き家であっても建物があれば、その軽減措置が適応されるから、下手に壊すと更地で土地の固定資産税が上がるとい説があるわけですが、これについてもですね、先の言った法律の案が通過すれば対応できるという面もあると思います。しかし、この問題についてはですね、私はちょっとお

かしいなと思うんですが、税務課の方でもっぱら証明というのを出すんですが、もっぱら住宅の用に供する建物であるという証明を出すんですが、この空き家のままほっとく人はですね、もっぱら住宅の用に供してないわけですよ。ですから、その辺の対応もいろんな面のできるし、しなければいけないと。そういう意味から言うても、条例の制定の必要があろうと思います。いろいろ、ちょっとしゃべりましたけれども、詳細と言いますか、細かいことはですね、それぞれの担当の方にご答弁いただくとして、市長にですね、私は3点だけ、結論を先に申し上げますが、3点だけお伺いしてみたいと思うんです。今、申し上げましたような点においてですね、市長は空き家対策に本気でと言いますか、真剣に取り組む気持ちがあるのかどうか、これが1点。

2番目に、指宿空き家等の管理に関する条例。ちょっと名称は変わっても構いませんが、こういう、空き家等に対する条例を作る気があるかどうか。

第3点。空き家台帳の整備。この空き家台帳というのも、表現も、例えば空き家バンクとか、空き家データバンクとかいろいろ表現は別にして、こういう台帳を整備する気があるのかどうか、この3点をまず市長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

**○市長（豊留悦男）** まさしく本市の行政課題であり、地域の問題でもあります空き家対策についてのご質問をいただきました。まず、結論から3点ほど申し上げましてから、るる私の方から答弁をさせていただきます。現状、その他数値的な問題については、担当部長等に答弁いたさせ、私からは先ほどあった3点と、第1項目目と7項目目について答弁をさせていただきます。

空き家対策、取組が本気なのかということをお尋ねでございます。全く議員と同じでございまして、これは何とかしなければならぬと。本市だけの問題だけではなく、全国的な問題ともなっておりますけれども、本市においても空き家等に関する相談件数が増加傾向でございます。県内においても、空き家対策として七つの自治体で空き家等に対する条例等を制定しているようであります。そういう意味からも、本市においても、指宿の実態に合った条例等の制定について、現在、検討しております。先進事例を参考にして、この条例等の制定については検討をさせていただきたいと思っております。

台帳の件でございます。市町村は空き家等に関するデータベースの整備等を行うよう努力するという、今回の特別措置法案の11条にあるようでございます。そういう意味からも、本市としても、この空き家台帳、空き家等の把握につきましては、防災・防犯対策の観点から、指宿市消防団による空き家調査を、現在、行っておりますけれども、その調査内容に基づき所有者の把握、そして、自治会長や近所の方々への聞き取り等を行って、この台帳は整理する必要があると考えているところでございます。

条例の内容につきましても、空き家等の管理に関する助言・指導・勧告・命令・公表・行政代執行等が規定されているようでございますので、この特別措置法の成立を目指して



いる、この観点に立った空き家対策を本市も取ってまいりたいと思います。

1番目と7番目、住宅リフォーム制度について、私の方から答弁させていただきます。空き家対策の一つとして現行の住宅リフォーム制度との関連でこの解消を図るという、そのことについてのご質問だろうと思っております。指宿市住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱は、指宿市補助金等の適正化に関する条例に基づき制定をしており、公益性・必要性及び有効性があることが基本原則であります。この中の有効性におきまして、個人資産の形成や個人の事業経費などの補助は原則、認められていないとなっておりますが、市民の住環境を改善すると同時に、地元建設業者及び関連業者の仕事を創設し、地元経済の発展・活性化に寄与する目的で開始したものであります。この住宅リフォーム制度では、もう、ご案内のように、指宿市内に居住し住民登録をしている市民が自ら所有し、かつ、居住している住宅や、住宅や対象者が所有する住宅で、親又は子が居住する住宅、親又は子が所有し対象者自らが居住する住宅が対象となっております。したがって、現制度においては、申請時点におきましても、住宅として利用されている住宅のリフォームに対して補助するものでございまして、空き家等については難しいのではないかと考えております。

以下、いただきました質問等につきましては、担当部長に答弁をいたさせます。

**○市民生活部長（大久保正一）** 地方税法及び固定資産税の法的対応についてですが、現在の制度ではもっぱら居住の用に供する家屋、又は、その一部を人の居住の用に供する一定の家屋の敷地につきましては、地方税法第349条の3の2の住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例に基づいて、200㎡以下の住宅用地は課税標準額の6分の1の額で課税し、また200㎡を超える部分については、家屋の10倍の敷地を限度として、3分の1の額で課税することとなっております。この特例は原則として付加記述の現況において、現に住宅のある土地をもって住宅の敷地のように供する土地と判定されるもので、住宅が滅失し、又は損壊のため取り壊されていない限り、課税標準の特例措置が適応されることとなっております。このことから、空き家を取り壊すとなれば高い解体費用を払った上に、税金が数倍に跳ね上がるということから、そのまま放置されている状態が見受けられ、空き家等の自発的な解体を阻害している要因の一つとされているところと見受けられます。しかし、適切な管理を行われていない空き家等が防災、衛生、景観等で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、今、国会において空き家等対策の推進に関する特別措置法案が提出される予定であり、その中に住宅用地の特例の見直しも盛り込まれておりますので、法案が成立すれば空き家問題が前進するものと考えております。

**○総務部長（高野重夫）** 2番目の法的対応の中で、特に行政代執行についてお答えいたします。行政代執行についてですが、行政代執行法によりますと非常の場合、又は危険切迫の場合を除き、処分・代執行をなすには相当の履行期限を定め、その期限までに履行をされ

ないときは代執行をなすべき旨を文書で戒告することとなっております。また、指定の期限までにその義務を履行しないときは、代執行命令書をもって、代執行の時期、費用等を義務者に通知しなければならないとなっております。行政代執行により自治体が所有者に代わって強制的に空き家等を処分した場合は、それに要した費用を所有者に請求することになりますが、費用の回収につきましても、所有者の死亡や市外に居住しているなどの理由により所有者の特定が困難であり、特定ができても資力が弱いなど費用の回収が難しく、また行政代執行を行使することは憲法で規定されている財産上の権利の行使を著しく制限するものであり、空き家条例等に行政代執行を規定しても、公益の福祉のためやむを得ない場合であり、一定の手順を踏む必要があり、相当な日数も必要であることから、なかなか行われていないのが実状のようであります。議員が言われましたように、行政代執行につきましては、現在、国において審議されている空き家等対策の推進に関する特別措置法案において、行政代執行の要件を緩和し、強制執行ができるよう検討されているようでありますので、今後、国会審議の推移を注視しながら、空き家対策に関わる条例等の制定も含め、調査・検討してまいりたいと考えております。

空き家対策について費用の負担はということでございます。現在、空き家等の除去に対する助成制度につきましては、県内において幾つかの自治体で実施しているようではありません。空き家については、1個人の所有物であるため、あくまでも個人の責任において管理、又は除去すべきものと考えますが、空き家等の解体費の補助につきましては、傾いているなど周囲に被害を与える危険性が著しく高い空き家など、老朽化した特定空き家の解消という一定の成果も見込まれるため、また、国で検討されている空き家等対策の推進に関する特別措置法案について、その動向を、今後、注目してまいりたいと考えております。

次に、所有者・管理人の把握はということでございます。空き家等の把握につきましては、防災・防犯対策の観点から、指宿市消防団による空き家調査を行っております。調査内容としましては、老朽化した管理不全な状態の特定空き家及びその他の空き家の調査であり、所有者等の把握につきましては、自治会長や近所の方への聞き取り等により調査をしているところであります。

次に、建物の現状把握についてでございます。建物の現状把握につきましても、指宿市消防団に空き家調査の実施を依頼しているところであります。調査は、特に周辺に危害を与えるような、あるいは台風等において屋根瓦など飛散の恐れがある家屋等の特定空き家等及びその他の空き家に分類して実施しており、所有者、所在地、施錠の有無について調査をしているところであります。なお、昨年10月の秋期全国火災予防週間に併せて調査を行ったところ、市内の空き家の数は1,720棟であり、前回の調査より増加している傾向にございます。

次に、取壊し、撤去すべき空き家対策はということでございます。危険空き家等に関す

る対策につきましては、市民の方からの通報等により、現地調査を実施し、特定空き家等の状況により、道路法や指宿市環境保全条例、指宿南九州消防組合火災予防条例により所有者に対し文書、又は口頭により必要に応じた対策を依頼し、協力を求めているところがあります。しかしながら、所有者の死亡や市外に居住しているなどの理由により、所有者の特定が困難であり、大きな成果が挙がっていない状況であります。また、鹿児島県におきましても、県議会から出された空き家対策に係る政策提言に基づき、本年度から市町村向けの空き家対策マニュアルを作り、県内でもまだ少ない空き家等の管理条例の制定のサポートを充実させ、所有者にもっとも近い市町村を支援し、空き家の適正管理を広めるなど、空き家対策の強化に乗り出す予定であります。今後、県や他市の状況及び国の特別措置法案の国会審議の推移を注視しながら、空き家等の管理に関する条例の制定及び解体費の助成等についても、調査・検討してまいりたいと考えております。

次に、補修・改修等による利活用は、ということでございます。空き家を賃貸住宅として利活用する空き家バンク制度は、空き家に他の地域から人を呼び、呼び込むための受け皿作りの手段の一つと考えられております。本市では空き家バンク制度を設けておりませんが、市のホームページの中で、民間不動産業者とリンクを張り、市内の不動産の物件情報の提供に努めているところでございます。一方で、空き家バンクへの物件登録・成約実績には、各自治体の空き家バンクによって差が大きいのも事実でございます。平成26年1月時点の移住・交流推進機構の調べによりますと、空き家バンク開設以来の累計成約件数が10件未満の空き家バンクが49%に達し、開店休業状態のものが多いようでございます。登録件数が伸び悩む背景には、所有者が空き家を貸家に踏み切れないことがあるようで、従前から置いてあった仏壇や家財道具の置き場所として引き続き利用していること、入居時の補修・改築費用がネックになっていることなどが挙げられているようです。仏壇や家財道具の処分については、費用や手間がかかる上、心理的に処分することに対して抵抗があるようでございます。いずれにしましても、空き家につきましては個人の財産でありますことから、補修・改築費用や家財道具等の処分費用に対し補助をすることは慎重にならざるを得ませんので、所有者自らが賃貸できる状態にさせていただくことが必要かと思います。

**○1 番議員（外園幸吉）** 私は、ある意味ほっとしたんですがね、市長がそういう条例を作る気はありませんと言われてたら、そいじゃ私が半年か1年の間に、条例を議員提案で作ってやろうと啖呵を、いや、啖呵を切るって言うんじゃ表現が悪いから、意思表示をせにゃいかんかなと思ってたんですが、市長が本気で空き家対策には取り組むということでございますので、空き家台帳の面についてもですね、期待しております。ただですね、いつまでというのはちょっと切りにくいんですが、今までいろんな法律ができて条例が、という要するに後手後手に回るんで、先申し上げました特別措置法等はですね、もう概要が分かって

いるわけですので、国会で成立をしたら、すぐ、即、指宿の条例もそれに対応して作って  
いくようにですね、あまり後手後手にならないようお願いしたいと思います。それか  
ら、行政代執行法の話がありましたけれども、今の状態より状況は緩和されるとは思いま  
すが、できれば行政代執行をしない方が非常に望ましい。経費からしてもですね、いろ  
んな点からも、開示をできることはですね。だから、さっきから言われるように特定空き  
家、つまり取り壊すべきという見方から、今でも消防団の協力をいただいて把握はされ  
ておると思うんですが、その辺をですね、先ほど答弁の中でもちょっと出たんですが、い  
わゆる区長さん、市の区長さんですね、その人たちから、また話を聞けばですね、あれの嫁  
の弟が誰だからとか、いろいろな情報があるわけですね。消防団の方も非常に役立つと思  
うんです。だから、そういう努力をする必要があると思っております。それからですね、  
活用すべき空き家という表現をしましたが、今、先ほどの説明も聞きましたが、市長のお  
っしゃるですね、今の条例、補助金はですね、おっしゃるように、本人又は親、子が居住  
する。これを否定するものではありませんけれども、発想を変えてですね、空き家を貸す  
ことによって人口を増やす、子供を増やす。当然に、市の方で助成をすればですね、家賃  
も3万円だけどな、2万円でもいいやとなればですね、ちょっと甘いかもしれませんけれど  
も、こちらに移っていただく人がおればですね、前回言いましたように小学校の対策にも  
なりますし、この建物だけじゃございませんけれども、いろんなメリットが出てくるんじ  
ゃないかと思うわけなんです。ですから、答弁の中にありましたように、私有財産に市が  
金を出すというのは、感心しない面もありますけれども、現在の持ち家に居住しているの  
に助成をしている前例もあるわけですので、発想を変えてですね、これはもう、全く新し  
い発想というか、空き家対策として何とか考えられないだろうかと思うわけです。確か  
に、答弁にありましたようにですね、家を貸すということは、すごいですね。その家財道  
具から仏壇も出ましたけども、私も実感として分かります。まず、基本的にはあの、い  
わゆるぼっちゃんの状態ですね、トイレが。ああいう状態ではもう、とてもじゃないです  
からね。そういうの等を含めて家を貸すというのは大変だと思います。しかしながらで  
すね、取り壊すべき対象じゃないような空き家を何とか利活用できないかというように  
ことを思うんです。重複する点もあると思うんですが、この最後の点に絞ってですね、何  
らかの答弁をいただきたいと思えます。

**○総務部長（高野重夫）** 本市では定住促進制度を設けておりますけれども、中古住宅の購入に  
繋がった実績としては本年度が1件、平成24年度が2件、平成23年度が2件となっていると  
ころでございます。本市の定住促進条例につきましては、本年度末をもって条例の延長を含  
めた見直しを必要があると考えております。その見直しを行う中で、本市にとってどのよ  
うな定住対策が有効なのかということを検討する中でも、その空き家の有効活用について  
も検討してまいりたいというふうに考えております。

○1番議員（外蘭幸吉） いわゆる空き家台帳という表現を最初しましたけれども、そういうデータがですね、今の状態ではどんだけ蓄積されてるんだらうかと、失礼ながら思うんで、これが拡充して行ってですね、さっきから申しております、固定資産の情報、消防団等の情報、いろんな情報ができてデータバンクのデータが蓄積されれば不動産業の人たちにも支障のない範囲で開示をして、今のホームページとかそういうだけじゃなくて、できるだけ市民の皆さんにもですね、広報に空き家情報として出すとか、いろんな方法があると思います。先ほどからの答弁ですね、法律の問題とか難しい点がありますので、見守っていきたいと思います。さっき言いましたように、法律が通過した際は、それに則って即座にですね、指宿市の条例を作ってください、対応していただきたいと思います。以上です。

### △ 延 会

○議長（新宮領進） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は明日に行いたいと思えます。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 3時54分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 外 蘭 幸 吉

議 員 臼 山 正 志

第3回指宿市議会定例会会議録

平成26年9月18日 午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 一般質問
-

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
-

1. 出席議員

1 番議員	外 菌 幸 吉	2 番議員	白 山 正 志
3 番議員	恒 吉 太 吾	4 番議員	井 元 伸 明
5 番議員	吉 村 重 則	6 番議員	西 森 三 義
7 番議員	浜 田 藤 幸	8 番議員	東 伸 行
9 番議員	高 田 チヨ子	10 番議員	森 時 徳
11 番議員	高 橋 三 樹	12 番議員	福 永 徳 郎
13 番議員	前 原 六 則	14 番議員	松 下 喜久雄
15 番議員	前之園 正 和	16 番議員	木 原 繁 昭
17 番議員	中 村 洋 幸	18 番議員	新川床 金 春
19 番議員	下川床 泉	21 番議員	新宮領 進

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	渡 瀬 貴 久
副 市 長	佐 藤 寛	教 育 長	池 田 昭 夫
総 務 部 長	高 野 重 夫	市民生活部長	大久保 正 一
健康福祉部長	下敷領 正	産業振興部長	廣 森 敏 幸

農政部長	新 留 幸 一	建設部長	三 窪 義 孝
教育部長	浜 島 勝 義	山川支所長	馬 場 久 生
開聞支所長	下 吉 耕 一	農政部参与	池 増 広 行
建設部参与	光 行 忠 司	総務課長	岩 下 勝 美
市長公室長	川 路 潔	危機管理課長	森 和 美
市民協働課長	上川路 正 和	長寿介護課長	大久保 成 人
健康増進課長	今柳田 浩 一	観光課長	川 畑 徳 廣

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	福 山 一 幸	次長兼調査管理係長	石 坂 和 昭
主幹兼議事係長	鮎 川 富 男	議事係主査	濱 上 和 也

△ 開 議

午前10時00分

○議長（新宮領進） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、恒吉太吾議員及び井元伸明議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（新宮領進） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を続行いたします。

まず、白山正志議員。

○2番議員（白山正志） 皆さん、おはようございます。2番、指宿大好きの白山正志でございます。よろしく お願いいたします。

それでは、通告してある4点について、現状や問題点、課題、そして今後の対策といった市の方針に関わる質問をしたいと思います。

まず1点目、財政の健全化についてであります。いろんな場面で財政が厳しいとか、お金がないとかいったことをよく耳にいたします。本当に財政が厳しいのか、本当にお金がないのか。職員の皆さんが仕事を増やしたくないから、ただ単に財政が厳しいとか、お金がないとかと言っているだけじゃないかと思ったりすることがあります。そこで、現在の財政状況についてお尋ねいたします。

2点目は、人口減少、少子高齢化についてであります。今年の5月8日に日本創生会議から2040年までに子どもを産む中心の年代である20代から30代の女性が半数以下に減る可能性のある自治体が896市区町村、そのうち523の自治体で人口が1万人以下になり、機能が維持できなくなって消滅の可能性があるという非常にショッキングな推計が発表されました。その中で、本市は2040年には20代から30代の女性が49.8%、約50%減少するという試算が示されておりました。また、先日の敬老の日を前に、2014年、今年の65歳以上の高齢者の総人口に占める割合が0.9ポイント増えて25.9%となり、ほぼ4人に1人の割合であると総務省が発表しております。日本の人口が減少局面に入っていることは周知の事実でありますし、少子高齢化もこのままだとますます加速すると予測されております。そこで、決して他人事ではない人口減少、少子高齢化について、本市の現状と今後の見通しについてお尋ねいたします。

3点目は、まちづくりについてであります。先日、指宿港海岸保全施設整備事業に伴うワークショップが開催されました。市道や緑地帯について話し合いがなされました。その中

で、緑地帯のイメージについて南国らしいヤシがあった方がいいとか、松の木がいいとか、ハワイのイメージがいいといった様々な意見が出されてきました。今後、指宿港海岸保全施設整備事業が進んでいく中で、背後地も含めたまち並みやまちづくりについて検討が絶対不可欠となってくると思われます。そこで、指宿ならではのまち並みとはどのようなものかお尋ねいたします。

最後の4点目は、スポーツ振興についてであります。2020年に鹿児島国体、東京オリンピックが開催されますが、本市におけるスポーツ振興の現在の取組についてお尋ねいたします。

以上で、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 本市の財政状況についてのお尋ねでございます。本市の財政状況は、行政改革大綱や集中改革プラン及び平成25年4月に策定しました行財政改革行動計画等に基づき、歳入に見合った歳出構造への転換に努めるとともに、効率的かつ効果的な行財政運営を目指して行財政改革に取り組んできたことから、財政調整基金等の増額確保や財政指標であります健全化判断比率及び経常収支比率も徐々に改善するなど、財政の健全化が図られているところでございます。財政の硬直化を示す経常収支比率で説明いたしますと、合併直後の平成19年度決算では103.2%で県内19市の中でワースト2位でありましたが、行財政改革等の推進により、平成20年度では98.9%、平成21年度では94.7%、平成25年度の決算速報値では88.2%と、県内19市のうち上位から6位となっているところであります。また、災害復旧や財源不足を補うなど、財政調整のために活用される財政調整基金についても、平成19年度末においては3億850万円でありましたが、平成25年度末では8倍以上となります約26億5,000万円となっており、合併直後の財政状況と比較しますと、財政の健全化が図られているところであります。しかしながら、少子高齢化による社会保障関係費や老朽化した公共施設等の耐震化及び維持補修等が増大する一方で、平成28年度からの合併算定替え終了に伴い、普通交付金が段階的に減額されることから、今後、財源不足が生じる恐れがあるなど、運営は厳しくなることが予想されます。

次に、まちづくりでございます。指宿ならではのまち並みとは、とのご質問でございます。本市は、九州最大の湖池田湖、環境省のかおり風景100選に認定された知林ヶ島、日本百名山の一つで薩摩富士と呼ばれる開闢岳、南国ムード漂う長崎鼻等を有し、また、世界的にも珍しい天然砂むし温泉をはじめとする豊富な温泉資源に恵まれております。このほか、天然の良港山川港や水の郷百選に認定された唐船峡など、優れた自然環境にも恵まれ、国内有数の観光地となっております。これまでも指宿らしいまち並み形成を目指す協議会が組織され、様々な検討を行ってきております。これらの自然環境に恵まれた本市にあっては、自然環境を調和したまちが本市ならではのまち並みではないかと思っているところでございます。中でも摺ヶ浜まちなみデザイン推進協議会においては、その実現のための手法を検討

し、建物の建替えや外装の改装を行った経緯もあります。しかしながら、急速な都市化やモータリゼーションの進展による郊外部の沿道型商業施設の展開、屋外広告物の乱立などにより、まちの景観は大きく変貌しつつございます。このような中、本市は景観法に基づき、平成19年10月に屋外広告物条例を制定し、良好な景観形成並びに風致の維持に努めているところでございます。

以下、いただきました質問等につきましては、担当部長等が答弁をいたします。

○教育長（池田昭夫） スポーツの振興について、現在の取組についてのお尋ねですが、スポーツの振興を図るためには、市民がそれぞれの体力や年齢、目的に応じていつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツの推進と、市民に夢と感動を与えてくれる競技スポーツの推進が必要であると考えております。生涯スポーツの推進につきましては、市民参加型の市民体育祭や市駅伝競走大会の開催、スポーツ・運動のきっかけづくりとしてチャレンジデーの実施、地域住民のスポーツ振興を図るためのスポーツ推進委員の育成、総合型地域スポーツクラブの育成と当該クラブとの協働によるスポーツ人口底辺拡大の取組み、また、市体育協会及びスポーツ少年団の育成支援なども行っております。

競技スポーツの推進につきましては、市体育協会を通じた加盟団体の大会・講習会開催等による支援、指宿地区駅伝運営委員会を通じた男女駅伝チームの育成・強化、また、各種競技者の九州大会・全国大会出場に対する支援やスポーツ活動優秀選手・団体に対する表彰などの取組も行っております。その他、スポーツ振興を図るため、体育施設の整備と適切な維持管理及び学校体育施設開放の取組などを行っているところでございます。

○総務部長（高野重夫） 人口減少、少子高齢化の現状と見通しについてであります。まず、現状でございますが、平成22年国勢調査によりますと、本市の総人口は4万4,396人、0歳から14歳までの年少人口が5,373人、15歳から64歳までの生産年齢人口が2万4,771人、65歳以上の老年人口が1万4,252人となっております。

今後の見通しですが、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に公表いたしました日本の地域別将来推計人口によりますと、平成52年の本市の総人口は2万9,635人、0歳から14歳までの年少人口が3,211人、15歳から64歳までの生産年齢人口が1万4,322人、65歳以上の老年人口が1万2,102人となっており、平成22年と比較しますと、総人口で33.2%、年少人口で40.2%、生産年齢人口で42.2%、老年人口で15.1%の人口減となる見込みとなっているようでございます。

○2番議員（臼山正志） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、財政健全化についてであります。大分、今、財政の健全化が図られているという答弁でしたが、何をもって健全化されたというふうに、目標する数値なりがありましたら答弁をお願いいたします。

○総務部長（高野重夫） 財政の健全化判断比率には四つの指標があり、いずれの指標も平成24

年度指数より改善してきており、黄色信号である早期健全化基準を全てクリアしているところでもあります。まず、一般会計の実質赤字比率と各特別会計を含めた連結実質赤字比率であります。実質収支額では前会計が全て黒字であったことから、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は24年度に引き続き数値なしとなったところです。

次に、実質公債費比率であります。比率の分母を構成する標準財政規模が1,735万6千円の増額になったことに対し、分母を構成する一般会計の元利償還金や公共下水道事業等への公債費へ充当される一般会計繰出金及び消防組合や広域組合への公債費に対する負担金等が2億5,902万4千円の減額となったことで、昨年度の単年度比率と比較して2.4ポイントの減となり、その結果、3か年平均では10.3%となり、前年度より0.7ポイントの改善が図られたところでもあります。

次に、将来負担比率であります。一般会計が将来負担すべき実質的な負担額のうち、地方債残高が2億1,949万7千円減ったこと。職員数の削減による退職手当負担見込額が3億4,564万4千円減ったこと。また、将来負担に充当可能な基金が8億4,875万7千円増加したことによって比率は44.9%となり前年度より14.1ポイントの改善が図られているところでもあります。

○2 番議員（臼山正志）　そこで、今現在の財政健全化に関しまして、問題点、課題等がありましたらご答弁をお願いいたします。

○総務部長（高野重夫）　財政健全化の問題点・課題についてであります。国の経済対策であるアベノミクス効果は、地方では実感できるまでには至っていないところであり、まだまだ地域経済は低迷している状況であります。歳入面におきましては、自主財源である市税の伸びはあまり見込めず、また、依存財源である地方交付税は減少傾向にあるところです。

歳出面では、義務的経費である社会保障費は、少子高齢化が進む中で今後も増加することが予想されます。また、市債残高についても、集中改革プラン、行財政改革行動計画に基づき市債発行額の抑制に努めてきましたが、国が地方交付税の不足を補うため、国と折半で負担する市発行の臨時財政対策債が増加傾向にあることなどから、市債残額の減額も難しくなっているところでもあります。併せて、合併に伴う普通交付税の合併算定替えによる上乗せ措置が、平成28年度から5年間かけて段階的に削減され、平成26年度は約71億円の普通交付税が、平成33年度は59億円と見込まれております。

また、公共施設の老朽化に伴う維持補修費等は年々増加が見込まれ、更に国民健康保険特別会計も大きな財源不足が生じるという危機的な運営状況にあり、一般会計からの多額の法定外繰出金での対応が余儀なくされている状況であります。したがって、合併算定替えの上乗せ措置の削減が始まる平成28年度以降は、非常に厳しくなることが予測されているところでもあります。

○2 番議員（臼山正志）　合併算定替えの終了とともに収入が減っていくということで、それに

伴って合併特例債の返済も始まっていく、かなりこれから厳しくなっていくという答弁でしたが、それに対して今、市としてはどのようなお考え、対策をしようとしているかを答弁をお願いいたします。

○総務部長（高野重夫） 財政健全化の問題点、課題への対策についてであります。地方交付税の合併算定替えの上乗せ措置の終了により、平成28年度は約1億2,000万円、平成29年度は3億6,000万円、平成30年度は6億円、平成31年度は約8億4,000万円、平成32年度は約10億8,000万円が減額されることとなります。5年間の累計で約30億円ですので、現状のままの歳出構造であれば、5年間で一般財源が約30億円不足することとなります。財源不足分を財政調整基金で賄った場合は、平成32年度に財政調整基金は枯渇し、財源不足が発生することになると予測されます。このようなことから、今まで以上に最少の経費で最大の効果を上げることを念頭に、歳入に見合った歳出構造への転換を基本にしながら、行財政改革行動計画で掲げた歳入の確保、歳出の抑制に対する具体的な取組を継続的に推進し、合併算定替え上乗せ措置縮減による財源不足の解消に向けて、職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

○2番議員（臼山正志） かなり厳しいお話でしたが、やはり財政というのは何をすることも必要なもので、ないないという話だけだとなかなか先に向けて一歩踏み出せないのではないのかと思っています。ただ、現実、その厳しいのも重々皆さん分かっていることだと思います。指宿市の自主財源比率は約30%だと聞いておりますが、やはり50%依存財源がある中で、国の動向で、やはりこれから左右される、そのようなことができればない自主財源があればいいのかなと思っておりますが、自主財源について、これからどのように取り組んで、どうしたら増えていくとか、可能性がある部分がありましたらお聞かせください。

○総務部長（高野重夫） 自主財源の歳入確保策についてであります。行財政改革行動計画では、市税等の徴収率の向上をはじめ、受益者負担の適正化や未利用財産等の有効活用など、五つの取組項目を上げているところであります。自主財源の中でも大きなウエイトを占める市税等については、市民負担の公平性を確保する観点から課税客体の把握や納税者の利便性等の向上に努め、徴収率の向上に取り組んでいるところでございます。受益者負担の適正化については、使用料及び手数料は原価計算方式により明確な料金算定基準に基づき受益者負担の適正化を図っているところであります。また、市が保有している施設や土地の未利用財産等につきましては、市有財産の利活用にかかる取扱基本方針に基づき、随時、貸付や売却を行うなど、歳入確保に取り組みたいと考えております。したがって、合併算定替え上乗せ措置縮減後も、現在実施しております行財政改革を、引き続き実施してまいりたいと考えております。

○2番議員（臼山正志） 国民健康保険特別会計なんです。今現在、一般会計からかなりの繰出金が発生していると思いますが、今後も保険特別会計繰出金は増大するであろうと思いま

すが、その辺についてどのようにお考えなのか。また、あるいはどのような対策を考えていらっしゃるか、ご答弁をお願いします。

○健康福祉部長（下敷領正） 国民健康保険特別会計の構造的問題とこれまで指摘されている部分につきまして、65歳以上の高齢者が被保険者の大多数を占めていること、さらには、低所得者が多数加入しているということでございます。こういった構造的問題を国として、今、真摯に検討していただいている部分もございます。それと、一方で、やはり指宿市として重要な健康づくりの視点ということで、健幸のまちづくりの推進を重要な施策の一つと掲げているところでございます。こういったものを総合的に推進しながら、なるべく一般会計に頼らない国保財政というものを築いていかななくてはならないと思っておりますが、やはり医療の高度化というのも一つは進んできておりますので、健幸のまちづくりを推進しながら、しっかりと持続可能な国保財政を目指して努力をしていきたいと考えているところでございます。

○2番議員（臼山正志） 健康になっていただいて、健康保険料の低減に、軽減につながっていけば、私もいいかなと思っております。最近、全国的にこの一般会計だけではなくて、企業会計とか公営会計、それから第三セクターとの抜本的な改革ということで、土地開発公社等が解散をしている事例がみられますが、指宿市の方は土地開発公社がありますが、その辺、問題点とかありましたらご答弁をお願いいたします。

○総務部長（高野重夫） 土地開発公社につきましては、今、資本と言いますか、保有している土地について簿価が評価額より下回っております、今の状態ではまだ健全な状態でありませけれども、今後、なかなか土地の流動化が進まない状況にありますので、将来的にはある程度見直しをして、絞っていく必要があるというふうに考えております。

○2番議員（臼山正志） その見直しを検討する中で、解散という可能性もあるんでしょうか、お聞かせください。

○総務部長（高野重夫） 開発公社の設立の目的は、土地の昭和40年代にできました国有地の拡大の推進に関する法律に基づいて設立されましたけれども、その当時は、土地が非常に値上がりして、必要な公共用地を先に確保しようということで、先行取得ということを目的に設立されてきております。最近の土地の地価の状況を見ますと、なかなかそういうふうに先行き値上がりということは考えられませんが、実質値下がりが続いているような状況であり、将来的には開発公社についても清算方向になっていくだろうというふうに考えております。

○2番議員（臼山正志） ありがとうございます。次、人口減少、少子高齢化についての質問に移りたいと思います。

全国的に、この人口減少、少子高齢化は起こっていることではありますが、ただ都市部と地方と、この原因については様々違ってくるであろうかと思っておりますが、指宿市において人口減少、又はこの少子高齢化の主な要因としてはどのようなものが考えられると思っておら

れるでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（高野重夫） 人口減少、少子高齢化の問題点、課題についてお答えさせていただきますと、地方から大都市への人口流出が現在ベースで続けば、2040年までに896に上る市区町村で、子どもを産む割合が多い20代から30代の女性が半分以下に減るという、とてもショッキングな発表が、本年5月、有識者で作る日本創生会議の分科会からございました。自治体別にリストが公表され、消滅可能性都市との過激な表現まで用いられましたが、東京への人口流入に警鐘を鳴らした効果は大きいものがあつたと認識しております。本市におきましては、20代から30代の女性は、2010年の4,292人に対し、2040年には2,155人となり、49.8%と高い減少率となる見込みとなっているところでございます。人口減少が進む社会におきましては、まちの活力が失われ、公共交通機関や学校の維持、集落においては担い手不足により、地域コミュニティの維持が難しくなってくるなどの問題や課題が出てくるものと認識しております。また、人口減少に伴い税収等が下がり、本市の財政基盤は脆弱化し、社会保障や住民サービスにも影響が出てくることを危惧しているところでございます。県内の状況で見ますと、県内全ての市町村において、今後、人口増は見られず、減少に転じていくということでございます。

○2番議員（臼山正志） 冒頭で話をしました20代30代の子どもを産む世代の女性の数が半減するということでしたが、これはあくまでこれまでのデータを基にしたもので、やはり、今、何か、何かしらの手を打てば、上がることはなくても、ゆるやかな減少になっていくかと思いますが、今、問題点、課題について答弁していただきましたが、その対策についてご答弁お願いいたします。

○総務部長（高野重夫） 人口の急激な減少や超高齢化などの課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を生かした自立的で持続的な社会を創生できるよう、国は秋の臨時国会において、まち・ひと・しごと創生法案の成立を目指すことにしております。法案には基本理念として、人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正し、活力ある地域社会を維持するため、地方で安心して出産や子育てがしやすい社会づくりなどが明記されているところであります。

人口減少対策の司令塔となるまち・ひと・しごと創生本部が総合戦略を取りまとめ、都道府県には、政府戦略を参考に都道府県版の総合戦略をつくる努力義務を課し、市町村は任意で作成することができるとされております。本市における人口減少・少子高齢化対策につきましては、国や県の総合戦略の動向を注視しつつ、これらの総合戦略を踏まえ、本市の実情に合った対策を講じてまいりたいと考えております。

○2番議員（臼山正志） この人口減少、少子高齢化はここ最近言われだしたことでないわけですし、もうかなり前から叫ばれております。本市においてこれまでのこの人口減少、少子高齢化に対してどのような対策を講じてきたか。あるいはその効果がどの程度あつたか、あればご答弁お願いいたします。

○総務部長（高野重夫） これまでも、まず、若者をはじめ、働く場を作る産業を振興して経済が活性化すれば働く場も増え、若者も定着しやすいということで、そのような産業の活性化と、それから定住促進策という形でIターン者を指宿に呼び込もうということで補助金の交付等を行ってきております。

そのような中で、人口減少社会への対策としましては、大きく二つあると考えております。一つ目は人口減少の数を抑制すること、二つ目は人口減少社会に適応したまちづくりを進めていくことであろうと思います。一つ目の人口減少の数を抑制することについては、日本創生会議では、第一の基本目標を国民の希望が叶った場合の出生率を実現することにおくとされております。その対策として、日本の人口構造そのものを変えていくため、若者が自らの希望に基づき結婚し、子どもを産み、育てることができるような社会をつくることとしているところであります。本市としましては、若者がまちに住み、結婚し、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めていくことが大事であり、そのためには住みよいまちづくりを進め、6次産業化など産業を振興し働く場を確保すること、そして出産、子育てがしやすい環境づくりに取り組むべきであろうと考えております。また、結婚・出産・子育ては女性や母親だけの問題ではなく、男性も育児や家事に積極的に参画することも必要ではなかろうかと思うところであります。二つ目の人口減少社会に適応したまちづくりについては、自治会によっては小規模であったり、高齢者が過半数であるなど、自治機能の低下がみられますので、地域内分権の受け皿として、新たな地域コミュニティ組織も構築していくことも重要であろうというふうに捉えております。

○2番議員（臼山正志） 様々な取組をされておりますようですが、先ほども言いましたが、効果がどの程度、これまでの取組において、どのくらい効果があったか、あるいはなかったか、その辺を答弁をお願いいたします。

○総務部長（高野重夫） 取組に対する効果があったかなかったかというお尋ねでございますけれども、今ここにちょっと正確な数値を、資料を持ち合わせておりませんけれども、県内の各自治体の人口の比率、減少率等を見ますと、指宿につきましては、隣接する市等に対しまして、減少率はそれほど高くはなく、ある程度のところで減少率も抑えられているというふうに考えております。そのようなことから、これまで取り組んできた政策が何らかの効果があったものだろうというふうに考えております。

○2番議員（臼山正志） この人口減少についてはよく聞く話ですが、働く場がないと。これもかなり昔から言われてきたことだと思います。今回質問するにあたって執行部の方から聞き取りを受けたときに、そのときも感じたんですが、本当に雇用対策を、市は本気でしているのだろうか。誰が担当で、誰がそのリーダーシップを取ってやっているのだろうか、ちょっと疑問になりました。やはり聞き取りの中でも感じたんですが、その部内というか、この話は市全体の、庁舎全体の話だと思いますが、やはりどこか自分の持ち場というか、部所内の

ことで、これは誰の担当だろうというような声も少し聞かれました。やはり、そういう縦割りではなく、全体で抱える問題というのが、指宿市にとって本当に大事だろうと思います。定住策について、先ほど答弁がありました。指宿市における定住策、十分満足できるものが、現在されているかどうか、答弁をお願いいたします。

○総務部長（高野重夫） 定住促進策につきましては、特に産業の振興をして働く場を増やす。企業誘致等に努めて働く場を増やす。それから、定住促進の補助金を交付して人口を増やすと、いろいろあるわけですが、指宿市につきましてはそれぞれについて条例を作ったり、企業誘致の奨励条例を作ったり、また、農政、観光等の産業の振興に努めておりまして、それぞれの持ち場で取り組んできたというふうに考えております。

○2番議員（臼山正志） 定住促進に関しては、やっぱりほかの自治体の取組を見てみますと、決して指宿の取組は満足できるものではないように感じております。東京、都市部一極集中というふうに叫ばれておりますが、指宿市においては、やはり近くにあります鹿児島市内、特に国道226号線が整備され交通の便が良くなった点からも、これからはどちらかというところ鹿児島市内の方に就職、あるいは住んで移住する可能性もあると思います。是非、本腰を入れて雇用対策、それから定住に向けての対策を講じていただきたいと思っております。

次に、まちづくりについてであります。先ほど指宿のまちならではのまち並みということでご答弁いただきましたが、今後のまちづくりについてどうお考えか、お尋ねいたします。

○建設部長（三窪義孝） 市街地の一部においては建築物等の形態・意匠、色彩も様々であり、調和の取れたまとまりのあるまち並みとは言い難い状況もございますが、本市には開聞岳や知林ヶ島など、シンボルとなるような景観があり、これらと調和の取れた都市景観をつくっていくことが必要であると考えております。

第一次総合振興計画の中でも、これらの景観を守りつつ、生活環境の向上、地域の魅力の創出、郷土への愛着や誇りの醸成、観光や交流の活性化につながるような取組が必要とされております。また、景観の保護は、市民の心に安らぎを与え、来訪する多くの観光客への最大のおもてなしになることから、現在の景観を保全するとともに、花と香りに囲まれた美しい景観を形成することが求められております。美しいまち並みを将来にわたって保全し創造していくためには、行政はもちろん、住民、事業者、まちづくり団体等が積極的に取り組む必要があります。情報の提供を行うとともに、有識者等からも広く意見を求め、幅広い議論を重ね、相互間での意識の共有を図ることが、目指すべきまちづくりへつながるものと考えております。

○2番議員（臼山正志） 今回、このまちづくりについて一般質問をしようと思ったのはですね、私、ずっと建築の仕事をしてまして、まち並みにすごく関心があります。やっぱり指宿は観光立国ということで、観光客が来て、きれいだなと思うようなまちが、僕も望んでおります。しかしながら、今現在、指宿を見ても、決して自慢できるような状態ではないかと思

います。この間の指宿港のワークショップでも思ったんですが、指宿市としてどのようなまちづくりを目指していくのか。いろいろな都市計画マスタープランとか、いろいろ書いておられますが、漠然としてよく分かりません。やはりそれが、末端市民まで指宿はこういうまちだ、建物に関してはこういう建物だということまでいってほしいなと思います。でないと、この間のそのワークショップの中でもいろいろな意見が出ます。東洋のハワイというような考えの方もいらっしゃいますし、あるいは竜宮伝説的なまち並みを考えている方もいらっしゃいます。温泉もありますし、温泉らしいまち並みといってもどこかよくぴんときません。もうこれは何十年も前の話だと思います。もう本当、今この指宿港海岸整備事業が採択されてしまろうとしています、これをやっぱり契機に、本当に指宿のまち並みを考えてほしいと思います。パチンコのまちと言われることのないようにしていただき思います。

先ほど、市長の答弁の方で過去の協議会の話がありましたが、建築協定を結んで、そうした事例もあったということですが、その協議会が今まで、そのプランが、今基本になって、何かまちづくりの柱になっているというようなことがあるんでしょうか。

○建設部長（三窪義孝） 以前、協議会の方でそういうまちづくりの検討会がございました。これまでに湯の浜地区の温泉宿泊施設エリアでは、県道下里湊宮ヶ浜線のカラー舗装化、市営温泉元湯、砂むし会館砂楽の建替え、最近では砂むしの里交流の広場等の整備を行っているところであります。

○2番議員（臼山正志） いろいろきれいになっていいなど、部分的を見ればそう思うんですが、まち全体を見たときに、共通するような、建物にしても共通するような部分が全く見当たらないと思います。そのような公共事業時において、そのような指宿の色だったりとか、形だったりとか、そのような基準があるのかなのか、お尋ねいたします。

○建設部長（三窪義孝） 本市ではその基準はございません。

○2番議員（臼山正志） やはりこのまちづくりは、数年でできるようなものではないと思います。50年、100年かかるかもしれません。恐らく、私も指宿のまちとは、まち並みとはどういうものかと、常日頃から考えているんですが、残念ながら古い建物があまり残っていませんし、古いまち並みがあまりありません。ないからといって、じゃ、仕方ないじゃなくて、これから50年後、100年後を目指して造っていくことも必要なんじゃないかなと思っております。一つの例として、今後このようなことがないようにということで、一つ例として言わせていただきますが、駅前通りがですね、今、アーケードの屋根が整備されたと思いますが、恐らくどこかの協議会ではアーケードの屋根をないようなプランとか、いろんな絵を描いていた事例もあったかと思えます。私も市民レベルでアーケードの屋根がいるいらなくかという話は、過去から聞いております。行政としてもあの通り会をどうにか活性化したいと、過去にいろいろこ入れしたという話も聞いております。なのに補助金がですね、

付いた。付いたからといって安易にあのアーケードの屋根を修理をする、保全をする。保全をするということは、税金を投入するということは、あれはもう当分壊すことはできないと思います。今、海岸整備もしようとしています。やはりあの通りというのは、一通り会の財産であったとしても、私は指宿にとって大切なところだと思います。そのとき感じたのが、行政も誰もタッチしていない。本当に補助金だけ持ってきて、通り会の人に丸投げ。すごく残念なことだなと思いました。今後このようなことがないように、やはり市全体を統括するというか、目配りしてくださるような人をですね、作っていただきたいと思います。

次、4番目、スポーツ振興について、先ほど現在の取組についてご答弁いただきましたが、現在の取組の中で施設の整備ということが出てきましたが、市の体育施設は県内でも先駆けて造られたと聞いております。そのため老朽化が進み、改修の必要な施設が多いと聞いておりますが、現状はどうなのか。また、市民から過去も、以前から市のプール建設の要望もあると思いますが、このプール建設を含めて今後の施設整備をどう考えているか、ご答弁をお願いいたします。

○教育部長（浜島勝義） 本市の体育施設の中には、他自治体に先駆けて造られた施設がございます。その中でも、市営野球場は築57年を経過しておりまして、抜本的な改修が必要な施設であると考えております。そのほか、指宿総合体育館をはじめ、30年を経過した施設もあり、全体的に老朽化してきておりますので、これらにつきましては、緊急性の高いものから年次的に維持補修に努めているところでございます。今後の施設整備につきましては、これら緊急性の高い維持補修に加えまして、まず、平成32年に開催されます鹿児島国体に向けて、バドミントン開催予定の指宿総合体育館や、成年女子ソフトボール開催予定の開聞総合グラウンドの改修が必要と考えております。また、既存施設の改修と併せて、スポーツ施設の総合的整備が必要であると考えております。

○2番議員（臼山正志） このスポーツ振興に関しまして、今後どのような目標をもって、どのような取組を行っていくのか、ご答弁をお願いいたします。

○教育長（池田昭夫） 今後の取組についてであります。スポーツ基本法に基づき平成25年3月に向こう10年間の指宿市スポーツ推進計画を策定したところでございます。この計画の柱に、生涯スポーツの推進と競技スポーツの推進を掲げております。

生涯スポーツの推進は、健幸のまちづくりを横軸に推進する上でも、大切な一つの柱であると考えます。具体的には成人・子育て世代における週1回以上のスポーツや運動をする人の割合を、現状の31.6%から50%以上にすること。高齢者については、現状の45.3%から60%以上にすることを目標に掲げており、これに向けて取組を充実させていきたいと思っております。

また、競技スポーツの推進につきましては、2020年第75回国民体育大会鹿児島大会に、本市から多くの選手が出場することを目標に上げております。このようなことから、現在の取

組を充実するとともに、目標達成に向けた新たな取組も推進しなければならないと考えております。特に、国体に向けた取組につきましては、県が策定した次期国体に向けた競技力向上計画に沿って、県及び県競技団等との連携強化を図るとともに、引き続き市体育協会を通じて、各競技団体への支援を行うなどの競技力向上に努めてまいりたいと考えております。

○2番議員（臼山正志） 今後の取組の中で、各スポーツ競技において九州大会や全国大会に出場する際に、スポーツ基金等による選手への旅費助成はないのか。大会出場経費に関する取組はどのようになっているのか。特に基金にこだわるものではないですが、お尋ねいたします。

○教育部長（浜島勝義） 大会出場補助についてですが、現在、市立中学生徒等のスポーツ活動等の推進を図るために、学校教育活動及び教育振興活動として開催される各種大会の九州・全国大会に出場する場合に補助金を交付しております。このほか、社会体育の普及振興と競技力の向上を目的に、日本体育協会、同協会加盟団体、又はスポーツ少年団が主催又は共催する県の大会等を経て九州大会等に出場する場合には、中高生を除くスポーツ少年団、また一般の個人、団体に補助金を交付しております。

○2番議員（臼山正志） 昨年、指宿商業高校の野球部が九州大会に出場しましたが、その際、寄附金を募るなどしてOBやPTAなどから多くの支援がありました。生徒への市からの助成は本当に残念ながらありませんでした。先ほどなされた説明からいきますと、その制度に、今、答弁いただきました制度の中には、指宿商業高校は該当しないということでしょうか、お尋ねいたします。

○教育部長（浜島勝義） 先ほど答弁いたしました。現在の制度では中学校の学校教育活動、又は社会体育の普及振興と競技力の向上を目的とした大会を対象としているところでございます。つきまして、指宿商業高校に対しましては、対象とはなっていないところでございます。

○2番議員（臼山正志） 中学校や社会教育関係、スポーツ少年団等にはその助成制度があるのに、同じ市立の高校の指宿商業高校には対象にならない、何もないというのは本当に残念なことであります。今後、指宿商業高校にも小学校、中学校、同じような助成、あるいはそれに匹敵するような支援をお願いしたいと思いますが、その辺はどうお考えでしょうか。

○教育部長（浜島勝義） 現在、県立高校では、高校体育連盟等の主催する大会に出場する場合、引率する教職員の旅費は公費から支出して、生徒の分につきましては、保護者から徴収したPTA会費等の生徒徴収金から支払っておりますので、指宿商業高等学校も県立高校と同様の取扱いとなっております。今後、この件につきましては、これまでのいきさつや市の対応、また、県内の各市町村の状況を調査して、様々な視点から指宿市にはどのような制度がふさわしいのか、検討していかねばならないと考えております。

○2番議員（臼山正志） 検討ということですが、是非前向きに、是非支援策を作ってください

たいと思います。本当に県立の話が出ましたが、指宿商業高校で私、PTAをやっていましたが、その中にいますと、市立なのに県立のよく話を聞きます。指宿高校、山川高校は県立ですよ。指宿高校、山川高校は県立で恐らくいろんな施設の整備等も県の方がしてくれると思います。指宿商業高校は市がしてくれないとどこもしてくれません。なぜ同一に考えるのか、本当に不思議でなりません。市は変な話、指商に煩惱がないと、僕は感じる場面がすごくあります。今回の件も、指商だけ同じ市立なのに、高校だから違うのかな、義務教育じゃないから違うのかなと、何か、そういうことも考えたりしますが、やはり同じ市立として、先ほど最初の人口減少、それから少子化対策、こういう点から考えても、この指宿商業高校というのはすごく指宿市にとって可能性のある、手の打ちどころがたくさんあるところだと思いますので、本当に前向きに、また、以前も行財政改革の中で、その使用料の見直しということで、指宿商業高校もテニス部が以前、使用料をいただいてなかったんですが、その行財政改革の中で使用料の見直しの中で取るというふうに、一時期なりました。それ、本当にPTAからクレームがありまして、今はそこは改善されておりますが、やはり、学校、先生方も含めて、PTAも含めて、本当に市の学校なんだろうというふうに、みんな話をしております。恐らくそういうことはないと思いますが、やはり、そういう一つ一つの積み重ねが信頼回復、今からですね、信頼回復していくことにつながっていくんじゃないかなと思います。

最後になりますが、今回の質問はですね、やはり市として今後、これから各分野でどのような考えをお持ちで、どのような施策で、それからどのような対策を講じていくのかということをお聞きしたいですね、確かめたくて質問させていただきました。特に、人口減少、少子高齢化対策やまちづくりなどはですね、特に時間のかかるものです、30年、50年、あるいは100年のスパンで考えていかなければならないものです。一つの部署で、決して解決できるような問題ではありません。市役所、議会、市民全員が同じ課題を共有し、一人一人ができることを最大限に努力すること、今こそ、今後の指宿の明るい未来を、そして美しい誇れるまち並みを後世に残せるよう、みんなで知恵を振り絞って協力するときではないかと思っております。400人近くいらっしゃる市の職員の皆さん、今よりもっと横の連携を深めていただき、市発展のためという思いを一つにして、持てる力を十二分に発揮されることを期待しております。また、我々議会においても、全く同じことが言えるかと思っております。国も今後、やる気のある自治体には優先的に協力すると言っております。逆に言うとやる気のない自治体は取り残されていくということです。時代は大きく変化しようとしています。これまでの常識に固執することなく、勇気を持って一步を踏み出せば、明るい未来がきっと待っていると信じております。これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前原六則議員。

○13番議員（前原六則） おはようございます。13番、前原六則です。久しぶりに晴天が続いて、気持ちの良い朝でした。農家の皆様は秋冬野菜の栽培管理に、今精出しているところがございます。

さて、同僚議員3名で先日19日から2泊3日で東京の方に政務活動に行っていました。議員会館で各省の担当者から事前に提示したテーマのレクチャー、また、防衛省では、周辺国の軍事情勢、東京ビックサイトで開催されていたアグリフーズエキスポの視察・見学などをしてまいりました。これらの政務活動を実施するに説明者の依頼、案内のための事前準備、また、説明者においては資料作成など、数多くの皆様のご協力で全日程を終えることができました。今回の政務活動で得られた知識をしっかりと今後の議員活動に活かしてまいりたい所存でございます。

さて、通告してありました質問に入ります。

まず、スポーツ振興対策について。市内の小学校においては、児童数が減少している影響もあるでしょうけども、多くのスポーツ少年団の活動が団員不足で活気がないとの話を聞いているのですが、実態として、児童の参加率と種目別の構成団体数について、また、スポーツのルール、心構え等を身に付ける指導が必要だと思いますが、指導者等の資質向上の研修などはどのような状況か。以前は各種大会が行われている中で、指宿市市長杯という競技会があり、優勝に向けて育成会メンバーは一致団結していました。この市長杯という大会があることで、スポーツを通じた児童の郷土愛の涵養にもつながると思いますが、このことについてお聞きいたします。

次に、2問目の地域コミュニティ事業推進について。先月、東京の政務活動の後、この事業の先進地である宗像市と荒尾市に実情調査に行っていました。コミュニティ組織が宗像市は12組織あって、25年度はまちづくり交付金制度条例に基づいて、1億5,145万9千円を交付しております。また、荒尾市におきましては、同じように12組織ありまして、26年度地域づくり助成交付金条例に基づく590万7千円の交付と、各コミュニティ事務費として252万円の助成の計842万7千円を支出しています。両市は地域コミュニティ事業推進に10年以上取り組んでいます。しかし、現在の両市の活動内容は異なっているように感じました。このことを考察しますと、地域自治を目指した組織づくり推進であるとするれば、活動拠点施設が整備されているとか、ないかで組織活動の進捗に時間がかかるような思いがしました。そこで、本市内の自治会や集落の拠点施設はどのような状況か。

3問目の篤姫の観光資源については、ボランティアガイドの依頼状況についてお伺いいたします。

4問目の青色パト貸出についてお聞きしますが、市民が安心して暮らせる犯罪のない地域社会の実現を目指した各地域のボランティア防犯活動支援の一環として、市の車両を青色パトロール車として登録することにより、警察署に行く各種申請手続きの煩雑さが少なくなり、さらに実施者は、2年ごとの青色パトロール講習を受講して、指宿市防犯パトロール隊員として登録し、活動することで地域自主防犯団体の把握や集約ができ、さらに、自主防犯団体だけでなく、各小学校、中学校のPTA等、幅広く利用してもらうことで、その費用対効果は高いと思いますが、指宿市所有の青パト貸出制度の導入はいかがでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 新たなコミュニティづくりにつきましては、少子高齢化が進む中、集落においては極めて大切な取組であろうと思っております。本市では、今年度から市内の福元区、柳田校区自公連、今和泉校区自公連の3地区をモデル地区に選定し、新たな地域コミュニティ組織モデル事業を実施しているところであります。この新たな地域コミュニティ組織では、住民が一丸となって地域が直面する様々な課題を分析・整理するとともに、目指すべき地域の将来像についての計画づくりを行っていくほか、その実践活動においては、自助・共助・公助という補完性の原則に基づきながら、自分たちの地域は自分たちの手で活性化し、再生していくというそのような未来の姿を理想としております。本年度はモデル事業の実施を通じ、なぜ新しい地域コミュニティの仕組みづくりが必要なのかというような意義を、地域に浸透させていくほか、それぞれの地域で生活する皆さんの意見をしっかりとまちづくりに反映させていくという視点から、一人ひとりがそれぞれの違いを認め、そして近隣同士が尊重しあえるような、そういう意識を高めていく取組が必要だと思っております。活動拠点についても、ご質問のありましたように地域の活動拠点というものがコミュニティづくりに果たす役割という、その大きさを鑑みたときに、この拠点をどうするかということについても、この事業を通して検証していきたいと思っております。

次に、青色防犯パトロールは、青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロールのことです。青色防犯パトロールを実施するためには、実施される団体の登録を、所轄警察署長を経由して警察本部長へ申請していただく必要がございます。申請の手続きは一定の要件、つまり団体の要件、継続性、適切な対応力、遵守事項など、これらを満たし、警察から自動車による自主防犯パトロールを行うことができる旨の証明を受け、自動車の本拠の位置を管理する国土交通省運輸支局に申請をし、自動車検査証への記入を済ませて、初めて自動車に青色回転灯を装備し、自動車によるパトロールを実施することができるようであります。鹿児島県警に確認しましたところ、本県では、今のところ、青色防犯パトロール車の貸出の実績等はないとのことでございます。なお、熊本県荒尾市では、自治体が青色防犯パトロール隊として登録をし、地域の防犯団体を加盟させ、警察署の実施する講習を受講した後、貸し出しを行っているようであります。青色防犯パトロールを実施することにより、市

民に安心感を与え、犯罪防止効果も高いと思われますので、今後、検討する必要があるかと思っております。

以下、いただきました質問等については、関係部長等に答弁をいたさせます。

○教育長（池田昭夫） スポーツ少年団への児童の参加率と種目別の構成団体数についてお尋ねですが、平成26年度登録されている団数は35団あります。団員数528名となっております。種目別にみますと、ソフトボールが9団125名、バレーボール8団132名、サッカー6団126名、剣道5団61名、その他の種目が7団84名となっております。スポーツ少年団への参加率につきましては、平成24年度が24.0%、平成25年度が23.9%、平成26年度が24.6%と、ほぼ横ばいの状態となっております。

次に、指導者等の資質向上の件ですが、各スポーツ少年団の指導者の方々におかれましては、日頃から青少年の育成にご尽力をいただき、心から感謝しているところでございます。スポーツ少年団の活動には、指導者としてスポーツ少年団認定員が必要でございます。この認定員につきましては、県スポーツ少年団が実施します講習会を受けて資格を取得するようになっております。講習会の内容につきましては、スポーツ少年団の理念とその意義、スポーツ少年団の組織と運営、指導者の役割、スポーツ少年団に必要な医学的知識、指導計画と安全管理、スポーツと栄養、トレーニング論など多岐にわたる内容となっております。また、市のスポーツ少年団の事業として、スポーツ少年団活動は競技力の向上だけを追及する活動団体ではなく、スポーツを通じて青少年健全育成を目的とした団体でございますので、この目的に沿った活動になるように毎年指導者を呼び、育成会を対象とした研修を独自で実施し、指導者等の資質向上に努めているところでございます。

次に、市長杯の大会開催についてですが、現在、スポーツ少年団の各競技の大会において、指宿市長杯という大会は開催しておりませんが、各競技で様々な大会が実施され、中には大会が多すぎるというご意見をいただくこともあります。また、現在行われています大会の趣旨、目的もでございますので、スポーツ少年団本部及び指導者協議会で、今後の少年団の在り方を含め、協議を行っていきたいと思っております。

○市民生活部長（大久保正一） 地域コミュニティ事業推進について、市内の自治会や集落の活動拠点について申し上げます。

まず、指宿地域では一部の地域を除き、主に最小単位の自治会である自治公民館が拠点施設を所有している状況にあります。また、小学校区に校区自治公民館連絡協議会が組織されており、その拠点施設は各校区の条例公民館となっております。

次に、山川地域では各種活動が主に区で行われていることから、それぞれの区単位で拠点施設を所有している状況にあり、最小単位の集落のほとんどが施設を所有していない状況にあります。

次に、開聞地域では、最小単位の集落の約半数が拠点施設を所有していますが、残りの半

数は拠点施設を所有していない状況です。また、四つの区のうち一つの区が拠点施設を有しており、残り三つの区は市の施設等を活動拠点にしている状況であります。

○産業振興部長（廣森敏幸） 篤姫ボランティアガイドの依頼状況についてでございますけれども、篤姫のテレビ放映がありました平成20年の8万6,266人をピークに年々減少しているところでございます。平成25年は161件の依頼があり、1,126人の方を案内しております。本年は、8月末現在で42件267人の案内をしているところでございます。

○13番議員（前原六則） いろいろ答弁いただきましたけれども、このスポーツ少年団の件で、もうちょっと深く入っていきたいと思います。現在、学童保育などが設置されておりますけれども、先ほどありました参加率、これをお聞きしますと24.0と、こういうぐあいにソフトボールが9で125名ということは、1チーム当たり、1団当たり10名そこそこというようなことで、競技、選手人数からすればですね、なかなか、非常に、なかなか運営がですね、運営と言いますか、競争と言いますか、そういうスポーツにおいては、やはり競争原理というのが技術向上力をですね、高めるためには必要かと思うんですけれども、このような状況でですね、指宿市において子ども達のスポーツの技術力、これをお互いが切磋たくましくして、この目標を達成するためには、非常に難しいものがあると思うんです。そのことを考えれば、この学童保育の方々に対して、もうちょっとこういうスポーツ少年団への加入ですね、やっぱし、スポーツを楽しむ機会というものを推進すべき必要があるんじゃないかと思うんですが、そのあたりはどのような考えをいらっしゃるかお伺いいたします。

○教育長（池田昭夫） スポーツ少年団の団員数を平均でいきますと、そういう数になりますが、やはり人数的に多いところもあれば少ないところもあると。ソフトボールスポーツ少年団で多いところは22名いますし、少ないところは9名もありますけど、少ないところは複数校で活動して、やはり子ども達とともに練習をする、切磋琢磨をするという活動も行われているようでございます。また、学童保育等との関連をお聞きですが、学童保育等が今、学校内にはなくて、地域の保育園、幼稚園等で行われて、距離的にもありますけれども、子ども達もできればいろんなスポーツをするために、是非スポーツ少年団に加入してもらいたいと思っております。ただし、いろんな事情がありまして、なかなか入れない状況もあるということも聞いております。以上です。

○13番議員（前原六則） また、教育委員会としても、今後、スポーツを通じたですね、人間形成、これは非常に小学生の成長段階においては必要なことだと思いますので、そのあたりのPRを父兄とか、していただくように、ひとつお願いしたいと思います。

では次に、スポーツ版の合宿には試合前の調整、またレベルアップ、試合後の静養等形態があると思うのですが、指宿市を合宿場所として選んだ理由は分析していますでしょうか。

○教育長（池田昭夫） スポーツ合宿の誘致につきましては、観光課と連携を図りながら推進を図っておるところでございます。5日以上の日程で合宿に来られるチームにつきましては、

観光課がチーム関係者との事前打ち合わせ等の機会に把握しております。主な合宿形態につきましては、シーズン前の調整を含む調整目的が一番多くて、次にレベルアップを図るための強化合宿となっております。そしてまた、シーズンオフの休養も含めた調整合宿にも来ていただいております。指宿市を合宿地として選んでもらった理由につきましては、平成24年度に陸上競技場への合宿誘致を目的にサッカー、陸上競技を対象に、高校、大学、実業団関係の184団体にスポーツ合宿に関するアンケートを実施いたしました。その中におきましては、合宿地の主な要件としましては、施設の充実、気候が良いこと、施設の料金が安いこと、近隣に宿泊施設があり、安価であることなどとなっております。市営陸上競技場は、平成23年度に大規模改修を実施しましたが、改修前の延べ合宿人数は200人に満たない数でありましたが、改修後には延べ2千人を超えております。その理由としましては、施設の充実、施設利用料の安さ、天候の良さ等、アンケートの結果と符合するものであると分析しております。

○13番議員（前原六則） 多くの一流スポーツ選手が指宿の方に来ていただいております。将来、一流のスポーツマンを指宿から排出することを願う一人として、児童・生徒が将来への目標を描くきっかけになるであろう一流選手との交流の場づくりに、どのように本市は関わっているか伺いたいと思います。

○教育長（池田昭夫） 本市に合宿に訪れた選手と市民との交流につきましては、市また市の各競技団体関係者と連携を取りながらご相談をさせていただいている状況でございます。これまで、女子サッカークラブチームの岡山湯郷Bellがサッカースポーツ少年団を対象にしたサッカー教室、熊本県を活動拠点としているルネサスバドミントン部が、バドミントンをしている市内小・中・高生を対象にしたバドミントン教室と、群馬県を活動拠点としているヤマダ電機女子陸上競技部と指宿商業高校陸上部、県下一周駅伝強化選手との長距離走合同練習会の交流がなされております。今後も引き続き、関係団体と連携を取りながら市民との交流の機会が作れるように努めてまいりたいと思っております。

○13番議員（前原六則） 結構やっているようですけれども、このように、結構と言うぐらいやっているようですがと言うぐらいに、一般市民についてはこのような活動にはですね、ちょっとPRが少な過ぎるかと思っておりますので、また、そのあたりも是非していただきたいというふうに思っている次第でございます。

スポーツ合宿を受け入れている施設の規模拡大に伴う改修等への、支援などをする考えはないかお聞きいたします。

○産業振興部長（廣森敏幸） 現在、スポーツ合宿を受け、スポーツ合宿の受け入れを行っている宿泊施設では、合宿に応じたプランを設定し受け入れを図っているところでございます。

具体的に申し上げますと、学生向けの宿泊施設では、利用しやすいよう1泊2食5千円以下で受け入れを行っており、ホテル・旅館でも1泊3食で7千円から8千円で受け入れを行ってお

ります。また、これまでスポーツ合宿の受け入れを行ってきた宿泊施設以外にも、新たに低価格の料金を設定し、前向きに取り組んでいただいているホテル等も増えております。また、休暇村指宿の改築の経緯や、既存の民宿で施設の大規模な増築が進んでいることなどを踏まえますと、新たな宿泊施設の誘致ではなく、まず既存の宿泊施設との連携を図り、合宿を行いやすい価格プランの検討や環境を整えるよう促してまいりたいと考えております。

○13番議員（前原六則） このスポーツ合宿につきましては、近年、全国的に交流人口を増やすためのスポーツ合宿が施策となっております。県内においても薩摩川内市、また女子サッカーは霧島市が新たに力を入れるというようなニュースも伝わっております。さらに、LCCが就航したスポーツアイランド奄美などの多くの自治体が盛んに、また合宿の誘致に一生懸命でございます。さらに、26年度、県はスポーツ観光王国かごしまとして一層の推進を目指し、大隅地域スポーツ合宿の拠点となる有明高校の跡地に整備を決めております。今後、誘致合戦は県内においても熾烈な状況になるものと思います。合宿形態の分析は誘致戦略に大事なことでございます。確実にその分析に努めるようお願い申し上げます。

次に、地域コミュニティ事業について入ります。新たな地域コミュニティづくりを行っていく上で、一定の範囲における拠点整備は重要なことだと思っているが、答弁によると市内の自治会や集落単位の拠点施設は様々であるようです。では現在、市がモデル事業を実施している区や校区自公連の拠点施設はどうなっているか。また併せて、市の条例公民館や区の集会施設の運営状況、それらの施設で実際に事務をやっている方々、主事等を含め、現在どのような状況かお聞かせ願いたい。

○市民生活部長（大久保正一） モデル地区の拠点施設についてですが、福元区では区で拠点施設を保有しており、区が独自で事務員を雇用するなどし、地域の環境保全や親睦活動、安全・安心の取組などを行っているようです。一方、柳田校区自公連や今和泉校区自公連は、校区の条例公民館が拠点施設となっております。条例公民館は生涯学習事業の拠点として市が設置・維持管理を行っており、市民講座や公民館講座等の開講、自主講座の育成、校区青少年育成会議の開催、いぶすき学校応援団の推進などの事業を自治公民館や学校、PTAなどの各種団体と連携を図りながら行っております。したがって、これら市が設置している条例公民館に限らず、その他、様々な生涯学習事業が自治会の自治公民館や区の施設を利用し実施されておりますが、特に指宿地域においては、こういった生涯学習関係の公民館事業を校区自公連が主体となって行っている場合が多いことから、これら事業実施の拠点として、各校区の条例公民館が活用されている状況にあります。なお、指宿地域の公民館主事については、生涯学習事業を推進していく上で校区自公連との連携が必要なことから、校区自公連の仕事を手伝い、地域振興の一翼を担っているところでございます。

○13番議員（前原六則） 聞きますと、区の集会所と重なった地域の条例公民館の在り方や、主事の執務内容について詳しく聞きたい、また議論したいところですが、時間の都合で後日

改めて議論したいと思っております。

ところで、新たな地域コミュニティづくりを進めて行く上で、地域ごとに拠点施設の状況が異なると、活動する際、大きな課題となると思われませんが、今後、市が新たな地域コミュニティづくりを推進していく上で、将来的にこれらの拠点施設をどのようにしていくのか。

○市民生活部長（大久保正一） 本市協働のまちづくり指針では、協働のまちづくり推進のために行政に期待されている役割を、市民及び市職員の協働意識の醸成と、市民がまちづくり活動を行いやすい環境づくりや支援体制の整備であるとし、その具体例として、市民活動に対する支援体制の整備や活動拠点の整備、窓口機能の充実、市民と行政とのネットワーク構築等を挙げております。今後、市を挙げて協働のまちづくりを推進していくためには、市民主体の自主的な活動を促進していかなければなりません。そういったことから、市民活動の拠点は重要要素であろうと考えておりますので、現在進めているモデル事業や他市の先進事例等も参考にしながら、それらの必要性等を含めた研究を行ってまいりたいと考えております。

○13番議員（前原六則） 今答弁の中で、職員が地域活動に積極的に関わっていくということでしたが、これは非常に大事なことだと思います。宗像市においては職員が積極的にこれに関わって、この推進に役かかって、今の姿があるということも職員自らの説明で聞きました。指宿市においても、やはりこの推進においてはですね、地域の活動に溶け込んでいってほしいと考えております。

さて、26年度において新たな地域コミュニティづくりモデル事業を実施して6か月経ちました。これらの取組状況についてご報告をお願いいたします。

○市民生活部長（大久保正一） 議員ご指摘のとおり、新たな地域コミュニティモデル事業の実施状況についてですが、新たな地域コミュニティ組織では住民が一丸となって地域が直面する様々な課題を分析、整理するとともに、目指すべき地域の将来像についての計画づくりを行っていかうということでございます。そして、本年度においては、モデル事業の実施を通じ、なぜ新しい地域コミュニティの仕組みづくりが必要なのかというようなことを地域に浸透させていくほか、それぞれの地域で生活する皆様の多様な意見をしっかりとまちづくりに反映させていくという視点から、一人一人がそれぞれの違いを認め、互いを尊重し合えるような意識醸成の取組を進めているところでございます。

○13番議員（前原六則） この各モデル地区はですね、それぞれ環境なりがいろいろと違うと思うんです。そういう中におきまして、担当者職員のですね、英知を集めて、皆様方のお助けをすれば、それぞれがレベルアップと言いますか、これに向けて一生懸命取り組んで、来年度の決算審議にはですね、非常に役に立つんじゃないかと思っておりますので、どうぞそのあたりはしっかりと、今後とも皆さん方の職員の力添え、よろしく願い申し上げます。

市が実施しているモデル事業実施地区の中で福元地区については、鹿児島県も同様な地域

コミュニティづくり重点推進モデル事業を進めているようですが、そちらの方の取組はどうか、お聞きいたします。

○市民生活部長（大久保正一） 議員ご指摘のとおり、福元区では市のモデル事業と併せて県のコミュニティづくり重点推進モデル事業が実施されております。この県事業は、今年度からの新規事業であり、福元区以外のモデル地区として、出水市の米ノ津東地区、鹿屋市の高隅地区、大崎町の野方地区が選定されており、県内4地区で3年間実施されることになっております。事業内容といたしましては、共生・協働の地域づくりの基盤である、住民の意識づくり、協働の仕組みづくり、地域環境づくり、組織体制づくり等の検討を行っていくものであり、本年度は、地区内住民の方々の意識調査・分析のほか、地域の課題解決に向けた様々な手法検証等について、本市のモデル事業と連携しながら実施していくことになっております。

また、県の新規事業の別メニューとして、モデル事業と並行して実施される地域協働カレッジ開催事業というものが福元区をステージに開催される予定になっております。この事業は、協働による地域づくりの企画調整や地域経営を側面から支援する人材を育成することを目的としており、県内から30名程度を募集し開催されます。今年度は県内唯一本市が開催地となっていることから、市のモデル事業実施地区の皆さんはもちろんのこと、各種団体や職員等にも広く呼びかけを行った上で、有効な事業活用を図ってまいりたいと考えております。

○13番議員（前原六則） これまで自公連と協働でコミュニティづくりについて調査研究をしていると聞いていますが、自治会長さん方のコミュニティに関する知識はどのようなか。

また、今後、自公連の皆様はどのように関わっていこうとしていらっしゃるかを、どのように考えているかお聞きいたします。

○市民生活部長（大久保正一） 市の自治公民館連絡協議会では、これまでも地方分権社会における地域内分権の仕組みづくりが必要であるという観点から、年間活動を通じて新たな地域コミュニティ形成を促進していくことを目標に掲げております。そして、新任者研修会、運営研究会、先進地研修会などにおいて新たな地域コミュニティについての学びを行い、会報等での啓発活動を繰り返し実施しているほか、本年度から実施している県や市のモデル事業と連携し、これらの事業に積極的に関わりあうよう努めております。こうした活動により、自治会長さん方の中ではコミュニティという言葉や、その存在意義等が少しずつ広がっていると思っておるところです。

○13番議員（前原六則） このモデル地区を中心として、各自治公民館の館長さん方ですね、是非連携を深めていただきたいと、そのように考えます。特に、モデル地区になっていない、モデル地区がない開闢地区におきましてのですね、横の連携、これをしっかりと市民協働課にあつてはとっていただきたいというふうに考えます。よろしくお願ひいたします。

次に、現在のモデル事業を進め、モデル事業実施地区以外の関心を高め、そしてそれぞれの地域性を生かしていきながら、市民全域にこの取組を展開していかねばならないと考えている次第でございます。今後、市内全域にこの新たな地域コミュニティ組織の取組をどのように推進していく考えか。また、モデル実施地区以外の方が取組状況を知ることができるような場を設定して推進することになるが、どのようなことをしたらいいか、効果的であるかということを考えているかお聞きいたします。

○市民生活部長（大久保正一） 議員ご指摘のとおり、今後、市内全域にこの取組を展開していくためには、新たな地域コミュニティの必要性等を広く啓発していくとともに、現在実施しているモデル事業についても、できるだけ多くの皆さん方に知っていただくことがとても重要であろうと思います。したがって、今後、自治公民館連絡協議会や各自治会の皆さんと連携しながら、そういった機会をできるだけ増やしていけるよう検討してまいりたいと考えております。

また、今後の推進方策についてであります。本年度から行政内部の市民協働推進本部内に、コミュニティ検証会議というものを設置する予定になっております。この検証会議はそれぞれの地域で生活する皆様に真に必要とされる新たな地域コミュニティについて、地域の皆さんと一緒にになりながら、その仕組みを検証・検討していくものです。本市については、行政が指導するのではなく、地域で生活する皆様が主体となり、皆さんの誰もが参加・参画できるコミュニティの仕組みづくりを目指しております。そして、いつまでにどこまで作り上げていくというのではなく、まずは、それぞれの地域で生活する皆様一人ひとりの多様性を重視していくという過程を大切にしながら進めてまいりたいと考えております。

○13番議員（前原六則） 結構、皆さん方から、担当からいろいろ回答をお聞きしたんですけども、市長にお尋ねいたします。国は国交省のコンパクトシティ構想、鹿児島県では地域コミュニティづくり重点モデル事業と、少子高齢化による人口減の影響で表れた地方の少人数集落への対策に乗り出しています。指宿市においては、自治会単位の中で既に自助・共助が立ち行かない地区があるわけです。地域コミュニティづくりの立ち上げは、早急に図る必要があると考えます。そのためには、担当部署の組織づくりに、かなりの人的投入が必要であると考えます。また、投資が必要であると考えます。しかし、地域コミュニティづくり先進地を調査し、軌道に乗れば市民の生活を守る市民サービス施策の費用対効果は大きいと思うのですが、市長の組織改編を含めた取組についてのお考えをお聞きいたします。

○市長（豊留悦男） やはり人口減少社会において、地域をどう再生していくのか。これは本市に限らず大きな地域課題でもあります。私は新たなコミュニティの原点はどこにあるかと。それは、我々が幼き頃、地域で活動していたあの集落にあるわけでありまして。私の育ったところには、集落の中に診療所もありました。いわゆるお店も5件、焼酎屋、醤油屋、魚屋、そして診療所、全てが地域コミュニティの中でお互いが助け合い、協働できるよきふるさと

があったわけでありまして。しかし、この人口減少社会を先取りして、このコミュニティ構想で地域づくりをしているところがあります。それは大隅地区であります。この中には、開発センターやコミュニティセンター、農村改善センター、区民センター、それぞれ名前は違いますが、集落活動が維持できなくなった地域が、そのセンターを核にして昔の集落活動を再生し、ぬくもりのある地域を作っていこうという、そういう取組をしております。そのセンターには、職員が割り当てられ、例えば水曜日と金曜日は朝8時から12時までは、職員の健康相談、住民の健康相談をしたり、様々の行政的な手続きのお手伝いをしたりとか、そういうところがあるわけでありまして。幸い私は10数年、この新たなコミュニティをどうしていくのかという仕事をさせていただきました。まさしく社会教育の核でありました。指宿においても、これから5年後どうなるのかと。公民館活動ができなくなる集落が幾つか出て来たときに、そこはどこの責任を持ってコミュニティとして集落の良さを発揮できるような体制を作るのかと。それが極めて大切なわけでありまして。そういう意味でスマートシティ、スマートシティというのは、昔の私が育った集落そのものがスマートシティだったわけでありまして。全てその中で生活ができ、安心して暮らせるという。そして市内バスも通っております。じゃ、これから指宿がどういう形で集落を再生していくか。これは、みんなが知恵を出し合わなきゃならないと思っております。

県のモデル事業として米ノ津東という校区が選ばれました。私はそこの小学校の校長をしております。PTAをはじめ、青年団をはじめ、婦人会をはじめ、子ども会をはじめ。新たなコミュニティを作らないと、あの校区は恐らく数年後には集落活動ができないであろうという思いが、ようやくこの県の指定としてなされたことを、私は非常に嬉しく思っております。福元区、そして柳田、その他指宿も、指宿校区を含めていよいよ新たなコミュニティづくりが始まったことを嬉しく思っております。そのためには、人・物・金が必要であります。人は地域だけに任せるのではなく、今後の将来の指宿像を考えたときに、職員がどのような役割を果たすかというのは極めて大切であります。物であります。それは核となる拠点をどうするのか。そこにどのような施設を整えるのか。本市が行っている健康づくりの核とするならば、そこのある程度の運動のできる、またはゲートボールのできる、またはグラウンドゴルフのできる、そのような施設も付帯施設として付けなければならない。金であります。やはり、私たちは今後、指宿の将来像を本当に真剣に考えて、コミュニティをどうしていくのか、今試されている試練でもあります。これは、市役所、行政だけでなく、議員の先生方もそうでしょう、地域の皆さんもそうでしょう。ですから、このコミュニティという、この事業の推進は全力を上げてやらなければなりません。しかし、その中で核となるのが公民館長さん方でありまして。一番危機感を持っていらっしゃるだろうと思っております。このモデル事業として、幾つか項目がありますけれども、この項目は既に分かっていることであります。住民の生活や地域活動の現状と課題を把握するというのが一つですね。これはもう指宿

は把握しているわけであります。一番分かっているのは公民館長さん方です。地域の住民の地域づくりに対する意識を調べよう。みんな危機感を持っていてやらなきゃならないと思っているわけであります。地域の資源を調べ、コミュニティづくりに役立てようと。これはまさしくそうであります。私たちは地域現状に謙虚に学び、そして、地域をどう立て直すのか。安心な暮らしを確保できる地域をどう作っていくのか。先ほど議員がお話しましたように、コンパクトシティ、新たなコミュニティ、そして指宿が本当にお年寄りから子どもまでが安心して自慢できる地域を作る。それがまさしく新たなコミュニティであろうと思っております。このことについては、私も新たな地域コミュニティを作るというのは第1期目の公約でもございますので、全力を上げてこの新たなコミュニティをどう作っていくのかということについては、力を入れてまいりたいと思っております。いろいろな意見を集約し、議員の皆さんもそうですけれども、これは避けて通れないことでございますので、一緒になってこの新たなコミュニティを作ってまいりたい。私の決意のほどを答弁とさせていただきます。

○13番議員（前原六則） ありがとうございます。恐らく人的投入、また資金の投入、決意していらっしゃると思いますので、それ以上は私は質問といたしません。

次に、篤姫の観光資源について入ります。なお、この答弁は篤姫ブームのとき在籍していなかった佐藤担当副市長にお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

よくJRを利用する機会が多く、列車から景色やホームの壁にある掲示板を見るのが楽しみでございます。また、駅によってはホームに名所の案内板が設置されているところもありますが、今和泉駅には篤姫生誕の地とか、情報発信が列車の中からも分かるような名所案内板の設置はできないものか。

それと、今和泉駅舎横の倉庫の壁画は消えて久しいのですが、新たに有効活用はできないものかお尋ねいたします。

○副市長（佐藤寛） ホーム駅からの名所案内の情報発信掲示板はできないでしょうかというご質問ですが、JR薩摩今和泉駅は今和泉島津家の屋敷跡地や墓地のある篤姫ゆかりの地・今和泉地域の玄関の駅として、重要な駅であると認識しております。ホーム上に観光名所等の掲示板を設置できるか、JRと協議いたしました。ホームの幅が狭く、見通しが悪くなるなど、安全管理上も難しいとのことでありましたので、今後も新たな情報発信についてJRと協議してまいりたいと思っております。

また、駅横の倉庫壁画修復についてでございますが、薩摩今和泉駅の倉庫前に篤姫の看板がありますが、現在、文字が全て消えている状況となっております。篤姫ゆかりの地であります今和泉地域は、指宿市の観光にとって大変重要な地域でありますので、観光客が目につく場所に篤姫ゆかりの地を案内する看板があることは、大いに宣伝効果があるものと思っております。このためJRと協議しましたところ、JR利用者や地元も方からも同様の要望が

あったことから、JRの方でも看板設置に向けて現在、準備を進めているとの回答をいただきましたので、市といたしましても、今後、JRと連携を取りながら取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○13番議員（前原六則） この今和泉駅というのは、乗降客ですね、ここに指宿商業高校の生徒さんがいるということをしかりと認識していただき、早急な活動をやってもらいたいと思います。やはり指宿商業高校、この生徒さんは卒業すれば即社会人となる方々が多いわけでございます。やはり利用した今和泉駅、これには愛着があると思います。そういうところに、こういうインパクトのある指宿を売り出す広告物があればですね、非常にまた、母校をですね、思い出すにはふさわしい場所じゃないかと思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

それから、島津家ですね、島津家跡の今和泉小学校内の井戸や手水鉢、これらについては、現在も平常どおり見学できているのかお伺いいたします。

○教育長（池田昭夫） 今和泉小学校敷地内の井戸等の見学についてですが、現在も平日で10人程度、休日には40人程度の団体が複数見学に来られているようでございます。ボランティアガイドを利用せずに、見学に来られる方もいらっしゃいますので、学校では不審者への対応の面から、井戸から手水鉢への順路を示しているところです。また、今和泉小学校では子ども達が作成した作品等で歓迎の気持ちを表しております。昨年度は6年生が今和泉の地域や篤姫について調べたことをまとめたパンフレットを、井戸等の近くに置いておりましたし、今年度は、1年生がメッセージを添えた朝顔の種を置き、自由に持ち帰っていただいております。この種を持ち帰られた遠方の方などから、きれいな朝顔が咲きましたといったお礼の手紙が学校に届いたと聞いております。このように、敷地内にある史跡を通して、子ども達も地域を知ったり、おもてなしの心を学んだりしているようでございます。

○13番議員（前原六則） ありがとうございます。私のそのことを気にしておりました。やはり、こういうよそから観光客、不審者対策、それ等も勘案しながらですね、小学生の児童と接することが、非常に情緒形成に役に立つものと考えます。

それから、まだちょっと時間がありますので、ちょっと回答の中で確認したいと思いますので、青色パトロール車の件なんですけど、先ほどは検討するということでしたけれども、これは前向きに検討するという回答なのかどうかお伺いいたします。

○総務部長（高野重夫） 荒尾市の事例を先ほど議員の方もおっしゃいましたけれども、市で貸し出すことのメリットとしましては、車の維持費、保険・燃料代等の防犯団体への負担がなく、運転日誌等により活動内容が把握できることなどであり、また、デメリットとしましては、地域防犯団体の所有する青パトが、市にあるからもう自分たちのところではいいかなというようなことで、販売台数の減少が懸念されたり、自治体においては、それぞれの相当数の確保ができない場合に、地域防犯活動の効果が上がらないなどの例も出ているようであり

ます。

いずれにしても、青色防犯パトロールを実施することにより、地域の防犯、事故等を未然に防止し、安全・安心な生活の推進に貢献できると思いますので、何らかの形でできな
いか検討してみたいと思います。

○13番議員（前原六則） ありがとうございます。皆様方よりいろいろと前向きに検討して
くださっていることに、市民に、やはり指宿市の積極的な施策の推進と言いますか、推進に
ですね、心がけていることに感謝申し上げて、私の一般質問をこれで終わりたいと思いま
す。ありがとうございます。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時09分

再開 午後 1時00分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、恒吉太吾議員。

○3番議員（恒吉太吾） 皆さん、こんにちは。3番、恒吉太吾です。通告書に基づき質問いた
します。

今回はですね、市が管理する施設のトイレ整備について質問いたします。

過去にも同僚議員よりもこのトイレ整備についての質問は複数回あったと思います。小中学
校や地域の公民館のトイレ整備についての感心は、保護者の方も、また地域住民からもとて
も高いように思われます。学校施設などは老朽化という大きな課題があり、またトイレの老
朽化も深刻です。今、日本の小中学校では、トイレを我慢する子ども達が増えています。教
育現場ではトイレに行けない症候群と呼ばれており、多くの子ども達が学校のトイレを嫌
い、多くの学校がトイレの5K、臭い、汚い、怖い、暗い、壊れているに悩んでおります。
大手陶器メーカーTOTOによる自宅トイレの調査においては、トイレは洋式のみと答えた
子どもは95%を超えており、和式のみは僅か1%という結果が出ています。子ども達にすれ
ば、自宅と学校のトイレのギャップがあまりにも大きいのではないかと思います。いまだき
の子どもは和式トイレも使えないのか、甘やかされている、甘えているといったような精神
論的なことを述べる大人も数多くいますが、生まれたときから洋式が当たり前で、洋式に慣
れていて、これは生活環境や生活様式の変化に伴うものであり、決して甘えではないと思
います。私自身も37歳で、この議場にいる中では一番若い方になると思いますが、水洗化、洋
式便所のある家庭環境の中で育ってまいりました。学校のトイレは子ども達の心と健康を支
える重要な要素の一つです。子ども達が日々学び、生活する場を守るためにも、この問題は
放置できないと思います。さらに、いざというとき地域の人々を守る拠点にもなり得ます。
そこで、現在の市内小中学校のトイレの洋式化がどれくらい進んでいるのか。多目的トイレ
の設置はどうなっているか。小中学校のトイレの現状をどのように認識しているのかお聞か

せいただき、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 小中学校のトイレの整備状況等についてお尋ねをいただきました。

市の陸上競技場に多目的トイレを含めた新しい洋式のトイレを整備をいたしました。何よりも陸上競技場、そして様々な大会においでの方々に喜んでいただき、感謝をされたところでもあります。特に、高等学校、中学校の駅伝大会に参加した学生の皆さん、そして菜の花マラソン等においでの方々の皆さん、このトイレの設置に非常に喜んでおられたのが記憶に残っております。議員ご指摘のとおりでございます。生活様式の変化に伴い、やはり市内小中学校のトイレ、それは子ども達が安心して用が足せるような、そういう設備をしなければならないと思っております。しかし、校舎等が建てられた昭和40年代から50年代に、男女共用の和式トイレとして整備されている現状がございます。最近では、洋式や障害者用を備えたトイレを、指宿小学校校舎や西指宿中学校の体育館、丹波小学校の校舎、北指宿中学校の体育館等、校舎等の改築に併せて設置したところでございます。また、古くなった男女共用のトイレが多いことや家庭のトイレが洋式化されていることから、男女共用のトイレの間仕切り改修や、洋式化を計画的に進めているところであります。障害者用トイレにつきましては、必要に応じて整備を進めているところでもございます。現在の洋式化率につきましては、本市において小学校で20.4%、中学校で20.7%、全体で20.5%となっております。障害者用トイレにつきましては、柳田小学校に1基、丹波小学校に11基、大成小学校に3基、北指宿中学校に3基、南指宿中学校に3基、合計5校21基を設置しているところであります。なお、現在、和式トイレが全体で468あるようでございます。手摺り等を設置している学校はないところですが、やはり子ども達に優しい、そして安心して用が足せるようなトイレの改修を含めて、洋式トイレの設置については努めてまいらなければならないと考えております。

以下、いただきました質問等については、教育長を含め、教育委員会の方に答弁をさせていただきます。

○3番議員（恒吉太吾） 今、市長の方より洋式化率、多目的トイレの設置、また現状の認識、お答えいただきました。今のお話だと小学校が20.4%、中学校が20.7%、全体で20.5%ということでしたが、市としてはこの状態でもう既に十分というふうにお考えなんでしょうか。もしですね、まだ足りないというのであれば、今後、洋式化率の目標数値というものを設定されていますでしょうか。お答えください。

○教育長（池田昭夫） 今後の洋式化の整備につきましては、目標値はございませんけれども、今後、順次計画的には進めていきたいと考えているところです。

○3番議員（恒吉太吾） 洋式をですね、少しでも増やしていただいて、また、数値目標ですね、しっかりと立てていただいて、これも達成していただきたいと思います。

少し変わりますが、現在ですね、指宿市学校の在り方について語る会が各地域で開かれております。7月の開聞小を皮切りに順次開かれて、9月いっぱいですね、開かれておると思い

ますが、私自身も利永小であったり、山川小の説明会に参加しております。今後の望ましい学校規模や施設規模の在り方を考えるということでありましたけど、このような説明会自体を今の時期に行うというのは、もう地域住民からとってみれば、統廃合が決まっているのではないかというような声も聞かれております。市として、そういう前提、統廃合ありきだから生徒数の少ない学校はもう洋式化しないと、学校のトイレ改修はもうしないという考えでいるのでしょうか。お答えください。

○教育長（池田昭夫） 各小中学校のトイレの整備は、先ほど申しましたように計画的に早く改修しなければならないと思っております。現時点では、子ども達の安心・安全対策を第一として、校舎等の耐震化や非構造物の耐震化の事業を最優先に努めておりますが、そのような中で、議員がお話されました学校の在り方ということとトイレの整備の遅れということは全く関係のないところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 今、関係ないということ、そういうことであるんでしたらですね、誤解のないように、今後も是非地域や学校の規模に関係なく、早急にトイレ改修整備の方を進めていただきたいと思っております。今の小中学校は一度校舎から外に出ないとトイレに行けないような学校が多いように思います、冬はとても寒く、洋式になったといっても、便座に座ったときにひやっと冷たい思いをすることがあります。ここでもですね、学校と家との大きなギャップが見られます。そこで、これから洋式化を進めていくという答弁いただきましたが、同時にこの洋式トイレ整備に関してウォシュレット付きであったりとかですね、せめて温式便座の設置導入ができないものでしょうか。

○教育部長（浜島勝義） トイレの改修につきましては、これまで計画的に男女共用トイレへの間仕切り設置や便器の洋式化を進めて、障害者用トイレの設置につきましても、必要に応じて整備してきているところであります。まだ、男女共用のトイレが残っている学校があることや、便器の洋式化率が低いことなどから、今後は学校施設環境改善交付金等の国庫補助事業等を活用しながら、年次的・計画的にトイレ改修を実施していきたいと考えているところでございます。

ご指摘の屋外にあるトイレを校舎内に移設することにつきましては、多額の改修費用が必要と考えることから、国の補助事業等を活用した校舎等の改築を行う際に、併せて整備していきたいと考えております。なお、ウォシュレット等までの整備につきましては、今のところ考えておりません。

○3番議員（恒吉太吾） 是非ですね、時代遅れにならないように、ただ洋式便器を取り付けばいいというのではなくて、時代に即した温式便座であったりとか、そういったもの、今のお話では補助金があるということでしたので、そういったものを活用しながらしていただきたいと思っております。また、補助金に関してはまた後ほどお聞きしたいと思っております。

次はですね、指宿市の近隣の市町村なんですけど、小学校の入学前に和式便所の練習とか、

トレーニングですね、こういったものを家庭で行うようにとの文書の配布があるように伺っております。本市においてもですね、入学前にそのようなお願いというか、文書の配布なりがあるのでしょうか。

○教育部長（浜島勝義） 和式トイレのトレーニングについてなんですが、この件につきましては、市内の小学校から幼稚園や保育園にそのお願いをすることもございます。また幼稚園、保育園の独自に指導してくださっている例も多くあるところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 今、独自にいろいろと指導ということだったんですが、こういったですね、トレーニングのお願い、もちろん今の洋式化が進んでいない、和式がたくさん状態では必要と思うんですけど、やっぱりそれと併せてですね、学校、まずはフロアドライ化が全然進んでないと思います。普通にモップで水を流してするタイプというのは、ものすごく菌の増殖、繁殖もありますし、それが元となって臭いの原因となることもあると思います。聞く話によると、和式に慣れてないからでしょうか、小さな入ったばかりの低学年の女の子でしたが、しゃがんだ際にですね、洋服の裾が濡れてしまって、それからもう、ものすごく嫌な思いをして和式でできなくなったということも伺っております。今の状態では、話したように練習も大事なんですが、今後またフロアのドライ化ですね、こういったものであったりとか、便座を洋式にした方がいいのではないかと思います。再度になりますが、もう一度お答えください。

○教育部長（浜島勝義） おっしゃるとおりでございますので、その辺もしっかり考えて進めていきたいと思っております。

○3番議員（恒吉太吾） 是非お願いしたいと思います。今、私にそういった保護者の方からお話伺ったんですが、学校単位でですね、保護者に対して、また子ども達に対して、トイレに関してのアンケートの実施というのはされているのでしょうか。

○教育部長（浜島勝義） 丹波小学校の校舎や北指宿中学校の体育館の改築時に、検討委員会等で保護者の意見を聞きまして、トイレ等の整備に反映させた経緯がございます。今後、大規模なトイレの整備を実施する際は、保護者等の意見や要望等を参考としながら、児童や生徒のニーズに合ったトイレ整備を実施していきたいと考えております。

○3番議員（恒吉太吾） 是非今後ですね、そういった検討委員会、また立ち上がるのであれば、生徒さんの意見、保護者さんの意見、しっかりと組みとっていただいて、愛着の湧くトイレであったり、学校整備をしていただきたいと思います。

次にですね、トイレに関してなんですが、節水対策についてお伺いします。先ほど市長の答弁の中で、トイレ整備は昭和40年代から50年代にかけて行われたというのがありますが、大体もう整備から、40年ですね、経っております。この年代に設置された便器と比べて、現在における便器というのは機能性であったり、節水技術は格段に進化していると思います。メーカー発表によると、昭和40年代には1回13ℓほど水量が必要だったものが、現在は

50程度と半分以下どころか3分の1に近づく洗浄水量になっているという発表があります。また、和式よりも洋式の方が圧倒的に節水で、環境にも優しいと思いますが、そのような認識でよかったですでしょうか。

○教育部長（浜島勝義） おっしゃるとおりでございます。改修の際にはその辺もしっかり考えて進めていきたいと思っております。

○3番議員（恒吉太吾） 改修の際、もちろんなんですけど、こういったもの、節水効果のシミュレーション的なものというのは、実際、していらっしゃるんでしょうか。現在ですね。

○教育部長（浜島勝義） いえ、現在はそのようなのは行っておりません。

○3番議員（恒吉太吾） 是非ですね、シミュレーションをしていただいて、どれぐらい差が、現在のものと変えた場合、あるのかというのも、是非示していただきたいと思っております。小中学校ではですね、生徒さん、多いです。1日の使用回数、使用人数も多いですので、水道料金に関しても、やはり多額になると思います。和式よりも洋式、洋式でも現在の節水型に取り換えていけば、市民の税金が使われている学校水道料金が大幅に節約できると思いますが、その点に関してはどうでしょうか。

○教育部長（浜島勝義） 全体の水道料を比較しました、新たに改築しました丹波小と柳田小を比較したものはございます。これでいきますと、やはり学校の規模は違うんですが、やっぱり新しい学校は大分柳田小に比べまして節水というような形になっておりますので、大切なことだと思いますので、これからもそのようなものをやっぱり使用していかないといけないと思っております。

○3番議員（恒吉太吾） 新しく校舎が建ちかわった丹波小と柳田小、比較がありましたが、私の手元にもですね、児童数、今、丹波小、大体600人いらっしゃいます。柳田は380人ぐらいですので、大体丹波小学校の6割ぐらいの生徒さんになっていると思います。いろんなこういった資料、水道料金の資料とか貰っているんですが、やっぱりこう比較してもですね、あんまり600人の学校と380人の学校で差がないんですよ。それだけやっぱり目に見えて節水効果というか、水道料金に現れますので、是非今後も改修を続けていていただきたいというふうに思います。

この節水に関連してお尋ねなんですけど、国ではですね、良好な学習環境を確保し、エネルギー使用量や二酸化炭素排出量の削減を図るエコスクールの普及啓発を促進しています。本市において小中学校ではどのような取組がなされているでしょうか。お答えください。

○教育部長（浜島勝義） エコスクールについてのお尋ねですが、校舎等の建替えや大規模改造に併せて、太陽光発電や屋上緑化、雨水利用設備等を設置する際に、文部科学省や農林水産省、経済産業省などの認定を受けることで、事業の交付金に特別加算がなされる事業でございます。これまで、丹波小学校の校舎改築事業におきまして、太陽光発電機器、雨水利用設備、内装の木質化、屋上緑化を実施しております。また、北指宿中学校体育館改築事業にお

いて、太陽光発電機器と内装の木質化において認定を受けた実績があります。

○3番議員（恒吉太吾） エコスクールに対しての取組み、今示していただきましたが、今私が質問しているトイレの節水効果というものも、CO₂に換算することができると思います。CO₂削減の今度はずね、エコ改修として、学校トイレ改修に係る補助制度があると思うんですが、先ほど述べたのと一緒かどうか分かりませんが、もしそういったものを大規模改造事業としてずね、トイレ改修のみでも改修が単独でできる制度があると思いますが、そのような活用についてはいかがお考えでしょうか。

○教育部長（浜島勝義） 学校の施設整備につきましては、学校施設環境改善交付金が活用されております。この交付金には、校舎等の耐震化事業や議員がおっしゃる大規模改造事業、太陽光発電設備の設置等の多くのメニューが組みまれております。この大規模改造事業の中に、トイレ改修も含まれておりますので、トイレ改修に適用される補助率は事業費の3分の1となっております。ただ、400万以上のトイレ改修工事が補助対象となっております。このようなことを活用しながら進めていきたいと思っております。

○3番議員（恒吉太吾） 今の400万円補助率3分の1ということであれば、400万円って、結構改修したら大きいと思いますが、こういったものを使ったら、私は洋式を一つでも二つでも増やしてくれという話もしていますが、このトイレ全体の改修までできるのではないかと思うんですが、その点については改修の計画というか、全体を改造する計画はないでしょうか、今後。お願いします。

○教育部長（浜島勝義） 教育長の答弁にもありましたが、今、安心・安全対策、子ども達の生命に関わる事業を最優先にしております。その中でもトイレの改修は大切な部分ですので、やっていかないといけないということで、年次的に計画をしております。それに沿ってできるだけ早く行いたいんですが、それに沿って進めていきたいと思っております。

○3番議員（恒吉太吾） やはり子ども達の安心・安全のためですので、そういったところをしっかりと後でもかまいませんので、早急にこういった補助制度を使うなりしてトイレ整備、しっかりと進めていただきたいと思いますというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。次はずね、校区公民館についてお伺いしたいと思います。地区の校区公民館は、地域コミュニティの核となっており、様々な方が利用されています。講座や催し物等が多く開かれています。公民館の中には洋式トイレがないために我慢しなければならないとか、行くのを控えているといったような声も聞いております。そのような方への対応はどうなっているかお答えください。

○教育部長（浜島勝義） 公民館等のトイレ整備状況についてですが、指宿地域の条例公民館の洋式トイレの設置状況ですけれども、池田校区公民館、中央公民館は男女トイレに各1か所ございます。身障者トイレにつきましては、丹波校区公民館と指宿校区公民館に各1か所設置してあります。和式トイレで手摺りのあるトイレは丹波校区公民館男女トイレに各2か

所、柳田、魚見、今和泉校区公民館については、洋式トイレ、身障者用トイレ、手摺りのある和式トイレは未設置となっております。

○3番議員（恒吉太吾） 公民館によって、大分差があるように感じます。今の答弁からするとですね、全体的にまだ洋式化であったりとか、手摺りの設置、そういったもの、進んでいないのかなというふうに思われます。今後ですね、学校と同じように、この校区公民館に対しても、洋式トイレ改修、していけないんでしょうか。お答えください。

○教育部長（浜島勝義） 洋式トイレの整備につきましては、高齢者や膝に持病を持っている施設利用者の方から、洋式トイレ設置の要望は寄せられておりますので、必要性は認識しているところでございます。施設改修につきましては、施設が老朽化していること、多額の経費が掛かること、またスペースが必要なことから、身障者用トイレの設置や和式トイレの洋式トイレ化も、各施設の改修の機会を捉えて進めてまいりたいと考えております。

○3番議員（恒吉太吾） 是非改修の方は進めていただきたいんですが、校区公民館というのは、指宿市のこのいただいているんですが、防災ハザードマップですね、この中にもしっかりと一次避難所、二次避難所とあるんですが、避難所として指定されています。災害時に防災拠点となり、避難所としての役割を果たすケースも、これからですね、出てくると思います。記憶に新しいところでは、今年の夏、広島で大規模な土砂災害がありました。また先日もですね、茨城中心に大きな地震があったり、指宿でも地震がこの前ありました。決してですね、この災害というものは他人事ではないと思います。そういったときに、こういった方が困るのか。やっぱり高齢者の方、先ほどありましたが、やっぱり足が弱かったり、痛みがある方というのが一番大変な思いを、難渋な思いをされると思います。文部科学省においてもですね、設置された検討会において災害時には高齢者や障害者など、要援護者が使用することを想定したトイレは洋式が望ましいとした答申が出ておりますが、この点についてはどう考えますか。

○総務部長（高野重夫） 災害時の避難施設として利用する建物についてのトイレの改修等に対しての補助金等については、特にありませんけれども、やはり、今後、避難施設として活用していくとすれば、今の状況では非常に、特に高齢者等については、使いにくい状況であろうというふうに考えておりますので、今後の整備に併せて改修をしていく必要があるだろうというふうに考えております。

○3番議員（恒吉太吾） 整備をしていくということでしたけど、大体ですね、すべての校区公民館改修するにあたって、どれぐらいの期間を要するんでしょうか。おおよそでかまいませんか、お答えください。

○教育部長（浜島勝義） やはり、その校区公民館のトイレだけの改築というのは難しい状況でありますので、全体的に改築等があるときに対応していきますので、年数的にははっきりと大体と言いましても、ちょっと答えられないところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 年次的には、していただけるという、今答弁いただいたんですが、そうなるんですね、すぐ、もしかしたら洋式化ができるところもあるかもしれません。例えば、5年後に洋式化になるところが出てくるかもしれないんですが、逆算的にですね、今度は手摺りの話になるんですが、例えば、5年後に洋式化が進むと計画があるのであれば、そこに逆算的にですね、手摺りの設置ができないのかなというふうに思います。計画の遠い方から手摺りを付けていって、どんどん新しいふうに戻ってくれば、まずはですね、手摺りが一つあるだけでも、立ち上がり、しゃがんだり、立ち上がって、大変なんですよ、そういった難渋から少しでも解放されると思うんですが、まずは手摺りの設置だけでも早急にできないですかね。

○教育部長（浜島勝義） そのような洋式化がまだ先であるということですので、今、手摺りの設置を検討しているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 検討ではなく、是非早急に設置をしていただきたいと思います。普段の公民館として、もちろん利用されていますが、先ほど申したように、災害時にはですね、避難所となるケース、考えられます。検討検討と、いつの話になるか分かりませんが、そういうのではなく早急にさせていただきたいと思いますが、もう一度改めていかがでしょうか。

○教育部長（浜島勝義） 早急な対応を試みたいと思います。

○3番議員（恒吉太吾） 校区公民館、終わりました、次ですね、指宿、この本庁舎について、トイレ整備状況についてお伺いしたいと思います。

まず、ほかの施設と同様になりますが、洋式化と手摺りの設置状況をお答えください。

○総務部長（高野重夫） 庁舎のトイレの整備状況についてでありますけれども、まず、指宿庁舎では和式の便器を男性用トイレに9か所、女性用トイレに11か所設置しており、洋式は男性用、女性用ともに1か所ずつ設置しております。また、障害者に対応しているトイレは男性用トイレに1か所、女性用トイレに1か所、庁舎北側入口付近に1か所設置しております。山川庁舎においては、和式の便器を男性用トイレに2か所、女性用トイレに3か所設置しており、洋式は女性用トイレに1か所設置しております。開聞庁舎におきましては、和式の便器を男性用トイレに1か所、女性用トイレに4か所設置しており、洋式は男性用トイレに1か所設置しております。

○3番議員（恒吉太吾） やはりですね、この庁舎に関しても洋式が全然進んでないのかなというふうに、今の数を見て思います。手摺りに関しても、現状としてないんでしょうか。

○総務部長（高野重夫） 階段とか、バリアフリーの部分については少し整備をしておりますけれども、トイレに限った部分については整備が進んでいない状況でございます。

○3番議員（恒吉太吾） そうですね、洋式化も進まず、手摺りも進んでいないという、今、伺いましたが、私自身もですね、公務がありまして、こちら市役所を使うことがありますけれども、公務じゃないときはやはりトイレがものすごく使いにくいもので、我慢して帰るとい

うこともあります。皆さんは、特に職員の方は一日の大半、こちら庁舎で過ごすことが多いと思うんですが、実際、快適にこのトイレって使っていらっしゃるんですかね。特に女性職員の方、女性利用者の方、今日もたくさんいらっしゃっていますが、使われることがあると思います。この市民だけでなくですね、職員からもこの使いやすさ使いにくさのお話、出ているのであれば、その声を聞かせていただけないでしょうか。

○総務部長（高野重夫） やはり、職員だけではなく、特に高齢者等が庁舎を訪れた際に、和式であれば、やはりしゃがんだり立ったりするのに非常に不便であるというような声を聞いております。現在、庁舎についても耐震化について診断をしておりますし、それに基づいて耐震補強なり、整備していく必要が出てくる場合には、それに併せてそういうトイレ等の整備についても検討していく必要があるだろうというふうに考えております。

○3番議員（恒吉太吾） 是非ですね、その耐震化と併せてトイレの洋式化、手摺りを付けるのはもちろんのこと、大規模な改修というものも是非お願いしたいと思います。照明の問題なんでしょうか、床が汚れているんでしょうか、経年劣化ですね、ものすごく陰湿な暗いイメージを受けますので、是非、その点、改善していただきたいと思います。

トイレに関してとても気になっていることが1点ありますので、ちょっと質問させていただきます。それはですね、3階障害者用トイレについてです。今の答弁の中で1個あると言われたのが、多分障害者用トイレ3階だと思うんですが、簡易型なんですよね。上も下も開いている。プライバシーもないような、鍵もかからない身障者用トイレ、久し振りにああいっただ劣悪なものを見ました。完全に個室というわけでもなくてですね、まず、あの障害者用トイレとおっしゃっていますけど、どのような方を想定して、あのトイレ、設置されているんでしょうか。お答えください。

○総務部長（高野重夫） 庁舎3階に設置してありますトイレにつきましては、平成11年に障害者も利用できるように限られたスペースを有効活用しようということで改修をしたものでございます。便器の形状は、その当時市販されていたものであり、現在では改良され、その形状も変わってきております。より使い勝手の良い形状に、現在はなってきていると思いますので、今後、その状況を踏まえ、改善をしていかなければならないというふうに考えております。

○3番議員（恒吉太吾） 今、形状の話をされましたが、あの形状、どういった方がですね、対象か、お分かりですか。

○総務部長（高野重夫） 当時、車いすの方が利用しやすいということで、あのよう改修をした経緯がございます。

○3番議員（恒吉太吾） あのトイレの形状はですね、重度者用になるんですね。3階にエレベーターもない3階に、どうやって来るんでしょうか。介助者がないと使えないようなタイプのトイレなんですけど、その点、いかがですか。

○総務部長（高野重夫） 当時、議員の方でそういう障害になられた方がおられましたものですから、平成11年にそのように改修をさせていただきました。

○3番議員（恒吉太吾） 車いすの方想定ということですが、あの座面は370mmしかないんですよ。車いすの座面の高さ、ご存じでしょうか。450mmですよ。その差って、ものすごくですね、移乗がしにくいんですが、その点に関しては、本当に考えて設置されたのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○総務部長（高野重夫） 平成11年当時には、そういうことを考慮した上で設置したものというふうに考えております。

○3番議員（恒吉太吾） 実際ですね、平成11年かは分かりませんが、現在、それからもう15年経っております。座るのも難渋するし、立ち上がるのも難渋する。早急にですね、ユニバーサルデザインと言いますか、すべての人に使いやすいトイレに、是非早急に改善をしていただきたいというふうに思っております。鍵もかけられない、上下も開いている、しっかりとしたプライバシーの確保のために、まずはドアや鍵をかけるといったですね、配慮、こういったものも必要になってくると思いますが、この点はいかがでしょう。

○総務部長（高野重夫） 平成11年当時は、車いすの方で全介護が必要ということでああいう形式になっておりますけれども、その後、該当する方が使われなくなったということで、そのまま残っていたということがございます。やはり、現在のユニバーサルデザインの形の便座等に比べまして、大分もう15年以上前の部分ですので、これについては改善をしていく必要があるだろうというふうに考えております。

○3番議員（恒吉太吾） 是非そういったところから改善していただきたいと思います。こういったところからですね、変えていくということが、こういうところに意識が向くということが、この本市において福祉政策向上につながると思いますので、お願いしたいと思っております。

今回はトイレ整備について、福祉政策うんぬんについては次回に改めてしっかりと議論させていただきます。

最後になります図書館についての質問に、最後させていただきます。私もですね、現在、6歳の息子がおります。子育ての真っ最中です。休みの日などにはよく一緒に図書館を訪れております。図書館に行くんですね、子どもというのはわくわくするんでしょうか、ものすごく嬉しそうな顔で、今、指宿図書館は10冊本が借りれるんですが、いろいろですね、20冊ぐらい持ってどれがいいかな、これがいいかなという姿を見ていると、親としてやっぱり微笑ましいものです。また、私自身もですね、本が好きというのがありまして、県内、県外問わず、いろんな図書館めぐりというのを趣味の一つとさせていただいております。様々な図書館をですね、訪れて思ったこと、指宿の図書館はすばらしいなというふうに思っています。ただ、そのすばらしいと思う図書館の中で1点だけ残念と思う、これはですね、やはり

トイレの問題であります。障害者用トイレをですね、今、一般の方に開放していただいて、そういった指定管理者の配慮というものがあるんですが、普通の男女別のトイレ、和式しかいまだにありません。トイレ自体のスペースの問題なのか、既存のトイレブースですね、そういったものもとても狭くて、ものすごく圧迫感があります。また、指宿の庁舎と同じなんですけど、照明位置の問題で、トイレブースの中はとても薄暗く、その薄暗さは同じようにとても陰湿なものとなっております。子ども達も怖がって我慢したり、家に帰って用を足すこともあるそうです。また、トイレ内ですね、壁のタイルの剥離も見られております。そこでトイレの件、照明や危険を伴う壁のタイルの剥離、そして男女トイレの洋式化、トイレブース内の狭さの問題などについては、どのように考えていらっしゃいますでしょうか。今後また、改善なりの考えはないのかお聞きします。

○教育部長（浜島勝義） ご指摘の件は、利用しやすい図書館を目指す観点からも、トイレのイメージも大切と認識しておりますので、照明の改修等につきましては調査し、早急に取り組んでまいりたいと考えております。

○3番議員（恒吉太吾） 是非改善をお願いしたいと思います。この指宿図書館なんですが、山川も含めてですね、図書館の取組や活動について、最近はですね、市の広報であつたりとか、あと普通のマスコミでもよく取り上げられて目にすることが多くなっております。聞くところによると、ちなみにですね、視察、行政視察であつたりとか、そういった視察の人数、昨年度の8月から3月の8か月間ではあるんですが、100名を超えているそうです。中にはですね、指宿市外から来られる方、これがほとんどとのことだったんですが、指宿市内に宿泊される方もいらっしゃいますし、街中で食事を取られたり、砂むしに入って帰られるという方もいると伺っております。市としてもですね、この視察人数の効果というのは、ものすごく喜ばしいことだと思っております。そこで、せっかくほかに誇れるすばらしい図書館、こういう形で行政視察もどんどんこれからも増えると思いますが、そういった図書館にですね、あるトイレのせいでマイナスイメージがこの図書館についてしまうというのは、ものすごく残念というか、さびしい気がします。是非ですね、この改修整備の件については前向きに取り組んでいただきたいと思います。

図書館には様々な人が来られています。今の行政視察の方だけじゃありません。普通に指宿市民の方もよく利用されています。妊婦の方であつたりとか、私たちのようなですね、子ども連れの親、いろんな方たちが来られています。そこでですね、小さな子ども連れの方たちに安心して過ごしていただけるように、既存トイレの改修はもちろんのこと、子ども用トイレの設置についてはどう考えますか。是非市長にお答えいただきたいと思います。

○市長（豊留悦男） 公共施設が市民に優しい施設となるためには、その第一はやはりトイレ改修というものの必要性、それは十分認識はしております。ただ、トイレの設置基数を先ほど申し上げましたけれども、小学校で468がまだ和式であると、公共施設を入れますと、市民

会館等を入れますと、やはり600, 700に上がるだろうと思っております。やはり、このトイレについては、子どもから老人まで、お年寄りまで使うことのできるもので、それぞれの年代に応じたトイレ改修も必要だろうと思います。しかし、水まわり、つまりトイレの改修は莫大なお金がかかります。陸上競技場の改修においても数千万円を要しました。今後、公共施設の在り方等を考えて、やはりトイレ改修を含めてどうするのかというのを、現在、検討中でございます。子どももお年寄りも使えるようなトイレ改修というのは、やはり行政としてやらなければならないことでもございますので、今後の施設改修を含めた中で検討させていただきたいと思っております。

○3番議員（恒吉太吾） 是非ですね、前向きに検討していただきたいと思っております。市長もですね、つい昨日ですが、答弁の中で、同僚議員への答弁の中で、育児、子育てがしやすい環境づくりに取り組むと、ものすごく熱意を持って語られたと思っております。こういった子ども用トイレの整備というのもですね、子育て支援の大きな魅力、子育て世代に優しいまち指宿の発信につながると思っておりますので、是非これは、少子化対策の一助にもなると思っております。どうですかね。改めて設置のお考えはないでしょうか。繰り返しになりますがお願いします。

○市長（豊留悦男） 先日も、実は市民会館で舞踊等を発表したいと。そのためには和服を着ているのでなかなかトイレを使用しづらいし、何とか利用者の立場になったトイレ改修をしていただきたいという強いお願いがございました。全く私も同感でしたけれども、市民会館だけの和式から洋式の改修でも数億円掛かる可能性がございます。耐震化を含めて、どうするのかということ、今検討しております。子育てしやすい、全くそうだろうと思っております。トイレというのは、やはり生活にはきわめて大切な施設の一つだろうと思っておりますので、このトイレの改修を含めた施設の充実という中で、トイレ改修を考えていかないと、トイレ改修だけで様々な施設をいろいろとトイレの充実という観点からやるということになりますと、先ほど申し上げましたように、非常に多くの財源を要します。そういう意味から、改修の意義という、意味というのは十分認識し、その議員のトイレ改修に対する思い、重さというのは分かっておりますので、今後、先ほど申しましたけれども、公共施設の在り方、社会教育施設の在り方、学校の在り方、利用者の視点に立ったトイレ改修というものについても進めてまいりたいと思っております。

○3番議員（恒吉太吾） 是非今後もですね、様々な形で検討していただきたいと思っております。トイレがあれば、子ども達は我慢しなくていいんです。わざわざ家に帰らなくてもいいんです。そういったですね、素晴らしい環境でゆっくり過ごせるように、是非配慮していただきたいものだと思います。

先ほどもですね、各地の図書館については触れましたが、この九州において佐賀県の武雄市、伊万里市、隣合った車で20分ぐらいの距離なんですけど、この隣同士のまちにですね、観光の目玉、観光名所となっている行政視察の絶えない図書館があります。特に武雄市の場

合はですね、マスコミでの取り上げられ方がすごいので市長もご存じだと思いますが、ツタヤを経営するカルチャーコンビニエンスクラブが指定管理者となっております。中にはですね、コーヒーが飲めるスターバックスなんかも入っておるんですが、この佐賀、武雄の中で一番の観光名所と、図書館となっております。今後ですね、指宿の図書館においても観光施設として、また地域を支える情報拠点として、そしてまちづくりの中核施設となるようにですね、しっかりとしたトイレ整備とサポートをお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時59分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員。

○9番議員（高田チヨ子） 皆様、こんにちは。公明党の高田チヨ子でございます。9月議会最後の質問者です。どうぞよろしくお願いいたします。

今年は異常気象に見舞われ、各地で水害や土砂崩れなど、50年に1度というような災害が頻繁に起こり、尊い命が多数奪われました。とっても悲しい出来事が続き、どうなるんだろう、そういう思いが一杯でした。そんな中、今度は錦織圭選手が準優勝した。その報道にとっても嬉しくなりました。そして我が指宿市では指商PTAが文部科学大臣表彰を受賞と、またまた嬉しいニュースが飛び込んできました。人間の気持ちって、いつでも縁によって喜怒哀楽、様々な命が出てくるものだから、そういうことを痛感した出来事でございます。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、少子化社会において生み育てる環境の整備が、今後ますます重要となっております。また、安倍内閣でも子育て支援策を打ち出しておられます。このような状況におきまして、子育て支援の関係機関が連携を図り、健やかな母子を育む社会の基盤づくりが大切であると思われまます。そこでお伺いいたします。

母子の保健支援事業として、現在どのような事業を実施されているのでしょうか。妊娠中の支援から出産後の母子支援、それから乳幼児の支援など、子供が成長していく過程での様々な取組の状況はどのようになっておられるのでしょうか。お伺いいたします。

2点目について、観光都市指宿の活性化についてお伺いいたします。実は、この件については市民の方から指宿の活性化のために池田湖や開聞岳付近、さらに観光ルートなど、皆様が歩かれたり、車で通ったりする市内の道路に年間を通していろんな花を植え、フラワーロードにできないだろうかという提案がありました。そこでお尋ねいたします。指宿市内の道路をフラワーロードにする考えはないかお尋ねいたします。

3点目について、少子化対策として子ども・子育て支援新制度について、今、保育園、幼

稚園の方々は真剣に模索している最中だと思います。そこで、本市の認定こども園の現状についてお尋ねいたします。

以上で、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 健やかな母子を育む環境体制、つまり妊娠してから子どもが成長していく過程での取組状況等についてのご質問をいただきました。

妊娠してから子どもが成長していく過程の様々な取組についてでございますけれども、まず、妊娠をいたしましたら速やかに市に妊娠届出書を提出していただき、それに基づき母子健康手帳を交付しております。また、交付時に妊婦の不安が軽減できるよう、妊娠出産についての情報提供や相談に応じているところであります。さらに、妊婦健康診査無料受診券を発行し、定期的な受診を勧めているところであります。そのほか、出産準備としましては、配偶者も参加しやすい夜間のマタニティスクールを年4回開催し、赤ちゃんのお風呂の入れ方等の実技指導を行っているところでございます。

次に、出産後は産後の母親の健康管理や、赤ちゃんの世話についてのパンフレット配布、あるいは、保健師や助産師による新生児訪問を実施するなど、母子の健康管理にも努めております。

次に、乳幼児健診としましては、乳児産婦健診から3歳児健診まで実施しております。その中で、内科・歯科診察において、疾病の早期発見につなげるほか、成長発達を確認し、栄養指導・歯磨き指導、親子遊びの紹介・育児支援等に努めております。そのほかにも発達支援が必要な子どもには、親子教室を開催するなど、療育の場の紹介も行っているところであります。今後も保育園・幼稚園・療育施設等、各関係機関と連携を深めながら、妊娠中から就学までつながりのある支援となるよう、引き続き様々な支援に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、認定こども園についてでございます。まず、子ども・子育て支援の新しい制度、つまり子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立いたしました子ども・子育て支援関連3法に基づくものであります。乳児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質や量の拡大を図ることを目的としてなった制度でございます。認定こども園とは、就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する機能を備える施設でございます。平成26年4月1日現在、全国で1,359件が認定されており、うち鹿児島県では35件、本市においては、平成23年4月から1件認定されており、定員30名で運営されているところでございます。

以下、いただきました質問等については部長等が答弁をいたします。

○産業振興部長（廣森敏幸） 池田湖周辺や開聞岳周辺に限らず、市全体をフラワーロードにできないかというご質問でございますけれども、議員のご意見にもありました池田湖周辺及び開聞岳付近につきましては、本市を代表する風光明媚な観光スポットでございますので、池

田湖湖畔にあるおおよそ0.5haの花畑に、菜の花やポピーをはじめ、四季折々の花々を植栽し、多くの観光客にお越しいただき賑わっているところでございます。また、開聞観光案内所周辺につきましても、夏にはさるすべり、冬から春にかけては菜の花など、開聞岳をバックにした風景が楽しめるスポットとなっているところでございます。また、いぶすき菜の花マラソンや菜の花マーチの際には、沿道にも菜の花1,000万本を植栽し、ランナーや参加者をはじめ、多くの皆様に喜ばれているところでございます。そのような取組を市全域に広げてほしいということでございますが、市といたしましては、総合振興計画において景観意識の向上としまして花いっぱい運動などの事業を継続し、市民とともに景観意識の向上を図ることとしております。また、観光戦略ビジョンにおいても、四季を生かした景観整備として、観光客を温かく迎える南国特有の花の植栽による景観づくりにも取り組むこととしており、池田湖や開聞岳付近、菜の花マラソン等のコースに限らず、市内のいたるところで花と緑のまちづくりに取り組んできているところでございます。今後も引き続き、花に彩られた魅力ある観光地づくりについて取組み、観光客の皆様をはじめ、市民の皆様にとって居心地のいい安らげるまちになるよう進めていきたいと考えているところでございます。

○9番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。それでは、最初の質問からお伺いいたします。

健やかな母子を育む環境体制は万全かということで、ただいま市長に答弁していただきました。本当に手厚い体制で、母子ともに健康で健やかに育っていくようにということで、一生懸命取り組んでくださっているというのは、よくわかります。しかし、出産後、一人目の子どものときは初めてで、母親は子育てや母親自身の様々な悩みを抱えています。近くにおばあちゃんなどがいたら、相談相手になってくれるのですが、核家族化が進み、相談もできず、一人で悩まれる母親も増えてきていると思います。今、全国的に問題になっている産後うつ、この産後うつの状態にならないよう、産後ケアの支援をしっかりと提供したいと思いますがいかがでしょうか。

そして、二人目、三人目と子どもが多くなっていけば、一人目のときはその子だけでよかったわけですがけれども、二人目、三人目となると、上の子がいますので、上の子も世話をしながら育児となれば、とても大変です。出産して1か月は何もしたらいけないよって、家事もしちゃいけないよ、水も扱っちゃいけないよ、お風呂に入れてもいけないよとか、よく言われるんですけれども、現実的には食事を作ったり、洗濯や掃除をしたりと、家事全般をしなければならぬというのが毎日の日課であり、母親は1か月も休んでいられないというのが実情でございます。私が結婚して指宿に来た頃、その頃には確かに指宿には助産院がありました。それでとっても助かっていた点もあります。しかし、現在はその助産院もなくなりました。そこで、この一人で家事をし、育児をし、大変な思いをしているお母様方に対して、家事を手伝ってくれる支援事業などが必要だと思われましても、この点については

いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（下敷領正） 初めての産前産後につきましては誰しも不安であり、産後うつになられる母親もいるところでございます。このことから、市では助産師や保健師が新生児家庭を訪問しまして、母親の産後の心配ごと相談に応じたり、母乳やミルクの与え方など、具体的な助言指導を行っているところでございます。また、市内に母子保健推進員として38名の方に依頼し、地域において乳児家庭を全戸訪問していただいているところでございます。さらには、生後3・4か月とその母親を対象にしました乳児・産婦健診を実施しているところですが、その健診時においても、母親の心と体について聞き取りを行い、産後うつの状態にならないよう支援しているところでございます。

一方、二人目・三人目の産後のときは、一人目の子どもの面倒も見なければならない状態であり、家事援助などのサービスが必要な方もおられると思われれます。現在、本市では助産所がなく、母子が入所して育児指導等を受けられる産後ケアは実施しておりませんが、産み育てる環境の整備の充実を図る観点から、産後の家事援助サービスがどの程度必要なのか、また、他市の状況について聞き取りを行うなど、調査研究してまいりたいと考えているところでございます。

○9番議員（高田チヨ子） よろしくお願ひします。産前産後、母親は肉体的に精神的にも非常に過敏になっておられます。そのような中で、保健や福祉、医療などの制度ごとに窓口が分かっていると、わずらわしくて相談をしにくくなる、相談しなくなるということも考えられます。そこで、母子ともに安心して相談できる相談体制、この相談体制は市として一元化されているのでしょうか。お伺ひいたします。

○健康福祉部長（下敷領正） 本市におきましては、乳幼児の食事や遊び、あるいは子供との関わり方など、母子保健に関する相談を育児相談や乳幼児健診、保健センター開放などのときに、保健師が受けているところであります。また、保健に関する相談だけでなく、保育所への入所や経済的な悩みなど、保健以外の相談もないか、保護者から聞き取りをしているところでもございます。保健以外の相談内容であった場合には、その解決策につきまして、福祉や医療、教育等の関係機関と連携を図り、保護者の不安や心配が軽減されるよう努めているところでございます。今後においても、多種多様化する相談において、関係機関が情報を共有するとともに、相談者が気軽に相談できるよう、努めてまいりたいと考えているところでございます。

○9番議員（高田チヨ子） 母子ともに安心して生活できるように、これからもどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、2番目の消費者教育の充実についてお伺ひいたします。近年、ネット社会の進展に伴った消費者トラブルが相次いでおります。高度情報化、グローバル化が急速に進み、消費者生活環境が多様化、複雑化している中で、子どもや若者が一人の消費者として安全

に、自覚的に行動できるように、早期からの消費者教育を充実させることが喫緊の課題となってきております。本年6月に政府が閣議決定した消費者白書によると、2013年度は全国の消費者センターなどに寄せられた消費者トラブルの相談件数が約92万5千件と、9年振りに増加に転じたそうです。42都道府県で12年度を上回る結果となっています。消費者庁は65歳以上の高齢者から相談件数が前年度より5万3千件多い26万7千件と、人口の伸びを大幅に上回るペースで増えているということで、そういう分析が出ております。そのほか、未成年に関する相談件数が2010年度以降、毎年約2倍ペースで増加していることも問題となってきております。最近では、子どもが親のクレジットカードを無断で使用したり、ゲームのアイテムを高額購入していたりといった、高額な徴収が来て、親が後でびっくりする、そういう問題も起きてきております。そして、そういう相談が多数国民生活センターに寄せられてきているそうです。そこでお伺いいたします。私たちのこの指宿市では、この消費者教育の充実について、この消費者センターにそういう相談件数はどれくらいあるのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○産業振興部長（廣森敏幸） 消費生活相談につきましては、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、消費者安全法に基づき消費生活センターを商工水産課内に平成21年度に開設し、消費者安全法施行規則に基づく消費生活相談員を配置しております。消費生活相談員は、専門的な知識とその経験を生かし、多岐にわたる複雑な消費生活相談に対し、真摯に問題解決にあたっているところでございます。相談件数につきましては、平成23年度は232件、平成24年度は354件、平成25年度は450件と年々増加傾向にございます。また、相談内容といたしましては、平成25年度は、訪問販売、催眠商法、通信販売の価格に対する相談・問い合わせなど、販売方法の相談が86件、インターネットのアダルトサイトやクーリングオフの手続きなどの契約・解約相談が121件、架空請求・多重債務・ヤミ金などの法規・基準に関する相談が20件、その他といたしまして、食品・商品に関する安全性等の相談、生命保険や遺産相続などが223件でありました。ちなみに被害金額等につきましては、平成24年度の相談件数64件のうち解決件数54件、被害金総額1億2,105万円で、うち解決金額9,150万円であります。平成25年度は相談件数68件のうち、解決件数65件、被害金額5,667万円で、うち解決金額4,343万円となっているところでございます。

○9番議員（高田チヨ子） 今この数字を聞いて驚いております。指宿市は少ないのかなと思いつつながら、この質問をさせていただいたんですけども、結構皆さん、被害に遭われているんだなということを感じました。そこで、この被害をなくすために、市としてはどのような対策を取っているのでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 市民の方々が消費生活において被害者にならないために、まずは消費生活センターを知っていただくことが肝要との思いで、昨年度は消費生活センターの周知と悪質な訪問販売お断りを記したシールを市内全戸に配布しております。玄関にシールを

お貼りいただいているお宅を見かけますと、その効果が伺い知ることができます。

具体的な対策ですが、広報いぶすきの通常版に年2回、お知らせ版に年6回消費生活に関する記事を掲載し、被害防止の注意喚起をしております。また、消費生活相談員が講師として各種会合に出向く出前講座を実施しております。出前講座のこれまでの実績といたしましては、郵便局、各地区の老人クラブ、農業者年金受給者の会、指宿商業高等学校などでございます。今年度からは、ふれあいデイにも講師として伺い、消費生活の啓発に努めているところでございます。さらには、市民の皆様との相談しやすい環境づくりといたしまして、開聞・山川地域での出張相談も毎月実施しているところでございます。今後は、ますます複雑化する相談内容を的確に対応するため、国や県の開催する研修会に相談員を出席させスキルアップに努め、併せて出前講座への積極的な参加など、市民に対し必要な情報及び教育の機会を提供し、被害に遭わない消費者、自立した消費者となるよう消費者教育の充実に努めたいと思っております。

○9番議員（高田チヨ子） もう本当に市民の皆様が被害に遭わないことが一番ですので、何とか一生懸命頑張ってお手伝いさせていただきたいと思っております。

それとですね、この消費者教育というところで、茨城県の水戸市がですね、先ごろ増え続ける消費者被害を防止し、消費生活の安定と向上を目的とする水戸市消費生活条例を施行したそうです。この条例は、消費者の安全・安心な生活のために被害防止や地球環境への配慮など、消費生活に関する問題に関心を持たせることが目的。市消費生活センターの田山ちか子センター長は、消費者市民社会とは自分の消費行動を通して、持続可能な社会の形成に貢献するという新しい言葉である、この文言を盛り込んだ条例は念願だったっておっしゃっていたそうです。

そこで、教育長にお尋ねいたします。この水戸市では、この消費者教育ということについて、学校の授業の一環として取り入れてほしいという要望を受け、市民生活課の柏直樹課長に、課長は同計画について市教育委員会と協議の上、今年度中には策定していきたいと述べたそうです。また、消費者教育を行う人材育成や副教材の一層の充実、幼児から高齢者まで幅広い年代の学ぶ機会も増やしていく考えをされました、とありました。それで、我が指宿市でも大人だけではなく、子どもが被害に遭う場合もあると思っておりますので、これを教育の現場で、やはりそういう指導をしていく必要があるのではないかと思いますので、教育長に答弁をお願いしたいと思います。

○教育長（池田昭夫） 消費者教育は幼児期から高齢者まで、それぞれの年齢に応じ、また学校、家庭、地域、職場等において様々な場所において行わなければならないものだと思っております。現在、学校教育の中で消費者教育に関する学習内容としまして、5年生の家庭科の中に物や金銭の大切さ、または身近な物の選び方や買い方、中学校の社会科3年生ですが、公民の中に金融などの仕組みや動き、または消費者保護のページとして消費者行政につ

いてとか、中学校1年生の技術家庭の中におきましては、消費者の基本的な権利と責任についてということで、消費生活センターやクーリングオフ制度などについて、また指導をしております。同時に、販売方法の特徴について知ったり、また生活に必要な物資、サービスの適切な選択、購入及び活用ができることということで、環境への配慮とか、電子マネーの使い方等、そういうことは今小学校、中学校でも消費者教育として学習の中に取り入れられているものでございます。また今後、このように現実的なことを授業の中にも取り入れながら、やはり子ども達の意識を高めていくことは大切だなと思っているところです。

○9番議員（高田チヨ子） よろしく願いいたします。それでは、観光都市指宿を活性化するためにの項目に入りたいと思います。

ただいま池田湖周辺のことについては、産業振興部長より答弁をいただきました。本当に指宿は、1月の菜の花マラソンに始まり、ずっと観光客は年間を通して指宿にお見えになっていらっしゃる。本当にこの観光客の方が見えたときに、菜の花マラソン、菜の花マーチのときには市内の道路はずっと菜の花で埋まり、黄色いかわいい菜の花で、みんな、あっ、春が来たとすごく喜んで帰っていらっしゃるんじゃないか、そういう思いがしております。今、答弁の中で、いろいろ池田湖とか開聞岳とか、いろいろお花を植えているというお話だったんですが、そこだけではなくて、観光ルートがありますよね、その観光ルートのところとか、それとか皆さんが通られるところ、そこにもいろんな花を植えたらいいのになって。菜の花に始まり、4月は桜、そしてその後イペーがあり、ジャカランタや、そしてさっきおっしゃったサルスベリだとか、ポピーだとか、6月は今度はアジサイがありますよね。そういう、秋になるとコスモス、いろんなお花がずっといぶすきのどこに行ってもいろいろな花が咲き乱れているって、咲き誇っている。そうすると、本当に観光客の方が、指宿って、いつ行ってもきれいなまちだねって、そういうまち並みを見て、また来たい、また指宿に来たい。温泉だけではなくて、温泉に入った上で、またまち並みを見てきれいだねって、そういう思いになってくれれば、本当にすばらしいのかな、そういうふうに思います。そこで、お花を植えるにしてもお金がかかります。市の財政を圧迫するわけにはいきませんので、私たち市民も何かお手伝いすることができないかな。そういう思いで、そのお金を私たち市民一人ひとりが、もちろん希望者ですけれども、一口千円なり、それは皆さんが、私は千円だったら出せるよ、5千円だったら出せるよ。そういう感じでお金を出して、オーナー形式でその花を指宿市のまち並みをきれいにするために植えたらどうか。そういうふうに思うんです。本当にそういうオーナー形式でやれば、もちろんその自分が出したお金がどこのお花になっているのかは分からないけれども、ここのお花の1輪か2輪は私のお金があるのかなって、そういう思いがあれば、皆さん、市民の皆様も、あっ、私も少しは指宿市の活性化のために役立っているんだな、そういう思いができるのではないかな。そういうふうに思います。観光客もリピーターとしてどんどんやってくるようになれば、本当に一石二鳥ではな

いかなと思いますが、このことについてはどうでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 今、オーナー制度について、大変ありがたいご提案をいただきました。花と緑に囲まれたまちづくりを進めていくことで、市民はもちろん、議員がおっしゃるように訪れる観光客にも癒しと感動を与えられると思います。市全域に花いっぱいにしていくためには、やはりそれ相応の資金を伴いますし、また、それと併せて植栽、その後の管理をしていただくためには、相当のまたマンパワーも必要だというふうに感じております。議員ご提案のオーナー制度につきましては、市全体を花いっぱいのまちづくりを進める上で、一つの方法であろうというふうに考えておりますので、今後、そのことについて調査研究をしてみたいと考えているところでございます。

○9番議員（高田チヨ子） このことについて、今産業振興部長の方から温かいご答弁をいただいたんですが、市長の思いをお聞かせいただきたいなと思います。

○市長（豊留悦男） 今産業振興部長が答弁したとおりでございまして、やはり指宿においていただいて、花と緑、そして食べ物がおいしい、おまけに癒しの温泉があるという、それが観光都市指宿の売りでもございましょうから、花をいっぱいにするというこの取り組みは続けていかなければならないし、市民と一緒に、そういうまちづくりを目指してみたいと思います。

○9番議員（高田チヨ子） 是非お願いしたいと思います。

それでは、小さな拠点づくりについてお伺いいたします。これは先ほどからコミュニティの問題とか、いろいろありまして、似たような問題ではないかなと思うんですが、私の方からも質問をさせていただきたいと思います。本市の過疎集落の現状についてお伺いいたします。

○総務部長（高野重夫） 小さな拠点づくりとは、病院や金融機関、ガソリンスタンドなどの生活サービスや地域活動を歩いて動ける範囲でつなぐことで基幹集落化し、基幹集落と周辺の集落をコミュニティバスで結ぶもので、現在、国土交通省がモニター調査を実施しています。小さな拠点と結ばれる周辺集落は、限界集落や医療機関・ガソリンスタンドなどがない小学校区などが想定される場所です。限界集落は一般的に65歳以上の高齢者が人口比率で住民の5割を超えた集落で生活道路の管理、冠婚葬祭など、共同体としての機能が急速に衰えてしまう集落とされており、平成26年8月末現在、市内に65歳以上の高齢者の占める割合が5割を超える集落は22集落で、その内訳としましては、指宿地域8集落、山川地域12集落、開聞地域2集落となっております。このうち構成人員が最も少ない集落は18人で9世帯、最も多い集落は210人で111世帯となっております。また、これらのうち70歳以上の占める割合が5割以上の集落は9集落で、その内訳は指宿地域6集落、山川地域3集落となっております。なお、医療機関がない小学校区については、今和泉校区と利永校区の2校区となっております。

○9番議員（高田チヨ子） 午前中の同僚議員もお話をしましたが、私も8月19日から21日に、この同僚議員、午前中3人とおっしゃったかと思いますが、4人で政務活動に行ってまいりました。そこで、小さな拠点づくりということで、こういうのを勉強させていただきました。国交省の方より説明をお聞きしました。これは、この小さな拠点づくり、これはどういうことかということ、市長が答弁されたように、小学校区など複数の集落が集まる地域において、買い物や医療、福祉など、複数の生活サービスを歩いて動ける範囲に集め、各集落との交通手段を確保することによって、車が運転できない高齢者などであっても、一度に用事を済ませられる生活拠点を作り、地域の生活サービスを維持していこうという取組み、これが小さな拠点づくりです。この地域コミュニティとちょっと似たような感じですがけれども、この小さな拠点づくりというのは、その集落集落、一つのちっちゃな単位でその地域が活性化するように取り計らっていく、そういう組織でございます。このような小さな拠点を幾つもの作ることによって、市全体が活性化されていくのではないのでしょうか。本当に指宿市には今過疎集落が答弁していただいたとおたくさんあるのを聞いて本当にこの過疎集落の方たちも元気になれるように、この小さな拠点をつくる必要がある、そういうふうに思います。そのために、この指宿市発展のために今後のこの小さな拠点づくりについての計画についてお尋ねいたします。

○総務部長（高野重夫） 本市におきましては、交通手段の確保や交通空白地帯の解消を目的に市内循環バスを運行しているところであります。しかしながら、人口減少や高齢化が進む中、商店や医療機関などの日常生活に必要なサービスが徐々に失われていくことも予想され、小さな拠点を形成し集落を結ぶ取組は今後必要性が高まっていくものと思われまます。国土交通省が発行しております小さな拠点づくりガイドブックによりますと、住民主体で地域の実情に合う小さな拠点を考え、困っていることなどを解決する具体的なプランづくりや持続的な運営の仕組みを考えることが起点となっております。指宿市協働のまちづくり指針では、地域内分権の受け皿として新たな地域コミュニティ組織の必要性がうたわれており、小さな拠点づくりにあたっては、新たな地域コミュニティ組織を核に進めていくことが必要であると思われまます。したがいまして、今後、市民の皆様とともに、住民一人ひとりが主役を理念に掲げ、持続可能な地域社会づくりを進めるための手法として、地域の拠点を中心とした生活圏の構築に向けた調査・研究を進めてまいりたいと思っております。

○9番議員（高田チヨ子） 今、本当にありがたい答弁いただいたんですが、それでは利永地区とか池田地区とか、そういうところも今大変少子化問題、いろんなことがあって統廃合の問題とかいろいろあるわけですが、こういうところを今後どのようにしていくか、どのように進めていくかって、お考えはありますでしょうか。

○総務部長（高野重夫） 本市では今年度からモデル事業という形で市内の福元区、柳田校区自公連、今和泉校区自公連の3地区をモデル地区に選定して、新たな地域コミュニティ組織モ

デル事業を実施しております。この新たな地域コミュニティ組織では、住民が一丸となって地域が直面する様々な課題を分析、整理するとともに、目指すべき地域の将来像についての計画づくりを行っていくほか、その実践活動においては自助・共助・公助という補完性の原則に基づきながら、自分たちの地域を自分たちの手で活性化して再生していく姿を理想としております。今年度このような形で、まずモデル地区という形で、先に先進的な取組をしていただき、それを見ながらほかの校区の方にも広げていきたいというふうに考えておりますし、今、国の方でも国土交通省で議員が言われましたとおり小さな拠点づくりについてモニター調査を進めておりますので、その動向についても注視してまいりたいというふうに考えております。

○9番議員（高田チヨ子） よろしくお願ひします。それでは、認定こども園についてお伺ひいたします。この認定こども園は、今、本市では1か所この認定こども園になったということですが、この認定こども園にした場合、どのようなメリットがあるのでしょうか。

○健康福祉部長（下敷領正） 認定こども園は、教育・保育を一体的に行いますので、言わば幼稚園と保育所、両方の良さを併せ持つ施設であると言えます。メリットとしましては、まず3歳以上の児童につきましては、保護者が働いている、いないに関わらず利用できることや、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることなどがございます。また、認定こども園には、子育て支援の場が用意されておりますので、園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加など、利用することができるものでございます。

○9番議員（高田チヨ子） それでは、この認定こども園にした場合、今、待機児童の方がいらっしやると思いますが、この待機児童の解消につながると思うんですけども、このことについてはどうでしょうか。

○健康福祉部長（下敷領正） 本市におきましては、いわゆる待機児童に該当する児童はいないところでありますが、保護者の居住地や勤務先などの都合により、特定の保育所のみを希望されているため、希望する保育所が空くのを待っている児童が、9月1日現在で35名いるところであります。これまでも、この空き待ち児童の解消に向けて、市内の保育所と連携を図ってきており、近年では平成23年度に、4保育園において各園10名ずつ、合計40名の定員増に取り組んでいただき、さらに、平成26年4月からは保育所の改修工事に伴い、2保育園において各10名ずつ、合計20名の定員増をお願いしたところでございます。また、先ほど市長から答弁がありましたとおり、平成23年度に1保育園の認定こども園が定員30人で認定を受け、空き待ち児童の解消につながったところでございます。現在、本市においては、指宿市子ども・子育て会議で、保育所、幼稚園等の利用定員の設定や認定こども園の移行を含め、量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期など盛り込んだ、指宿市子ども・子育て支援事業計画についてご審議をいただいているところでございます。今後はこの計画に基づき、待機児

童の解消をはじめ、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子育て支援の充実など、多様な保育のニーズに対応できるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○9番議員（高田チヨ子） この認定こども園にした場合に、とても今まで入れなかった子ども達が入れるようになるという、それはとってもすばらしいことだと思います。ただ、指宿ではどうなのかなって、11月までにこの認定こども園の申し込みをするかしないかを決めて申請をしないといけないのじゃないかと思いますが、それはどうでしょうか。

○健康福祉部長（下敷領正） 平成27年4月から子ども・子育て支援新制度によりまして、新しい支援制度がスタートすることが予定されているところでございます。そういった状況の中で、保育所、幼稚園を運営します社会福祉法人と、様々な情報を今収集しているところであらうかと思っております。そういう中で、社会福祉法人が今後どのような子育て支援をしていくのかということで判断をした後で、認定こども園の移行、あるいはこのままでいくのかという判断がなされるものと考えているところでございます。

○9番議員（高田チヨ子） 今認可されている保育園は、こちらにそれはできると思うんですが、それでは、市内には認可外の保育園もありますよね。この子ども・子育て支援新制度においてこの認可外保育所はどのような対応になるのでしょうか。

○健康福祉部長（下敷領正） 子ども・子育て支援新制度では、認可外保育所などが一定の基準を満たし、市が認定した場合、地域型保育事業として公的な財政支援を受けて、質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援していただけることとなります。認可外保育所などがこの地域型保育事業の給付を受けるためには、職員の資格や配置人数、保育室等の子ども1人当たりの面積、給食は原則自園で調理することなど、国が定める基準に基づき、今後本市が条例で定める地域型保育事業の認可基準を満たした上で、認可されることが必要となります。また、地域型保育事業のうち小規模保育事業などは、その対象児童が原則3歳未満児とされていることから、卒園後の受け皿となる連携施設を設けることも、認可要件の一つとなっているところでございます。

○9番議員（高田チヨ子） すみません。認可外保育園は市内に何か所ありますか、ちなみに。

○健康福祉部長（下敷領正） 市内にございます認可外施設は8施設となっております。

○9番議員（高田チヨ子） はい、分かりました。みんなが安心していけるようにしてあげてほしいなと思いますので、よろしく願いいたします。

皆さん、昨日の朝、テレビをご覧になりましたでしょうか。私、たまたま昨日の朝、テレビを見ていたら、3分間筋トレというのをやっていました。何だろうと思って見たんですけど、3分間早足で歩いて、その後3分間ゆっくり歩く。それを繰り返して30分、それで1クール。そして終わったら牛乳を飲む。それをするととっても体にいいですよっていうのをやっていました。これは毎日しなくても、1週間に4日ぐらいでもいいですって。平日は仕事の

とてもできないという方は、土曜日とか日曜日とか、休みの日に30分だけ1時間してみたりとか、それは自由にやってもいいって。だけどそれをずっと続けることによって、本当に体が筋力が出て、それだけで筋肉がついて元気になります。最終的には風邪をひきにくい体になりますっていうのを言っていました。これは本当に指宿のSWC構想、この健康マイレージに皆さん、私は時間がないからとか、運動するのは苦手だからとか、足が痛いからとか、そういうふうになって参加されてない方もできるのではないかな、そういうふうに思いながら、昨日テレビを見ていました。本当にこの3分間3分間だけでも、すばらしい効果が上がるというのを聞いて、また、私も、私は毎日歩いているんですが、まだうちの夫は歩いていないので、主人にも勧めたら、これならできるかもと言っていました。皆様のお友達で参加されてない方には、是非お勧めして、元気な体になり、元気な指宿になったらいいなって思いました。

以上で質問を終わります。

○議長（新宮領進） これにて一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

9月19日は本会議の日でありましたが、一般質問の終結により休会といたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、9月19日は休会とすることに決定をいたしました。

△ 散 会

○議長（新宮領進） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後2時54分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 恒 吉 太 吾

議 員 井 元 伸 明

第3回指宿市議会定例会会議録

平成26年9月25日 午前10時 開議

~~~~~

#### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第66号 指宿市奨学資金条例及び指宿市大重・岩崎奨学資金条例の一部改正について
- 日程第3 議案第67号 平成26年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第4 議案第73号 平成26年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第68号 平成26年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第69号 平成26年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第70号 平成26年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第71号 平成26年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第72号 平成26年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 審査を終了した請願及び陳情（陳情第2号，請願第2号）
- 日程第11 閉会中の継続審査について（議案第58号～議案第65号）
- 日程第12 報告第3号 指宿市の平成25年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について
- 日程第13 報告第4号 指宿市の平成25年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第14 議案第74号 事務の調査について
- 日程第15 議案第75号 平成26年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第16 意見書案第4号 奨学資金制度の充実を求める意見書（案）
- 日程第17 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果

---

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
-

1. 出席議員

|       |            |       |             |
|-------|------------|-------|-------------|
| 1 番議員 | 外  菌  幸  吉 | 2 番議員 | 白  山  正  志  |
| 3 番議員 | 恒  吉  太  吾 | 4 番議員 | 井  元  伸  明  |
| 5 番議員 | 吉  村  重  則 | 6 番議員 | 西  森  三  義  |
| 7 番議員 | 浜  田  藤  幸 | 8 番議員 | 東      伸  行 |
| 9 番議員 | 高  田  ちヨ子  | 10番議員 | 森      時  徳 |
| 11番議員 | 高  橋  三  樹 | 12番議員 | 福  永  徳  郎  |
| 13番議員 | 前  原  六  則 | 14番議員 | 松  下  喜久雄   |
| 15番議員 | 前之園  正  和  | 16番議員 | 木  原  繁  昭  |
| 17番議員 | 中  村  洋  幸 | 18番議員 | 新川床  金  春   |
| 19番議員 | 下川床      泉 | 21番議員 | 新宮領      進  |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

|             |                |           |               |
|-------------|----------------|-----------|---------------|
| 市 長         | 豊  留  悦  男     | 副 市 長     | 渡  瀬  貴  久    |
| 副 市 長       | 佐  藤      寛    | 教 育 長     | 池  田  昭  夫    |
| 総 務 部 長     | 高  野  重  夫     | 市民生活部長    | 大久保  正  一     |
| 健康福祉部長      | 下  敷  領      正 | 産業振興部長    | 廣  森  敏  幸    |
| 農 政 部 長     | 新  留  幸  一     | 建 設 部 長   | 三  窪  義  孝    |
| 教 育 部 長     | 浜  島  勝  義     | 山 川 支 所 長 | 馬  場  久  生    |
| 開 闢 支 所 長   | 下  吉  耕  一     | 農 政 部 参 与 | 池  増  広  行    |
| 建 設 部 参 与   | 光  行  忠  司     | 総 務 課 長   | 岩  下  勝  美    |
| 財 政 課 長     | 上  田      薫    | 市民協働課長    | 上  川  路  正  和 |
| 長 寿 介 護 課 長 | 大  久  保  成  人  |           |               |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |            |           |            |
|---------|------------|-----------|------------|
| 事 務 局 長 | 福  山  一  幸 | 次長兼調査管理係長 | 石  坂  和  昭 |
| 主幹兼議事係長 | 鮎  川  富  男 | 議 事 係 主 査 | 濱  上  和  也 |

## △ 開 議

午前10時14分

○議長（新宮領進） おはようございます。ただいまご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において吉村重則議員及び西森三義議員を指名いたします。

## △ 議案第66号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（新宮領進） 次は、日程第2、議案第66号、指宿市奨学資金条例及び指宿市大重・岩崎奨学資金条例の一部改正について、を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（高田チヨ子） おはようございます。文教厚生委員会へ付託されました議案第66号、指宿市奨学資金条例及び指宿市大重・岩崎奨学資金条例の一部改正について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月8日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

施行日が26年11月1日となっておりますが、27年度からという意味の準備を含めて、11月ということなのですかとの質疑に対し、現在貸与中、また償還をしている人も対応できるような形を取らせていただいていますとの答弁でした。

今までは短期大学は認めていなかったのですかとの質疑に対し、指宿市の奨学資金に短期大学が対象として入っておりませんでしたとの答弁でした。

対象にならない学校があるのですかとの質疑に対し、今回の改正で高等学校以上の全ての学校を網羅する形になっていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第67号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（新宮領進） 次は、日程第3、議案第67号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（木原繁昭） おはようございます。総務水道委員会に分割付託となりました議案第67号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月5日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、反対討論として、補正予算の中に社会保障・税番号制度事業が組まれており、今回は社会保障と税という内容ですが、これが国民一人ひとりに番号制度を導入することによって、一人ひとりが管理されてしまう懸念があるという立場で反対しますというものがあがり、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、財政課所管分について、剰余金を積み立てしたということですが、減債基金積立金と公共施設整備基金積立金の残高はとの質疑に対し、減債基金の平成25年度末の残高は10億4,889万6千円で、今回の補正により1億1,973万8千円を積み立てる予定ですので、9月補正後の基金の残高は11億6,863万4千円となるところです。また、公共施設整備基金の平成25年度末の残高は、3億5,257万円で、今回の補正により2億円を積み立てる予定ですので、9月補正後の基金残高は5億5,257万円となることとの答弁でした。

社会保障・税番号制については、どういう内容になるのですかとこの質疑に対し、複数の機関に存在する個人情報をも一人の情報ということで確認を行うための基盤であり、社会保障・税番号制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するためのインフラです。現在、年金の申請手続きに住民票の書類が必要ですが、本制度の導入により申請を受けた行政機関等が各機関に照会を行うことで必要な情報を取得でき、申請者が窓口で提出する書類が不要となりますので、手続が簡素化され、利便性が向上されますとの答弁でした。

個人情報漏えいの問題では、それなりの対策はするが、どれだけ対策しても漏えいが出てくる訳ですけれども、本当にちゃんとした対応が取れるのですかとこの質疑に対し、各自治体も情報を持っているので、それぞれ強固な防御策を作ろうとしています。もし、情報漏えいを行った場合は、罰則を強化するなどしており、国の方もそれなりの対応策を現在作っている途中ですとの答弁でした。

社会保障・税番号制度の関係ですけれども、指宿市が取り組んでいる健康づくりとかにも活用できるようなシステムになっていくのですかとこの質疑に対し、今回のこの税番号制度については、それぞれの所管で持っている年金、保険、健康システムを番号制度に対応できるように、それぞれのシステムについて改修を行おうとしているところであり、それを統一的に連携するような運びになっております。また、必要な運用につきましては、条例を改正するような場合も出てくるということですよとの答弁でした。

使用料及び賃借料の中で、複合機を統一するということがありますが、なぜ統一しなければならないのですか。また、全部変えた場合の台数はいくつになるのですかとこの質疑に対し、本庁、支所、出先機関を含めてプリンタが132台設置されており、多いところでは一つの課に10台から13台のプリンタがあります。専用の机や台等に置かれて執務室のスペースが占有されていますので、複合機を導入し、プリンタの整理統合を図ることで、執務室に余剰スペースが生まれ、空間の有効活用ができます。また、複合機の性能が上がったことで、電気代、使用料、トナー代等の維持管理費の節減が図られることから、プリンタの台数を36台にまで減らそうと考えておりますとの答弁でした。

意見として、社会保障・税番号制度のシステム改修に関して、いろんな所管が改修しております。それが統合できるように運用される時期には、条例改正をしていただくようお願いいたしますというものがありません。

次に、危機管理課所管分について、500万円の補正予算の中で、区画線、道路反射鏡等の部分が含まれておりますが、全体を要望した場合の実際の予算額は大体どのくらいになるのですかとこの質疑に対し、Aランクで1,800万円程度になりますとの答弁でした。

緊急にしなければならないAランクが24か所です1,800万円ということですが、何年度までに終わる計画ですかとの質疑に対し、年次的に市民の生命、財産という観点から、早急に

全て実施できるように予算要求してまいりたいと考えておりますとの答弁でした。

意見として、場所によっては行政が危険箇所をしなければ不作為になります。不作為ということは、もし事故があった場合は、当人の主な責任でしょうが、間接的な責任も出てくる可能性もありますので、整備に関することは緊急にしなければいけないA指定をされたところは、なるべく早く、次年度までにできればしていただきたいというものがありました。

なお、総務課、市長公室、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局につきましては、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（高田チヨ子）** 文教厚生委員会へ分割付託されました議案第67号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月8日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、反対討論として、マイナンバー制度に関わって健康管理システムの構築がありましたが、マイナンバー制度をどう見るかということと関連して、一体のものとして考える必要があると考えます。このマイナンバー制度については、プライバシーの侵害になるのではないか、国民管理につながるのではないかとということも含め、まだまだ議論がある中で、個人情報管理上、大きな問題があるというのがたくさんの声だと思えます。そういう意味で賛成しかねます。また、マイナンバー制度は将来ははっきりしているのは1個人に一つの番号を与えるということだけで、どのようにしていくのかという点は、まだ先は分かっていないという答弁もありました。そういう中で、仮にシステムを作っても、再度システムをやり直しということも否定できないわけであり、今、このシステム改修をするという意味においても問題があり、二重の意味で反対をいたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について、小・中学校には扇風機を普通教室に付けたのですが、クーラーの必要性が県内でも言われて来ているのですけれども、大規模改修のときにはクーラー設置は補助対象になったのではないかと思います、そのことは検討されていないので

すかとの質疑に対し、補助対象になりますが、この補正の段階では検討していませんとの答弁でした。

市民会館は雨漏りがひどく、改修を望んでいるのは以前から聞いているのですけれども、現場から改修を望む声がありながら、市民会館を含めてまだ残されているのがどの程度あるのですかとの質疑に対し、市民会館は昭和44年築で、特に2階部分を中心に雨漏りがひどく、部分的な改修だけでは追いつかない状況ですので、公共施設の在り方検討委員会等でも方向性を検討していきたいと考えています。また、各小・中学校の学校施設については、耐震化を含め年次的に計画をし、指宿商業高校の施設は現在、耐震補強工事を実施しているところですよとの答弁でした。

学校給食の委託が継続的に行われる中で、任用替えを希望しない職員、パートがA社からB社に委託先が変わった場合、雇用の継続性を市役所として変わった都度担保できるのですかとの質疑に対し、今回の業者募集においても、事業者の方へ雇い入れてくださいとお願いをしていますので、次の段階での業者選定となれば、同じような形で条項を入れていきたいと考えていますとの答弁でした。

ヘルシーランドの管理指定が変わったときに再雇用を拒否されて、職を失った方々がいるようですが、A社からB社に変わるときに、その職員若しくは従業員となった場合、市役所の当初の考えができるのですかとの質疑に対し、給食センターは熟練した業務というのがあります。本人の就労希望を聞いた上で、そういう部分を尊重する形の仕様書で対応していきたいと思えますとの答弁でした。

学校教育振興費の補助金制度の対象と金額は幾らになるのですかとの質疑に対し、この補助金は指宿市中学生各種大会出場補助金交付要綱に基づいて補助しているもので、対象は中学校の運動部、吹奏楽等の文化部で、大会に出場する個人及び団体に対して補助金を交付するものです。県内で開催される大会については、回数の制限もありますが交通費の3分の1を、沖縄を除く九州大会については、交通費、宿泊費の3分の1以内の範囲で補助しています。また、沖縄、全国大会については、交通費、宿泊費の2分の1の範囲で支給をしているものですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市民協働課所管分について、社会保険料の件で金額が大きいと思うのですが、何人ぐらいいるのですかとの質疑に対し、今回の補正は1名分ですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管分について、清掃センターの設備補修等で、予想しなかったものがあるということでしたが、それは壊れる可能性を含んでいるものなのか、あるいはとても壊れるものでないのだけれども壊れたということなのですかとの質疑に対し、当初予算を作成するにあたり、昨年10月に業者から見積をいただき、その後、2月に補修点検、修繕等をしたと

き、内部点検も併せて実施し、修繕が必要なものが判断されました。平成29年3月に新ごみ処理施設が一部供用開始という目標がありますので、最小限運転できる部分ということで業者と打ち合わせをしてやっているつもりですとの答弁でした。

ごみの搬入量はどのような状況ですかとの質疑に対し、平成21年ぐらいから横ばい状態が続いていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、長寿介護課所管分について、小規模特別養護老人ホーム開設準備費補助とありますが、いつごろ開設予定で、定員何名ですかとの質疑に対し、開設予定は平成27年2月の予定で29名ですとの答弁でした。

特別養護老人ホームへの待機者は何人ぐらいいるのですかとの質疑に対し、4月時点での待機者は重複を除いて208名ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について、社会保障・税番号制度にかかる健康管理システム構築委託料があり、マイナンバー制度に関わるものだと思うのですが、どのようなシステム移行ということになるのですかとの質疑に対し、複数の機関に存在する特定の個人情報を同一人であるという確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤として国から示されたところです。健康管理システムが社会保障・税番号制度の開始に伴って一緒に活用できるようにするため、この健康管理システムを更新する必要があることから、今回、補正に上げたところですとの答弁でした。

個人情報の管理が1枚の番号でやっていくということは、プライバシーの侵害につながるのではないかという懸念もあるわけで、その辺についてどう考えますかとの質疑に対し、マイナンバー制度の中で一番危惧されるのが個人情報がしっかりと保たれるかというのが基盤となるところだと思います。この税番号制は、国・県・市が一緒になってやっていきますので、そういうところと連携し、個人情報もしっかり守れるような体制の中でやっていきたいと思えますとの答弁でした。

まだ先がどうなるか分からない状況の中で、システム改修の必要があるのですかとの質疑に対し、国からこの社会保障・税番号制についての補助申請時期が示され、これに乗り遅れると市の一財だけでやらなければならない部分も出てきますので、この補助体制の中で整備するために、この9月議会にお願いして、来年1月から健康管理システムを同期させるための改修を行いたいと思っているところですよとの答弁でした。

月額臨時職員の配置替えに伴う賃金と保険料がありますが、これは半年分ですか。半年分であれば健康増進課に来る前はどの課にいたのですかとの質疑に対し、当初予算の中では開支所市民福祉課市民生活係におられたのですが、山川支所市民福祉課健康福祉係が1名減



になった関係で、開聞支所の方を1名山川へ配置替えを行ったというものです。4月からですので、当初予算の市民協働課所管部分と健康増進課所管部分で流用ができませんので、4月から9月までは人事の所管分でお支払いし、10月以降は健康増進課所管で組替えをしたところですのでとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、地域福祉課所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

なお、税務課及び市民スポーツ課所管分につきましては、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（西森三義）** 産業建設委員会に分割付託になりました議案第67号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月9日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、農政課所管分について、降灰を洗い流す洗浄機を3組合が導入するということですが、この指宿地域で灰を洗い流さなければならない状況というのは、年に何回ぐらいあるのですかとの質疑に対し、桜島は昨年約800回爆発しているようで、そのうち指宿に年間数回灰が飛んで来るかと思えます。目に見えた降灰は年に数回なのですが、降ったものが舞い上がってというのは結構あると思っておりますとの答弁でした。

3組合ということでしたが、生産している品物はこういったものですか。また、3組合ともそれぞれ必要性があるのですかとの質疑に対し、この3組合の品目はキャベツです。1組合が12.3ha、もう一つが12ha、もう一つの組合が15haという栽培面積です。現物を見てみますと、キャベツに微量の降灰が付着している部分があり、それが市場に行ったときにクレームがきたりすることがありますので、この洗浄機については必要だということで、県の方にはお願いをしたところですのでとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、耕地林務課所管分について、大山農村公園水道増圧ポンプは、この公園だけの単独のポンプなのですかとの質疑に対し、大山農村公園は高台にあり、通常の水圧では上がらないので、下の方に増圧ポンプがあります。平成5年に整備された公園で、21年経過してポンプが壊れて水が送れない状況になっていますので、今回工事請負費を計上させていただき、取替えを行うものですとの答弁でした。

農地水保全管理支払交付金事業制度の改正で増額補正ですが、その改正内容はどの質疑に対し、平成26年4月1日に改正がなされているのですが、今でも農業者、非農業者に管理をしていただいて、国の方から交付をしていたところなのですけれども、今回の改正点は農業者にプラス普通の方も入れてという条件がなくなり、農業者だけでもいいと、また守っていくのにもそれなりの財源があるので、その基礎単価を上げるという改正になっています。平成26年度からは1反当たり畑で1,720円、田んぼは2,700円の23%アップで、自分たちの農地、農道、水路を守っていただくという形になっていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農業委員会所管分について、農業経営基盤強化促進法及び農地法の一部改正に伴う事業費ということですが、農地基本台帳も既に備えてあるわけですし、農業委員会の活動としては農業振興、農地流動化の促進に取り組んでいるわけで、この改正に伴って重点的にしなければならないということは何なのですかとの質疑に対し、農地台帳は備え付けていますが、関係法令の改正により平成27年4月1日からは公表ということになっています。農地台帳の中身に関しましても、この法令の中で定まっております、新しく追加される分があります。農地の地番とか、所有者は入っていましたが、農地中間管理事業自体が県に農地中間管理機構を設けて、そこが仲介となって農地の出し手から借りて、それを農地の受け手に貸していくという事業になります。この事業をしっかりと進めるために、農地1筆ごとの所有者が今後、自分の農地をどうするのかという情報を入れ込んでいくということです。後継者がいないということであつたら、その農地を誰かに有効に使っていただきたいので、農地中間管理機構に貸すという情報を、農地1筆ごとに調査して、農地基本台帳に入れ込むということになっていますとの答弁でした。

農業委員会と農地中間管理機構とはどういった関係になるのですかと質疑に対し、農地中間管理機構は各県に一つずつ設けられており、鹿児島県も県の地域振興公社に農地中間管理機構が立ち上がったということです。今現在、指宿市の状況でいきますと、農地中間管理機構から市長に委託を行います。委託を行った後、農地の情報に関して農業委員会で把握をしていますので、市長が農業委員会に事務委任をするということになって、農地台帳の整備とかを農業委員会は行っていくということになりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について、指宿特産品コンシェルジュ育成事業のコンシェルジュ

は市が認定し、全てこのコンシェルジュに指宿を任せるといったところまで行くという考えで始められる事業なのですか。また、期間は1年ですかとの質疑に対し、育成するだけで認定まではいきません。1年間を希望しているのですが、27年度の県事業の目処が立っていませんので、議会で承認していただけたならば、10月から来年3月まで雇用させていただき、県の27年度事業の見込みが立ちましたなら、通算1年間雇用できるようお願いをしたいと思っていますとの答弁でした。

緊急雇用対策事業を活用した特産品のコンシェルジュということで、ハローワークから雇用するというのですが、年齢とかについてはどういう考え方をもっているのですかと質疑に対し、国の要綱の中ではできるだけ若い方や女性と書いてはありますが、原則性別、年齢は問わないことにしていますとの答弁でした。

商品開発、デザイン、販路、それから現商品のグレードアップとかを研究していくのだということですが、半年間でこれだけ幅広い研修がなされていくのですか。27年度にこの事業が継続するという事は100%決定ではないので、その辺はどう思われますかと質疑に対し、1年間継続して雇用できればいいのですが、現時点では26年度事業となっております。その限られた中ではありますけれども、できるだけ商工会議所の中で研修を積んでいただく、あるいは県外での研修視察、市場調査、県外からの専門家の招聘、そういうのを積み重ねて修了時点では就職できるような形にもっていきたいと考えていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光課所管分について、温泉費の消耗費342万9千円はろ過機ということですが、詳しく説明をとる質疑に対し、ろ過機の中にありますろ材の交換ということになります。これまでろ材を全部取り替えたことはなく、ろ過機のろ材洗浄の際にろ材が著しく消耗をした部分を替えてきたのですが、もう全体的に取替えなければならない状況になっており、そのろ材を消耗品ということで計上しているところですよとの答弁でした。

かいもん山麓ふれあい公園ログハウス屋根修理は、3棟のうち1棟は全面張替えで、あとの2棟は部分張替えということで、屋根の補修予算なのですが、布団などは干しているのですか。部屋がカビ臭いと聞くのですけれども、どういう管理をされているのですか。管理上の問題はないのですかと質疑に対し、ログハウスの布団については、定期的に天気の良い日に干したりすることもあります。全棟一緒にやるということではなくて、使用された回数が多ければ多いほど、天気の良い日に干している状況です。もちろん利用した日の翌日には必ず掃除をするようにしていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について、道路橋りょう費で認定外道路の補助金が出ていますが、改良舗装はできないということですかとの質疑に対し、以前、両箇所とも拡幅の打診もあったのですが、用地取得が困難ということで、地区より現状の幅員のままで整備をしたいという

要望が出されたことから、今回補正をお願いするものですとの答弁でした。

迫片野田線に信号機設置が必要になったことで、組替えをしようということでしたが、どういう内容ですかとの質疑に対し、迫片野田線踏切内工事については、当初、委託料として4,000万円の予算を組んでいたところなのですが、今年度に入ってJ Rと現地立会いを行い、J Rが詳細に設計をした結果、土木設備が約200万円、信号設備の信号器具箱が約500万円、信号ケーブルが約450万円、追加が必要となるということから、今回、増額補正をお願いしているところですよとの答弁でした。

現在ある踏切のところを改良するわけですので、J R用の信号ということですが、あくまでも指宿市の方で全て負担しなければならないということになるのですかとこの質疑に対し、J Rの方で施工するわけなのですが、費用については全額市の負担となることですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、都市整備課所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

また、建築課所管分、建設監理課所管分につきましては、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

**○5番議員（吉村重則）** 議案第67号に反対する立場から討論いたします。

本補正予算に社会保障・税番号制度が含まれております。社会保障・税番号制度は国会質疑の中でもプライバシーの侵害やなりすまし等の犯罪を完全に防止できないこと、具体的なメリットも費用対効果も示されないまま、新たな国民負担が求められていること、税や社会保障の分野での徴税強化や社会保障給付の削減の手段にされかねないこと等の問題点も指摘されており、今後の市民生活に多大な不安や混乱をもたらすことが想定されることから問題です。以上の理由から反対いたします。

**○議長（新宮領進）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第67号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（新宮領進）** 起立多数であります。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

### △ 議案第73号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（新宮領進）** 次は、日程第4、議案第73号、平成26年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長（木原繁昭）** 総務水道委員会へ付託されました議案第73号、平成26年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）についての、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月5日全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

今回のシステム更新に伴う増額ということですが、このシステムの更新は過去、主にどういふときに行っていたのですかとこの質疑に対し、今現在使われているシステムは、平成18年の合併に伴い更新されておりますが、基本ソフトのセキュリティに関するメーカーのサポートが切れるとか、ソフトが古くなって対応できなくなるとか、そういった状況になったときに更新をしておりますとの答弁でした。

上下水道料金システム更新ということで、今度更新した場合、何年ほどサポートできるようになっているのですかとこの質疑に対し、新しいシステムに更新して2023年1月まではサポートが続くということでしたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新宮領進) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○市長(豊留悦男) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第73号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第68号及び議案第69号(委員長報告、質疑、討論、表決)

○議長(新宮領進) 次は、日程第5、議案第68号、平成26年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、及び日程第6、議案第69号、平成26年度指宿市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長(高田チヨ子) 文教厚生委員会へ付託されました議案第68号、平成26年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、及び議案第69号、平成26年度指宿市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、の2議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月8日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第68号及び議案第69号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長(新宮領進) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新宮領進) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(新宮領進)** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第68号及び議案第69号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(新宮領進)** ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号及び議案第69号の2議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第70号～議案第72号(委員長報告、質疑、討論、表決)

**○議長(新宮領進)** 次は、日程第7、議案第70号、平成26年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算(第1号)について、から、日程第9、議案第72号、平成26年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長(西森三義)** 産業建設委員会へ付託されました議案第70号、平成26年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算(第1号)について、及び議案第71号、平成26年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算(第1号)について、並びに議案第72号、平成26年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、の3議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月9日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、3議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第72号について、総務管理費の委託料に200万円の予算が組まれて、システムへの情報追加ということでしたが、かなりのデータ量だと予測しますけれども、新年度予算にこれを組みなかつたのですかとの質疑に対し、このシステムは平成25年7月1日から平成30年6月30日までの5か年間の賃貸契約により構築しています。平成25年度のシステム構築にあたり、平成23年度までのデータを基に行っていましたが、今回、その後、増加した管きよの延長が約2.2km、それとマンホールが52か所、取付が80か所のデータをシステムに新たに追加する委託費を計上させていただきましたとの答弁でした。

情報管理システムが構築されていて、新しい情報をデータとして付け加えるだけの作業に200万円もかかるのですか。職員でできないのですか。基本的なデータを入れ替えるのなら、ある程度の金額は見込まないといけないと思いますが、追加の情報を打ち込むだけに随分高いと思いますがとの質疑に対し、委託業者とも十分協議を重ねたのですが、やはり職員の対応には負えないという回答でした。データについても、配水設備の申請書とかのスキヤニング等々があり、費用的にも十分精査したのですけれども、どうしてもこれぐらいかかるということですのでの答弁でした。

浄水苑の汚泥脱水装置維持費248万8千円とありますが、修理をすると本来の機能を回復できるのですか。また、今後、詰まったりとかが起きないのですかとの質疑に対し、脱水機の機構がベルトプレスという機種で2枚のろ布で脱水を挟み込み、ろ過による脱水が行われるシステムになっています。脱水機の更新を予定していますので、それまでは今使っている脱水機の修理等を含め、維持管理に努め、新しく更新する予定ですのでの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第70号及び議案第71号は、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第70号から議案第72号までの3議案を、一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号から議案第72号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

#### **△ 審査を終了した請願1件及び陳情1件（委員長報告、質疑、討論、表決）**

**○議長（新宮領進）** 次は、日程第10、審査を終了した請願1件及び陳情1件を議題といたします。



まず、陳情第2号は、総務水道委員会に付託して審査を願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長（木原繁昭）** 総務水道委員会に付託になりました陳情第2号、川内原発再稼働の地元同意に関わる陳情書の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月5日に全委員出席のもと、審査いたしました結果、住民や議会、市長の同意なしに原発を再稼働することは許されないということは、確かにいろいろ意見があると思います。本当に原発がなければいい世の中ですけれども、今の状態から徐々に原発を減らしていくとか、再稼働に対しては安全性が万全の態勢でやるべきだというような陳情だったら認めたいのですが、今度の原子力規制委員会の新規制基準は、川内原発の津波、地震対策もかなり厳しい基準になっており、川内原発が早ければ年内にもという状況を聞いておりますが、陳情書の内容を見て理解できないところが多々ありますので、この陳情については反対させていただきますという意見と、福島で災害があつてからここ2、3年、原発が動いていない中で、夏も冬も電力量については十分足りています。また、この意見書は薩摩川内市と鹿児島県だけでなく、ほかの自治体の意見についても認めるべきだという陳情になっており、原発事故が起こってから原発を再稼働させるなという反対の声が全国にも広がっています。指宿市民にも反対という声はかなりある中で、薩摩川内市、鹿児島県だけでなく、他の自治体の同意を求める方向にしていくべきだという声を反映させられるように、この陳情を採択すべきだと思うという意見が出され、起立採決の結果、起立少数により不採択と決しました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

**○5番議員（吉村重則）** 陳情第2号について、委員長報告に反対する立場から討論いたします。

全国の止まっている原発に先駆けて、川内原発がいち早く再稼働させられようとしています。事故を起こした福島第一原発の原子炉のそばには、いまだに近づけません。何が原因で事故が起きたのか、真相究明はまだです。汚染水問題も未解決。そのような状況で作られた規制基準が原発の安全を保証できるでしょうか。規制委員会の田中委員長も絶対安全とか、

そういうことは申し上げていないと、再三発言しています。また、世界最高水準の基準といいますが、ヨーロッパでは当たり前の炉心が融けても受けとめる安全装置や大型航空機の衝突に耐える二重の格納庫があり、規制基準にはありません。避難計画も含まれずとても世界最高基準とは言えません。抜本的な地震対策も行われなままです。大飯原発差し止めの福井地裁判決は、原発ではいったん発生した事故は時の経過に従って拡大していくと、原発には異質の危険があると述べ、国民の命と暮らしを守ること以上に大切なことはない、原発再稼働ストップの判断を下しています。50キロ圏の福島飯館村が避難を強いられている現状や、避難者を受け入れる自治体は、原発事故の際に責任を負わされざるを得ないだけに、それらの自治体や住民や議会、市長の同意なしには原発を再稼働することは許されないという理由で反対いたします。

**○議長（新宮領進）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（新宮領進）** 起立多数であります。

よって、陳情第2号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、請願第2号は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（高田チヨ子）** 文教厚生委員会に付託になりました請願第2号、奨学金制度の充実を求める意見書採択の請願書の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

要旨につきましては、請願文書表のとおりですので省略させていただきます。

本委員会は、去る9月8日に全委員出席のもと、紹介議員の説明を求めて審査いたしました結果、大学等に進学する子ども達が、学費の値上げ等によって勉強ができない状況になるときに、この制度で大学に行けて、卒業できて、国のため、また地方のために頑張っていただく制度だと思っていますという意見と、奨学金については諸外国、特に先進国では償還方式というのではなくて、必要な人には償還を必要としない奨学金が今や主流だと思います。学業に励むということは、国の将来を支えるという意味においても、一気にそこまでということにならないにしても、本請願は奨学金制度の充実を求めるということですので、当然、採択すべきだと思いますという意見が出され、全員一致をもって採択すべきものと決まら

た。

以上で、報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。  
ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。  
これより、討論に入ります。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、討論を終結いたします。  
これより、請願第2号を採決いたします。  
本件に対する委員長の報告は、採択であります。  
本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** ご異議なしと認めます。  
よって、請願第2号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

#### △ 閉会中の継続審査について

**○議長（新宮領進）** 次は、日程第11、閉会中の継続審査について、を議題といたします。

決算特別委員長から、目下審査中の議案第58号から議案第65号までの8議案について、会議規則第111条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

決算特別委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

#### △ 報告第3号及び報告第4号一括上程

**○議長（新宮領進）** 次は、日程第12、報告第3号、指宿市の平成25年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、及び日程13、報告第4号、指宿市の平成25年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について、の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

## △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今回、追加して提案いたしました案件は、財政の健全化判断比率の報告に関する案件1件、公営企業の資金不足比率の報告に関する案件1件、補正予算に関する案件1件の計3件であります。

まず、報告第3号、指宿市の平成25年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、及び報告第4号、指宿市の平成25年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について、の2議案であります。

両案は、本市の平成25年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては、総務部長に説明させます。

○総務部長（高野重夫） それでは、命によりまして、追加してご説明申し上げます。

追加提出議案の1ページをお開きください。

まず、報告第3号、指宿市の平成25年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、であります。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、前年度の決算に基づく健全化判断比率として四つの指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率をそれぞれ毎年度算定し、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。また、本市の比率の状況と併せて早期健全化基準と財政再生基準についてもお示ししております。この基準の内容等につきましては、本議案の参考資料を提出しておりますので、参照していただきますようお願い申し上げます。

それでは、指宿市の平成25年度決算に基づく財政の健全化判断比率である四つの指標についてご説明申し上げます。

一つ目の実質赤字比率ですが、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、実質収支額は赤字でないため、数値なしとなりました。二つ目の連結実質赤字比率ですが、一般会計等や公営事業会計に係る実質収支合計額における実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、実質収支額合計が赤字でないため、数値なしとなりました。三つ目の実質公債費比率ですが、公債費に特別会計及び一部事務組合の公債費に充当された繰出金等を加えた実質的な公債費の標準財政規模に対する比率の3か年平均値で、10.3%となりました。四つ目の将来負担比率ですが、地方債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債の総繰入見込額、一部事務組合の起債の負担見込額、職員の退職手当支給見込額、第三セクター等への損失補償見込額等、一般会計等が将来負担すべき実質的な負担の標準財政規模に対する比率で44.9%となりました。

早期健全化基準及び財政再生基準は、財政健全化法に基づき財政の早期健全化及び財政の再生を図るための計画を、議会の議決を経て策定の上、計画実施の推進を図るための財政上の措置を講ずることとなる基準であります。本市の比率はいずれもこの基準を下回っているところであります。

次は、追加提出議案の2ページをお開きください。

報告第4号、指宿市の平成25年度決算に基づく公営企業の資金不足の比率の報告についてであります。

本案は、報告第3号と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業ごとの資金不足比率を毎年度算定し、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。また、本市の資金不足比率と併せて、経営健全化基準についてもお示ししておりますが、これは報告第3号で説明しました早期健全化基準に相当するものであります。

それでは、指宿市の平成25年度決算に基づく公営企業ごとの資金不足比率についてご説明申し上げます。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるかを示した比率で、まず、地方公営企業法が適用される水道事業会計については、資金不足でないため数値なしとなりました。

次に、地方財政法により、特別会計を設けて運営する公営企業で地方公営企業法が適用されない温泉配給事業特別会計、公共下水道事業特別会計、唐船峡そうめん流し事業特別会計については、いずれの会計も資金不足でないため、数値なしとなりました。

経営健全化基準は、財政健全化法に基づき、公営企業の経営の健全化を図るための計画を議会の議決を経て策定の上、計画実施の推進を図るための財政上の措置を講ずることとなる基準であります。本市の比率はいずれもこの基準を下回っているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時29分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 報告第3号及び報告第4号（質疑）

○議長（新宮領進） これより、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第3号及び報告第4号は終了いたしました。

#### △ 議案第74号（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）

○議長（新宮領進） 次は、日程第14，議案第74号，事務の調査について，を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する提案者の説明，質疑，委員会付託等を省略し，ただちに採決いたしたいと思  
います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって，本案に対する説明，質疑，委員会付託等を省略し，ただちに採決することに決定  
いたしました。

これより，議案第74号を採決いたします。

本案は，原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって，議案第74号は，原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました議会基本条例調査特別委員会委員の選任については，委員会条例  
第8条第1項の規定により，外菌幸吉議員，白山正志議員，恒吉太吾議員，井元伸明議員，吉  
村重則議員，西森三義議員，浜田藤幸議員，高田チヨ子議員，松下喜久雄議員，以上，9名  
を指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時48分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご報告申し上げます。

休憩中に開催されました議会基本条例調査特別委員会において，委員長に松下喜久雄議  
員，副委員長に恒吉太吾議員がそれぞれ互選されましたので，報告いたします。

#### △ 議案第75号上程

○議長（新宮領進） 次は，日程第15，議案第75号，平成26年度指宿市一般会計補正予算（第6  
号）について，を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） それでは、ご説明申し上げます。議案第75号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、であります。

本案は、歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ23万2千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を217億8,098万2千円にしようとするものであります。

なお、詳細につきましては総務部長に説明させますので、よろしくご審議賜りまようお願い申し上げます。

○総務部長（高野重夫） それでは、命によりまして、追加してご説明申し上げます。

追加提出議案の3ページをお開きください。

議案第75号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、であります。

別冊の平成26年度補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ23万2千円を追加して、歳入・歳出予算の総額を217億8,098万2千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明をいたしますので、10ページをお開きください。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節9旅費23万2千円の補正につきましては、議会基本条例調査特別委員会設置に伴う費用弁償等を増額するものであります。

次は、歳入についてご説明いたしますので、9ページをお開きください。

款18繰入金23万2千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として財政調整基金からの繰入金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時51分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### △ 議案第75号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（新宮領進） これより、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案75号は、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。  
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。  
これより、討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新宮領進) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第75号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

#### △ 意見書案第4号(説明・質疑・委員会付託等省略、表決)

○議長(新宮領進) 次は、日程第16、意見書案第4号、奨学資金制度の充実を求める意見書案、を議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、ただちに採決いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

これより、意見書案第4号を採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果報告

○議長(新宮領進) 次は、日程第17、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果を報



告します。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長より、同広域連合議会の議員の選挙に関する規則第15条の規定により、報告がありましたのでお知らせいたします。

投票総数417票，投票中，有効投票414票，無効投票3票。有効投票中，下本地隆議員180票，道上正己議員156票，たてやま清隆議員78票。

以上のとおりであります。

なお，鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人につきましては，お手元に配布の鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人名簿のとおりでありますので，ご了承願います。

#### △ 閉議及び閉会

○議長（新宮領進） 以上で本会議に付議されました案件は，全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ，併せて，平成26年第3回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時55分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 吉 村 重 則

議 員 西 森 三 義

## 意見書第4号

### 奨学金制度の充実を求める意見書

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度は、経済的理由により修学に困難がある大学生等を対象とした国が行う貸与型の奨学金で、無利息の第一種奨学金と年3%を上限とする利息付の第二種奨学金があり、平成24年度の貸付実績は、第一種が約40万2,000人、第二種が約91万7,000人となっています。

しかしながら、近年、第一種、第二種とも、貸与者及び貸与金額が増加する中、長引く不況や就職難などから、大学を卒業しても奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増しており、平成24年度の返還滞納者数は約33万4,000人、期限を過ぎた未返還額は過去最高の約925億円となっています。

同機構は、返還が困難な場合の救済手段として、返還期限の猶予、返還免除、減額返還などの制度を設け、平成24年度からは無利息の第一種のみ「所得連動返還型無利子奨学金制度」を導入し、さらに、平成26年度からは延滞金の賦課率の引下げを実施しています。しかし、これらの救済制度は要件が厳しく、通常の返還期限猶予期間の上限が10年間であるなど、様々な問題点が指摘されています。

よって、意欲と能力のある若者が、家庭の経済状況にかかわらず、安心して学業に専念できる環境を作るため、下記事項に取り組みられるよう強く要望いたします。

#### 記

- 1 高校生を対象とした給付型奨学金制度の拡充を行い、大学生などを対象とした給付型奨学金制度を早期に創設すること。
- 2 収入が一定額を超えた場合に、所得額に応じた返還額を、課税システムを通じて返還できる所得連動返還型の奨学金制度を創設すること。
- 3 授業料減免を充実させるとともに無利息奨学金をより一層充実させること。
- 4 海外留学を希望する若者への経済的支援を充実させるため、官民が協力した海外留学支援を着実に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年9月25日

指宿市議会議長 新宮領 進

内閣総理大臣 殿  
財 務 大 臣 殿  
文部科学大臣 殿